

- 4 卷二二、左京諸蕃下。卷二四、右京諸蕃上。卷三〇、未定雜姓。
- 5 那珂通世遺書、頁一〇六一—一〇八。
- 6 史學雜誌、第二五編第四號(大正三年四月)、「丸都及國內城考」、頁四三五—四四七。
- 7 史林、第六卷第三號(大正十年七月)、頁三六〇以下——〔今西龍遺著「朝鮮古史の研究」所收論文「高句麗五族五部考」〕。
- 8 東洋學報、第二八卷第二號(昭和十六年六月)所載拙稿「高句麗の建國傳説と史上の事実」——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 9 高麗史、卷五六、地理志、開城府の條。
- 10 東國輿地勝覽、卷二、京都下。李朝太祖實錄、卷九、五年四月の條。
- 11 京都帝國大學文學部印行、景印旧鈔本、第一冊。
- 12 内藤虎次郎博士撰、景印本翰苑跋。
- 13 魏志の原據は、今日傳はらない魏の魚豢の魏略であるが、翰苑の此の註の中、魏略其のものに本づいた部分は、「其國大本「？」有五族」から「桂樓部代之」までの數句と認められる(以下の部分は別として)。しかも第一章の初めに掲出した魏志の記事を参考しなければ全く意義の通ぜぬほど誤脱が多い。これは翰苑の古寫本の傳寫の際に生じたものであらう。なほ後文五部の比定の第五「一名右部」の下には、「一名下部、一名白部」とあるべきのが脱ちてゐる。
- 14 旧唐書(卷四六)経籍志の地理類に著録せられてゐる「奉使高麗記一卷」は、或は此の書であるかも知れないが、著者も年代も共に詳かでない。
- 15 此の句の本づくところは、前漢書地理志の燕の條、及び後漢書東夷傳の序である。
- 16 隋書の問題の句の下には、「人皆皮冠」とあり、北史には「人皆頭著折風、形如弁」とある。今西博士は人字を前句の

褥薩に附けて褥薩人と読み、自ら疑つて「人の字を附せしは明ならず」といはれたが、此の文字は下の句の主格である。

- 17 滿洲歴史地理、第一卷、頁三八三—三八四。
- 18 唐書、卷五八、藝文志。同上、卷八〇、太宗諸子傳。
- 19 藝文、第一二年第一一號(大正十年十一月)所載「百濟五方五部考」、頁五一——〔今西龍遺著「百濟史研究」所收本論文、頁三一二〕。
- 20 藝文、第一二年第八號(大正十年八月)所載「百濟五方五部考」頁六——前出「百濟史研究」所收本論文、頁二八八—二八九〕。
- 21 史學雜誌、第三六編第八號(大正十四年八月)所載「欽明紀の佛教傳來の記事について」。
- 22 藝文、第一二年第一一號、「百濟五方五部考」、頁五〇及び五三——〔百濟史研究所收本論文、頁三一一、頁三一一—三一二〕。
- 23 滿鮮地理歴史研究報告、第八冊所載「百濟に関する日本書紀の記載」、第一章參照。
- 24 東亞學、第三輯(昭和十五年十二月)所載拙稿「高句麗王家の上世の世系について」——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 25 滿鮮地理歴史研究報告、第一一冊所載拙稿「曹魏の東方経略」附説「母丘儉の高句麗征伐に関する三國史記の記事」——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 26 滿鮮史研究、中世第二冊、圖版第五、第六。
- 27 世宗十年、卞季良が王命を受けて撰じた箕子廟の碑に「井田之制、八條之法、炳如日星、吾邦之人、世服其教」の句がある(東文選、卷一一一)。

- 28 箕子志、第五參照。
- 29 朝鮮古蹟圖譜解説、第二冊。
- 30 帝國學士院紀事、第二卷第一號（昭和十七年三月）所載拙稿「晉代の遼東」、頁二〇〇、頁二〇三——「滿鮮史研究、上世第一冊所收本論文」。
- 31 東亞學、第三輯（昭和十五年十二月）所載拙稿「高句麗王家の上世の世系について」——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 32 史林、第六卷第三號、「高句麗五族五部考」、頁五〇——「今西龍遺著「朝鮮古史の研究」、頁四二八」。
- 33 同上論文、頁五一——「朝鮮古史の研究」、頁四三〇。
- 34 同上論文、頁五九—六一——「朝鮮古史の研究」頁四四一—四四四」。
- 35 魏志に、高句麗の五部族の中、ただ桂婁部だけは、部族を意味するらしい奴（麗紀の奴に當る）という文字を添へてないが、これは此の部が王宗である關係から、當時の高句麗人の間に他の部族と區別して呼ばれてゐたからではあるまいか。降つて晉代になると、此の王家は中國に通聘する時、高を以て姓としたらしく、宋書（卷九七）高句麗傳に「高句麗王高璉〔長壽王諱は巨連〕、晉安帝義熙九年〔長壽王元年〕遣長史高翼、奉表獻赭白馬」とあるのは、其の徵證と認むべき確実なる記事の最も古いものである。又た日本書紀、天武天皇十一年六月の條に「高麗王、遣下部助有・卦婁毛切・大古昂加、貢方物」とあり、之を日本後紀、延暦十八年十二月の條に「信濃國人外從六位下卦婁眞老……等言・已等先高麗人也」とあるのに照合すると、卦婁は一の姓と認められ、且つ其の字面は桂婁とよく似てゐる。因つて故那珂通世博士は「卦婁氏は、蓋句麗王の裔にして、部名を以て姓としたる者なるべし」といはれた（那珂通世遺書、外交釋史、頁一〇七）。洵に傾聽すべき説である。ただ高句麗の確実なる史料が極めて乏しく、他に類例を見出だし得ないのは遺憾である。

- 36 考古學雜誌、第三一卷第二號（昭和十六年二月）所載拙稿「玄菟郡の屬縣高顯の遺址」——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 37 滿鮮地理歴史研究報告、第一六冊所載拙稿「樂浪郡考」、註第三——「滿鮮史研究、上世第一冊所收本論文附說「高句麗の嶺東経略」」。
- 38 滿鮮地理歴史研究報告、第二二冊所載拙稿「曹魏の東方経略」——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 39 滿鮮地理歴史研究報告、第一六冊所載拙稿「樂浪郡考」、第七章——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 40 帝國學士院紀事、第一卷第一號（昭和十七年三月）所載拙稿「晉代の遼東」、頁一九七——「滿鮮史研究、上世第一冊所收本論文、第二章末」。

肅 慎 考

- 一 滿洲民族の用ひた楛矢・石砮
 - 二 古典の肅慎氏
 - 三 晉書の肅慎傳の記事と肅慎國記との關係
 - 四 司馬昭の肅慎招諭と肅慎國記
 - 五 兩晉南北朝に於ける肅慎の來獻と其の事情
- 一 滿洲民族の用ひた楛矢石砮

古の滿洲の住民はトゥングース種族に屬し、いふまでもなく低級なる文化の持主であつたのであるが、彼等は狩獵及び戰鬥の具として、楛矢に石鏃をすげたものを用ひてゐた。

三國時代の挹婁に關しては、魏志^{卷三}○挹婁傳に「其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長尺八寸、青石爲鏃、古之肅慎氏之國也、善射、射人皆入、因矢施毒、人中皆死」といひ、晉書^{卷九}東夷傳の「肅慎氏一

名挹婁」の傳に「有石弩・皮骨之甲、檀弓三尺五寸、楛矢長尺有咫」とある。南北朝時代の勿吉に關しては、魏書^{卷一〇〇}の勿吉傳に「善射獵、弓長三尺、箭長尺二寸、以石爲鏃、……常七八月、造毒藥、傳箭鏃射禽獸、中者便死、煮藥、毒氣亦能殺人、……太和十二年、勿吉復遣使、貢楛矢・方物於京師」といひ、なほ本書の本紀及び冊府元龜を見ると、勿吉が楛矢及び石弩を貢したことを傳へた記事が多い。隋唐時代の鞞鞞に關しては、隋書^{卷八}鞞鞞傳に「自拂涅^{○拂涅は鞞鞞七部の一}以東、矢皆石鏃、即古之肅慎也、……人皆射獵爲業、角弓長三尺、箭長尺有二寸、常以七八月造毒藥、傳矢以射禽獸、中者立死」といひ、舊唐書^{卷九}鞞鞞傳に「兵器、有角弓及楛矢」といひ、新唐書^{卷二九}鞞鞞傳に「其矢石鏃、長尺二寸、蓋楛弩^{○肅慎遺法}とある。唐初に編纂せられた括地志——唐の太宗の子魏王泰等撰——に「鞞鞞國、古肅慎也、……善射、弓長四尺、如弩、矢用楛、長一尺八寸、青石爲鏃」とあるのは、魏志の挹婁傳の文を取つて之を當時の鞞鞞に結びつけたのに過ぎないが、唐の玄宗朝の人張守節は、史記^{卷四七}孔子世家の「肅慎之矢」に註して「肅慎國記云、肅慎、其地在夫餘國東北河六十日行、其弓四尺、強勁、弩、射四百步」といひ、——肅慎國記といふ書については、第三章及び第四章に詳説すべく、文字に誤脱のあるべき國記の此の文については、第三章の終りに述べる——次に「今之鞞鞞國、方有此矢」(鞞鞞は鞞鞞の異譯)といふ守節自身の知見を附け加へてゐる。又遼代の女眞も楛矢を用ひてゐた。それは高麗史^{卷五}顯宗世家に、顯宗二十一年(遼聖宗太平十年)、東女眞の會長曼鬪等が戈船四艘・楛矢十一萬七千六百を獻じた

こと、別に東女眞奉國大將軍蘇勿蓋等が馬九匹・戈船三艘・楛矢五萬八千六百を獻じたこと、及び同年、東女眞寧塞將軍睦史阿骨等が馬・鐵甲・楛矢を獻じたことを敘べてあるのでわかる。

楛は後漢の許慎の説文に「楛、木也」といひ、唐の章懷太子は、後漢書^{卷一〇}孔融傳の註に彼れの知見を述べて「今遼左^{○遼東}有楛木、狀如荆、葉如榆也」といつた。清の乾隆元年編盛京通志^{卷二}の物産篇に「楛一名雉尾荆、色赤、中爲矢、世傳肅慎氏楛矢、即此」といひ、又清の閻若璩が「有從寧古塔來者詢其風土、云……西南去六百里、曰長白山、山巔之陰、及黑松林、徧生楛木、可取以爲矢、質堅而直、不爲燥濕所移²」と説いてゐるのに依ると、滿洲の中、殊に密林に蔽はれた長白山系の山中には、此の木が多いのであらう。しかし楛は滿洲特産の木ではない。詩の大雅の旱麓篇に「瞻彼旱麓、榛・楛濟々」といひ、尙書禹貢篇の荊州(今の湖南・湖北二省)の條に「厥貢、……惟篚・簞・楛」と見え、山海經の西山經に「上申之山、楛無草木、而多礫石、下多榛・楛」とあるばかりでなく、吳の陸璣は、詩の旱麓篇の楛に「楛其形似荆而赤、莖似著、上黨^{○山西省冀寧道の南部}人、織以爲斗宮箱、又揉以爲釵、故上黨人調問婦人、欲買楛否、曰竈下有黃土、問買釵否、曰山中自有楛³」といふ説明を與へた。さうして光緒十八年重修の山西通志^{卷一〇〇}風土記、下物産の條に「舊志、楛出潞安」とあるから、今も古への上黨の地なる冀寧道の南部に産するのであらう。ブレットシユナイデル氏は彼れの名著 *Botanicum Sincicum* に、

此の木の名の書經・詩經・山海經等に見ゆることを指摘し、次に彼れ自身の見を述べて、
 “That is all we know from the ancient authors regarding the hu [楛] tree. Although Legge calls it the arrow-thorn, Chinese authors do not say that it has thorns. It seems that this tree or shrub is still known under its ancient name in China. We find the hu mentioned in the Shansi tung chi [山西通志] as growing in Lu an fu. [潞安府]”⁽⁵⁾と云つたが、學名を示すに至らなかつたのは遺憾である。植物學に門外漢である余は、固より之を知らぬ。専門家并に識者の示教を受けたく思ふ。

然らば楛木を用ひて矢を作ること、滿洲地方の古代の住民の間にのみ特に行はれたかといふに、またさうでもない。東晉の郭璞は山海經の楛に「楛木可以爲箭」といふ註を施した。戰國策^{卷六}に趙襄子が晉陽城（山西省冀寧道太原）を巡檢した時の事を叙べて「召張孟談曰、吾城郭之完、府庫足用、倉廩實矣、無矢奈何、張孟談曰臣聞董子之治晉陽也、^{○晉陽は趙の臣董闕の居城である} 公宮之垣、皆以荻・蒿・楛・楚廬之、有楛其高至丈餘、君發而用之、於是發而試之、其堅則楛・籬之勁不能過也、君曰、矢足矣」とあるが、これに依つて推すと、郭璞の説は、支那の内地に於ける楛矢使用の事實に本づいたものにならぬ。前漢書^{卷七}五行志^上之の肅慎氏の楛矢の註に「應劭^{○後漢の人}曰、楛木名。師古曰、音怙、其木堪爲箭筈、今關以北皆用之、^{○關は唐の州名其の治は今の陝西省關中道郿縣} 土俗呼其木爲楛子也」といひ、今の陝西省の北部では、唐

代になつても楛木の矢の用ひられてゐたことがわかる。顏師古はいふまでもなく唐初の人である。

次に柝は、尙書禹貢篇の荊州（今の湖南・湖北二省）及び梁州（今の陝西・四川二省）の條に見え、⁽⁷⁾るのが最も古い。後漢の許慎の説文には、「柝、石可以爲矢鏃者」と説いてある。晉の常璩の華陽國志⁽⁸⁾卷三越嶲郡臺登縣の條に、「山有柝石、火燒成鐵、剛利、禹貢厥賦柝、是也」とある。柝石は、製鐵の材料となる鐵礦を指したものにちがひない。それは唐の李吉甫の元和郡縣圖志⁽⁹⁾卷三嵩州臺登縣の條に、「鐵石山在、縣東三十五里、山有柝石、火燒成鐵、極剛利」とあるのを見ても明かである。臺登縣は今の四川省建昌道冕寧縣の管内の地である。晉の左思の蜀都賦に「碧・柝・芒消」と見え、——碧は碧玉、芒消は硫酸鈉即ち硫酸曹達——唐の劉良が「碧石生越嶲郡無會縣、柝可作箭鏃、禹貢梁州、厥貢柝石、芒消出蜀郡廣陽山」と註した柝も鐵礦であらう。随つて前記の禹貢の柝もさう見るべきである。しかし柝はまた有史以後の支那人の既に用ひてゐなかつたやうに思はれる。石鏃其のもの、稱でもある。即ち上記の説文の解に「石可以爲矢鏃者」といひ、後漢の應劭が柝鏃也といひ、吳の韋昭が「柝鏃也、以石爲之」といつた如く⁽¹⁰⁾であつて、後漢の高誘も此の意味に於いて呂氏春秋^{卷二}貴直論の「矢石」に「矢箭・石柝也」といふ解を施した。

古の滿洲地方の住民であつた挹婁や勿吉や靺鞨が、彼等自ら使用し、或は中國に貢獻したといふ柝は、いふまでもなく石鏃である。魏志の挹婁傳に「矢用楛、長尺八寸、青石爲鏃」といひ、魏書の勿

吉傳に「箭長尺二寸、以石爲鏃」といひ、北史の勿吉傳及び隋書の靺鞨傳に「自拂涅以東、矢皆石鏃」とあるのは、之を説明したものである。其の材料となる石の產地については、晉書東夷傳の「肅慎氏一名挹婁」の傳に、「其國東北有山、出石、其利入鐵、將取之、必先祈神」と記るされてゐる。「其國東北」は、挹婁の本據が寧古塔附近であること⁽¹²⁾から推して、瑚爾喀河の下流域、或は三姓以東の松花江の流域とすべきであらう。明代の地誌を見ると、遼東志^{卷九}の生女直の條に、「江[○]黑龍江口有石、名木化石、堅利、可鏗矢鏃、土人寶之」といひ、大明一統志^{卷八}にも、女直の地の土産として石砮を擧げた條に、「黑龍江口出、名水化石、堅利入鐵、可鏗矢鏃、土人將取之、必先祈神」とある。たゞ此の石が古の挹婁の用ひたものであるかどうかはわからぬが、清初の人吳振臣が「江[○]混同江即松花江」中出石砮、相傳、松脂入水千年所化、有紋理、如木質、紺碧色、堅過于鐵、土人用以礮及、名爲昂威赫、即古肅慎氏所貢楛矢・石砮是也」といひ、また閻若璩が「有從寧古塔來者、詢其風土、云、東去一千里曰混同江、江邊有榆樹・松樹、枝既枯、墮入江、爲波浪所激盪、不知幾何年、化爲石、可取以爲箭鏃、榆化爲上、松次之」と説いてゐるのに依ると、松花江畔の地には實際かういふ特殊の化石を産するのであらう。楊賓の柳邊紀略⁽¹⁸⁾に「楛木長三四寸、色黑或黃、或微白、有文理、非鐵非石、可以削鐵、而每破於石、居人多得之虎兒哈河、[○]瑚爾喀河相傳、肅慎氏矢、以此爲之、好事者藏之家、非斗粟正布不可得、楛矢自肅慎氏至今凡五貢中國、勿吉・室韋之俗、皆以此爲兵器、或曰楛矢、或曰石鏃、或曰楛砮、歷代

史傳之媿々、今余所見直楛耳、無有所爲鏃與砮也」と述べてゐるのは、楛木の何であるかを知らないで、石鏃の材料となる特殊の石に關する知見を之に附會したものである。

二 古典の肅慎氏

三國の時、楛木の矢に石鏃をすげたものを用ひてゐたといふ挹婁は、今の寧古塔附近を中心として瑚爾喀河の流域に據つてゐた民族であつて、其の民族竝に住地の様子が始めて三國時代の支那人に知られたのは、魏の幽州刺史毋丘儉の有名なる高句麗征伐に伴ひ、別に滿洲方面に對して玄菟郡太守王頎を主將とする一大遠征の行はれた結果である。即ち魏志の東夷傳に夫餘傳と相竝べて挹婁の國狀を相當詳しく記述した專傳の存する所以である。⁽¹⁹⁾

ところで遙かに遠き先秦の世、挹婁の兵器と同じやうなものを中國に貢したといふので有名なる夷狄がある。それはいふまでもなく肅慎氏であつて、其の貢矢のことは、國語^{卷五}の魯語に載せてある次の物語に依つて人口に膾炙してゐる。

仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石砮、其長尺有咫、陳惠公使人、以隼如仲尼之館、問之、仲尼曰、隼之來也遠矣、此肅慎氏之矢也、昔武王克商、通道於九夷百蠻、使各以其方賄來貢、使無忘職業、於是肅慎氏貢楛矢・石砮、其長尺有咫、先王欲昭其令德之致遠也、以示後

人、使永監焉、故銘其括曰肅慎氏之貢矢、以分大姬、○武王の元女、配虞胡公而封諸陳、古者分同姓以珍玉、展親也、分異姓以遠方之職貢、使無忘服也、故分陳以肅慎氏之貢、君若使有司求諸故府、其可得也、使求、得之金櫝、如之。

史記^{卷四}の孔子世家や、劉向（前漢末の人）の說苑^{卷一八}や、前漢書^{卷二}の五行志^上に載せてある物語はいづれもこれに同じい。史記編纂の材料となつた今の國語は、左丘明が著はしたと史記の太史公自序に見えてゐる春秋時代の國語のものではないやうであるが、それはとにかく、肅慎貢矢の物語は、此の書に見えるのが最も古く、さうして先秦時代の文獻に見える唯一のものである。前章に引用した如く、魏志の挹婁傳に「古之肅慎氏之國也」といひ、隋書の靺鞨傳に「即古之肅慎氏也」といひ、新唐書の靺鞨傳に「蓋稽罽遺法」と叙べてゐるのは、何れも此の物語に本づいた説であつて、即ち三國時代の挹婁なり、隋唐時代の靺鞨なりが、實際稽矢・石罽を使用してゐた事實から、周の武王の時さういふものを貢したといふ上古の肅慎氏を聯想し、さうしてそれと同時に肅慎氏と挹婁・靺鞨との比定を敢てしたものでなければならぬ。

然らば肅慎なるものは、本來どういふ夷狄として上代の支那人に知られてゐたのであらうか。史記^{卷一}五帝本紀の帝舜の條に、禹が九州を定めた結果、各其の職を以て來貢した四方の外夷として、南方の交趾・北戸、西方の西戎・析枝・渠搜・氐・羌、北方の山戎・北發・息慎、東方の長夷・鳥夷を舉

げてある。²⁰大戴禮^{卷七}の五帝德篇に、孔子が帝舜について宰我の問に答へた語として記るされてあるところも、略々五帝本紀に同じい。これ等の四夷の中、息慎は後漢の鄭玄が「息慎或謂之肅慎、東北夷」といつた如く、肅慎の譯字を異にしたもので、それは同じ大戴禮^{卷一}の少閒篇に、また、舜の時に於ける外夷の來服を「民明教通于四海、海之外、肅慎・北發・渠搜・氐・羌來服」と叙べてあるので明かである。しかし五帝本紀や大戴禮のこれ等の記事は、歴史上の事實を傳へたものと考へることはできない。肅慎等の四夷の來服を古聖王としての舜に歸した少閒篇の此の文句が、又た其の篇に於いて、別に三代の古聖王なる夏の禹王、商の湯王、周の文王に、それと同じやうに繰りかへされてゐるのは、それ等自ら空想譚たることを告白してゐるものである。前漢武帝の元光元年の詔の一節には、「周之成・康、刑錯不用、德及鳥獸、教通四海、海外肅慎^{○肅は慎の古字}、北發・渠搜・氐・羌徠服」といひ、また同じことが文王・武王の後の王たる成王・康王にも及ぼされてゐるではないか。即ちこれは中國に聖天子が現はれると、四方の夷狄が其の德を慕うて來朝貢獻するといふ支那人一流の政治上の理想を説いたものでなければならぬ。たゞ史記五帝本紀や大戴禮の記事の原據となつた古文獻が、漢代以前のいづれの時代に屬するものであるにしても、古の聖王たちに結びつけられた四夷の各の名は、之を空想の所産と見ることはできない。

又た肅慎に關する古傳としては、書序の一節に「成王既伐東夷、肅慎來賀、王俾榮伯作賄肅慎之

命」とある。史記^四周本紀の、肅慎を息慎に作つた同じ記事は、之を據所としたものであらう。「賄肅慎之命」は、漢以前に亡んだ尙書的一篇であるが、此の肅慎の來賀も史上の事實を其のまゝ傳へたものではなく、上に指摘したやうな特殊の理想を説いた古い記事の一つであるといふに過ぎまい。しかも左傳^二昭公九年の條に、周の景王の語として「肅慎・燕・亳、吾北土也」とある肅慎は、北方の夷狄として知られてゐた實在の肅慎を指したものであらうから、書序の肅慎來賀の物語も、さういふ肅慎に根據があるのであらう。

然らば春秋戰國の間、肅慎の朝貢とも稱すべき事實が實際あつたかといふにそれはよくわからぬ。逸周書(所謂汲冢周書)の王會篇には稷慎の文字を用ひて、之を正北方の夷狄の一とし、其の貢するものとして、大塵を擧げてあるが、王會篇は全篇通じて史上の事實の記載であるとは思はれない。降つて漢代に於いては、肅慎と中國との間に如何なる交渉もなかつたらしく、たとひ其の名が當時の確實なる文獻に見えてゐても、それは實際の知識に本づいたものとは認められない。即ち司馬相如(前漢景帝の時の人)の子虛賦に、烏有先生の語として「齊東有巨海、南有琅邪、……邪與肅慎爲鄰」といひ、又た無是公の語として「今齊列爲東藩、而外私肅慎²²⁾」といつてゐるのは、淮南子^一原道訓に「徒裸國、納肅慎」といひ、同書^四卷墜形訓に海外三十六國の一として肅慎を擧げてゐると共に、古の文籍から獲られた古の知識の踏襲であらうと思はれる。後漢末の高誘が「肅慎在北方」といつたのも、ま

た然りとすべきである。殊に墜形訓には、「自西北至西南方、有修〔一長〕股民・天民・肅慎民・白民・沃民・女子民・丈夫民・奇股民・一臂民・三身民」といひ、肅慎を純然たる空想的國民の仲間に入れてゐるのであつて、山海經の海外西經の記載も殆んど同じい。

かくの如く肅慎が北方の夷狄として上代の支那人の間に知られてゐたのは、秦以前の或る時代に屬し、さうして其の知識は頗る漠然たるものであつたらしい。然らば魯語の貢矢の物語はどうかといふに、余は書序にいふところの肅慎の來賀を史上の事實と認めないから、また此の所傳に傳説以上の價値を置かうとはせぬ。楛木の矢は支那人も之を用ひ、其の本土に於いても珍しいものではなかつたけれども、肅慎或は其の方面の北夷が、石鏃を楛矢に上げて用ひてゐたことは、肅慎に關する實際上の知識の一部として、其の時代の支那人の注意を惹いてゐたであらう。然るに遠夷の來朝を古聖王の出現に歸する思想が、肅慎來賀の物語を生んだ後ち、楛矢・石磬がそれに結びついて、それ等の貢獻の物語となり、更にそれが孔子の博識に附會せられて、魯語の傳へるやうなものとなつたのであらう。

古の肅慎氏は、古典の上では非常に名高いけれども、一々の記事を檢討して、歴史的に之を考へて見ると、其の正體は殆んど雲をつかむやうなもので、果してそれが後の挹婁であつたかどうか、それすらよくわからぬのである。漠然たる想像ではあるが、もつと支那の内地に近い北邊の住民であつたのではあるまいか。然るに三國の時、新たに支那人の確實なる地理的知識にはひつた挹婁は、たま

楷矢・石弩を用ひてゐたので、漠然たる古典的の知識が本となつて、それが著しく支那人の注意を惹き、これこそ古の肅慎氏であるとせられ、爾來肅慎は挹婁の別名となつたのである。

三 晉書の肅慎傳の記事と肅慎國記との關係

晉書^{卷九}東夷傳に「肅慎氏一名挹婁」と題して、其の國狀を詳述した記事があるが、これは始めて三國時代の挹婁の國狀を傳へた魏志の挹婁傳に次いで此の民族に關する歴史的事實の記載である。今ま便宜上其の全文を數節に分ち、それ等の各に記號を附して左に掲げる。

〔A〕肅慎氏、一名挹婁、在不咸山北、去夫餘可六十日行、東濱大海、西接寇漫汗國、北極弱水、其土界廣袤數千里、居深山窮谷、其路險阻、車馬不通、夏則巢居、冬則穴處、父子世爲君長、無文墨、以言語爲約、有馬不乘、但以爲財產而已、無牛羊、多畜猪、食其肉、衣其皮、績毛以爲布。

〔B〕有樹名雜常、若中國有聖帝代立、則其木生皮可衣。

〔C〕無井竈、作瓦鬲受四五升以食、坐則箕踞、以足挾肉而啖之、得凍肉、坐其上令暖、土無鹽鐵、燒木作灰、灌取汁而食之、俗皆編髮、以布作襜、徑尺餘、以蔽前後。

〔D〕將嫁娶、男以毛羽插女頭、女和則持歸、然後致禮娉之、婦貞而女淫、貴壯而賤老、死者其日

即葬之於野、交木作小椁、殺猪積其上、以爲死者之糧、性凶悍、以無憂哀相尙、父母死、男子不哭泣、哭者謂之不壯、相盜竊、無多少皆殺之、故雖野處、而不相犯、有石弩・皮骨之甲、檀弓三尺五寸、楷矢長尺有咫、其國東北有山出石、其利入鐵、將取之、必先祈神。

〔E〕周武王時、獻其楷矢・石弩、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢之盛、莫之致也、及文帝^{馬昭}司作相、魏景元末、來貢楷矢・石弩・弓・甲・貂皮之屬、魏帝詔歸于相府、賜其王儔雞錦、罽・緜帛、至武帝元康初、復來貢獻、元帝中興、又詣江左、貢其石弩。

〔F〕至成帝時、通貢於石季龍、問之、答曰、每候牛馬、向西南眠者三年矣、是知有大國所在、故來云。

以下、此の肅慎傳の記事を檢覈して、三國以後の挹婁——所謂肅慎——に關する支那人の知識と其の知識の淵源とを明かにしよう。

魏志^{卷三}の夫餘傳に「夫餘在長城之北、去玄菟^{撫順市}千里、南與高句麗、^{○鴨綠・修佳}二江の流域、東與挹婁、^{○瑚爾喀}河の流域、西與鮮卑^{○西刺木倫及び老哈河の流域}接、北有弱水」といひ、夫餘の北境の河水として弱水の名を擧げてある。此の弱水は余の考に依ると、阿勒楚喀河の河口に近い地方の東流松花江を指したもので、即ち今の哈爾濱附近の松花江である。⁽²⁴⁾然るに同じ魏志の挹婁傳には、「挹婁在夫餘東北千餘里、濱大海、南與北沃沮接、未知其北所極」といひ、挹婁の北境を不明としてあるが、これは魏の正始六年（西紀二四五）に於け

る女菟郡太守王頌の遠征の當時、寧古塔附近を中心とする挹婁の境内に於いて、遠征軍の見聞が瑚爾喀河の流入する三姓附近の東流松花江に及ばなかつたことを暗示してゐるものである。さすれば前掲の晉書肅慎氏傳の文(A)に「北極弱水」とある弱水は、三姓附近の松花江に比定すべきものでなければならず、随つてさういふ知識は晉代になつて新たに獲られたのであらうと思はれる。しかし西晉・東晉を通じて約一世紀半(西紀二六五—四一九)、——其の間のいかなる機會に挹婁に關する新しい知識が中國に輸入せられたかは、特に考察を要する問題である。さうして晉書は唐の太宗の時房元齡等の編纂した書であるから、其の肅慎傳の記載が悉く晉代の材料に本づいたものであるかどうか、これも合せて考へて見なければなるまい。

さて晉書肅慎傳の記事Aの「肅慎氏、一名挹婁」は、前史の説を踏襲したものである。魏志の挹婁傳の所依は、本書の東夷傳の他の部分と同様、主として魏の魚豢(明帝の時の人)の魏略らしいが、挹婁傳に挹婁を「古之肅慎氏之國也」としたのも、魏略にさう見えてゐたからである。それは唐の張楚金(高宗の時の人)の翰苑の夫餘の章の註——註の作者は唐の雍公叡——に引かれた魏略の逸文に、「夫餘國在玄菟長城北、去玄菟千餘里、南接句驪、東接挹婁、即肅慎國也」といひ、後漢書^{卷一〇〇}孔融傳の章懷太子(唐の高宗の子)の註に「魏略曰、挹婁一名肅慎氏」とあるのでわかる。即ち晉書肅慎傳の上の一句の本づところは、魏略或は魏志である。次に此の傳のBの一條「有樹名雒常、若中

國有聖帝代立、則其木生皮可衣」は、山海經、海外西經の肅慎國の條の本文「肅慎之國、在白民北、有樹、名曰雄^{郭曰或作雒}常、先入代帝、於此取之」と、郭璞(東晉の人)の註「其俗無衣服、中國有聖帝代立者、則此木生皮可衣也」とを合せ取つたものにちがひない。

そこで翰苑の肅慎の章を見ると、註者雍公叡が本書の此の章の本文を説明するが爲めに利用した肅慎關係の古書は、(1)後漢書、(2)魏略、(3)肅慎國記(或は略して肅慎記)、(4)陸翽(東晉の人)の鄴中記(5)山海經である。さうしてなかんづく魏略に依つたといふ一文は、

[M] 魏略曰、肅慎氏、其地在夫餘國北十日行、東濱大海、西接冠漫行國、北極弱水、其土界廣數^數衰千里、居深山窮谷、夏則巢居、冬則穴處、父子代爲居長、無文墨、以言語爲約束、續毛以爲布、^續行^行が^行あらう^行 挾而噉之、得陳肉^{陳肉}、坐其止令^上隴^隴、地土無鹽鐵、燒木作灰、灌取汁食。

であつて、内容の上からいへばこれは晉書肅慎傳のA・B・Cの中からBを除き去つたものと略々一致する。然らば山海經を所依とした部分Bを中間に挟んだAとCは、實際魏略の文を取つたのであらうか。若しさうとすれば、挹婁の境域・居處・衣服・飲食等のことをかなり詳しく敍べた晉書の記事(A及びC)は、三國の時既に支那人の間に知られてゐた事實でなければならぬが、それは挹婁の北境としての本書の弱水を晉代になつてからの知識であらうとした余の推定と抵觸する。

しかし翰苑の肅慎の章の註に「魏略曰」とせられてゐる文(M)に相當する晉書肅慎傳のA及びC

は内容の上から挹婁に關する間接の知識らしく見えない。詳言すれば、支那の内地に來た挹婁人或は他の東夷の朝貢者が、挹婁の國狀について物語つたところを記述したものでなく、親しく其の地を踏んだ支那人の直接の觀察に本づいた記事らしい。「作瓦甬受四五升以食、坐則箕踞、以足挾肉而啖之、得凍肉、坐其上今暖」といふが如きは、さう思はしむるに充分である。しかも三國の時、王頎の遠征の前後、別に挹婁に關する頗る豊かなる知識の獲られた機會のあつたらしい徵證は全然史上に見當らない。のみならず、此の記事其のものが魏志の挹婁傳の本文に取り入れられもせず、また裴松之註ともなつてゐないのは、甚だをかしいではないか。

眼を轉じて太平御覽卷七八四、四夷部五、東夷五の肅慎の章を見ると、これには書序・後漢書・山海經・孔子家語の肅慎關係の記事と相並べて肅慎國記の文を載せてあるが、其の一文の中、後半の部分は次の如くである。

〔N〕 嫁娶之法、男以毛羽挿女頭、女和則持歸、然後致禮娉之、婦貞而女淫、貴壯賤老、寡居終身不嫁、性凶悍、以無憂喪相尙、父母死、男子不哭、哭者謂之不壯、相盜賊、物無多少盡誅殺之、雖野處、而竝不相犯、死者即日便葬於野、交木作小槨、殺猪積槨上、富室至數百、貧者數十、以爲死者之糧、以土覆之、以繩繫於槨頭、出土上、以酒灌醑、纒繩腐而止、無時祭祀也、其檀弓三尺五寸、楛矢長尺有咫、石弩皮骨甲、石山在國東北、取之必先祈神、石利入鐵。（太平御覽引肅慎國記文）

後半)

太平御覽の肅慎國記の此の部分は、翰苑の肅慎の章を見ると、雍公叡の註に、「肅慎國記」及び「肅慎記」の文として分載せられてある諸條を合せたものと略々同じい。さうして挹婁の疆域・居處・衣服・飲食等の事を叙べた問題の魏略の文(M)も、太平御覽には肅慎國記の記事の一部として、ここに掲出した部分(N)の前半をなしてゐるのであつて、即ち次の如くである。

肅慎國記曰、肅慎氏、其地在夫餘國北可六十日行、東濱大海、夏則巢居、冬則穴處、父子世爲君長、無文墨、以言語爲約、其畜有馬・猪・牛・羊、不知乘馬、以爲財產而已、猪放山谷中、食其肉、坐其皮、績猪毛以爲布、無井竈、人作瓦甬、西升以食、坐則箕踞、足挾肉而啖之、得凍肉、坐其上令煖、土地無鹽、燒木作灰、灌取汁食之、俗皆編髮、以布作搭徑、徑尺餘、以蔽前。

（太平御覽引肅慎國記文前半）

此の故に翰苑の註の一條に「魏略曰」とあるのは、實はさうではなく、既に内藤虎次郎博士の指摘せられた如く、必ず「肅慎國記曰」の譌りであらねばならぬ。²⁸⁾ 随つて挹婁の國狀を魏志の挹婁傳以上に詳しく傳へた晉書肅慎傳の記事(A及びC)の原據は、魏略ならざる肅慎國記であるとすべきである。さうして其の肅慎國記が魏略よりも後にできたものであることは、内容の上から殆んど疑ひなからう。

次に晉書肅慎傳の記事D、即ち挹婁の婚姻・葬儀及び弓矢等の事を叙べた部分が、太平御覽の肅慎國記の記事の後半の部分としての前掲の文「N」と略々同じいことは、兩者を對照すれば直ぐわかる。又たEは姑く措き——次章に於いて説明する——東晉の成帝の時、肅慎が石季龍の朝廷に通貢したといふ一條Fは、翰苑の註に「陸歲(綱)鄴中記曰、肅慎在鄴之東北、去鄴五万里、遣使四年、乃達、獻石罽・楛矢、問使者緣來此、答六牛馬西南向眠三年、則知有大國所在、故來耳、恒以此爲候也」とあるのに依ると、鄴中記に據つたものにちがひない。鄴中記は隋書經籍志に「鄴中記、三卷、晉國子助教陸翹撰」と見え、石虎(石季龍)に關する諸事を録した書であるが、其の完本は夙く亡び、永樂大典に散見する諸條を抄出排比して一卷とした武英殿聚珍版全書本の鄴中記には、翰苑の註に引かれた記事は見えない。

以上縷説したところに依ると、唐の雍公叡が、翰苑の肅慎の章の註記に利用した後漢書以外の書は、肅慎國記の誤りである魏略を刪つて、肅慎國記・鄴中記及び山海經の三書であるが、挹婁を肅慎氏の一名として其の國狀を叙べた晉書肅慎傳の所依も、殆んどこれ等の外に出でない。——Eは姑く除外して——しかも傳全體から見て、山海經及び鄴中記を取つたのは、其の一小部分に過ぎないのであるから、全體の分量の上から、主なる所依は肅慎國記であるといつてもよいのである。

次に考へて見なければならぬのは、かくの如く晉書肅慎傳の主なる所依となつた肅慎國記其のものについてである。翰苑の註に引かれた肅慎國記の諸條は、其の書の記述の範圍が、三國以前の古い時代に及んでゐたことを示してゐる。即ち

肅慎記曰「イ」昔武王克商、通道九夷百蠻、使各以其賄來貢、使無忘職業、於是肅慎貢楛矢・石罽、其長尺有咫、先王欲昭其合德之致遠也、以示後人、使永監焉、故銘其楛曰肅(慎)○氏之貢矢、王又以賜陳胡公。「ロ」成王時、復入賀、王使榮伯作賄肅慎之命也。

肅慎記曰「ハ」漢武帝時、肅慎不至、策詔慷慨、根不能致之也。

とあつて、「イ」は魯語に、「ロ」は書序に、「ハ」は前漢書武帝本紀の元光元年の詔に、それらの據所を有する記事である。さうして其の書の本來の形に於いては、これ等の典籍の名も一々示してあつたのであらうと思はれる。してみると、肅慎國記といふ書は、肅慎(古典の)及び挹婁に關する諸書の記事を輯録したもので、魏略——或は魏志挹婁傳——の文も、魯語・書序・前漢書等と相並べて掲げられてあつたにちがひない。上に述べた如く翰苑の註者雍公叡が、肅慎國記の文であるべきものを「魏略曰」として引いたのも、肅慎國記の其の條の隣に「魏略曰」云々といふ魏志の挹婁傳に相當する記事があつて、それが爲めにかやうな錯誤を生じたのであらうと見れば解釋がつく。

又た太平御覽の肅慎の章に引かれた書は、(1)書序、(2)後漢書、(3)山海經、(4)孔子家語、(5)

肅慎國記である。さうして後漢書の記事は其の末尾に註記してある如く、魏志の挹婁傳のものと同じく、孔子家語の記事は魯語のものと同じいのである。然るに原形の肅慎國記には、やはり(1)より(4)に至る諸書の記事を其のまゝ載せてあつたらしいのであるから、御覽の掲げた肅慎國記の一條——上文に前後二部に分かつて引く——こそは、此の書(國記)の中、本文上獨特の價値を認められた部分であらねばならぬ。さうしてそれが上述の如く晉書肅慎傳のE以外の主なる所依となつてゐるのである。

さて肅慎國記は、隋書の經籍志にも、舊唐書の經籍志及び新唐書の藝文志にも著録せられてゐない書である。随つて其の著者竝に撰述の年代はわからぬ。しかも翰苑の註に肅慎國記と相並べて別に鄴中記を引いてあるのは、國記の記述の範圍が、東晉時代に及んでゐなかつたことを暗示するものであらう。鄴中記は東晉の人陸翹の撰した書で、此の時代の初めに屬する趙の石虎に關する諸事を載録したものである。即ち撰者は不明であるとしても、撰述の年代は大體西晉の間を出でないらしい。然らば本書の中、晉書の肅慎傳に對して主要なる材料を供給した部分、即ち挹婁の一名としての肅慎に關する事實を傳へた一書として獨特の價値を認むべき部分の記事は、西晉の間の如何なる機會に獲られた知識を盛つたものであらうか。次に章を更めて此の問題の究明に移る。

史記^{卷四}孔子世家を見ると、其の註に引いてある唐の張守節の史記正義に、

肅慎國記云、肅慎、其地在夫餘國東北河六十日行、其弓四尺、強勁、弩、○「弩」の上に「力如」の二字を脱したのであらう射四百步、今之靺鞨國、方有此矢。

とある。末尾の「今之靺鞨國、方有此矢」は、第一章に述べた如く、張守節が肅慎國記の文に附け加へた語であつて、靺鞨は靺鞨の異譯である。たゞ太平御覽に引かれた肅慎國記に「肅慎氏、其地在夫餘國北可六十日行」とあるのは、全く史記正義の肅慎國記に同じいが、其の弓矢に關する記載は「其檀弓三尺五寸、楛矢長尺有咫」であつて、此の部分が彼れ是れ著しく違つてゐるのは不思議に感ぜられる。しかし御覽の掲げた肅慎國記の記事は、本書の獨特の價値ある部分だけであつて、本來の完備した國記には、西晉以前の古書の文も載せてあつたとすれば、張守節はまたそれを參考したかも知れない。さうして魏略を所依とした魏志の挹婁傳には「其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長尺八寸、青石爲鏃」とあるのであるから、張守節の所謂肅慎國記の文の下半は、此の書の中の魏略に依つたものであらうと思はれる。

又た山海經、大荒北經の肅慎氏之國の條の郭璞(東晉の人)の註に「今肅慎國、去遼東^{○郡治は襄平、今の遼陽}三千餘里、穴居、無衣、衣猪皮、冬以膏塗體、厚數分、用却風寒、其人皆工射、弓長四尺、勁彊、箭以楛爲之、長尺五寸」とある。これも其の據所は魏略であらう。全文が魏志の挹婁傳と略々同じ

く、しかも傳には「勁疆」といふ文字のない點から、さう察せられる。さうして此の文字は「強勁」となつて正義の肅慎國記の文の中にも見えてゐるのである。たゞし「去遼東三千餘里」は、左傳、昭公九年の條の杜預（西晉の人）の註には「肅慎北夷、在玄菟○今の撫順市北三千餘里」といひ、遼東の代りに玄菟とあるが、何れにしても、これ等は晉代の知識である。

四 司馬昭の肅慎招諭と肅慎國記

三國から西晉の初めにかけて、肅慎は三たび中國に朝貢した。

一、魏明帝、青龍四年（西紀二三六）——遼東の公孫氏の魏に滅ぼさるゝ二年前。

二、魏陳留王、景元三年（西紀二六二）——魏の亡ぶる三年前。

三、晉武帝、咸寧五年（西紀二七九）——西晉建國の後ち十四年。

余はこれ等の朝貢の事實から、前章の終りに提出した問題を解釋する鍵を見出さうと思ふのであるが、豫め考へておかなければならないのは、此の間に於ける東夷諸國と中國との關係である。

後漢の末から三國の初めにかけて、中國に兵亂の絶えなかつた間、遼東の地方及び朝鮮半島に於ける樂浪・帶方二郡の地を占有し、東方の夷狄の間に勢力を及ぼしてゐたものは、襄平（今の遼陽）を本據とする公孫氏であつた。然るに魏の明帝の景初二年（西紀二三八）に至り、公孫氏は魏に滅ぼさ

れた。魏は其の故地を平州の管下に置き、同時に東方の諸夷を羈縻する機關としては、東夷校尉を平州の治所襄平に置いた。晉書卷四地理志の平州の條に、「後漢末、公孫度自號平州牧、其子康、康子文懿○並擅據遼東、東夷九種皆服事焉、魏置東夷校尉居襄平、而分遼東・昌黎○昌黎は遼西の謂・玄菟・帶

方・樂浪五郡、爲平州」とあるのは、此のことを敍べたもので、それがまた續きの文に「及文懿○滅、後有護東夷校尉、居襄平」と繰りかへされてゐる。魏はやがて平州を省き、遼東以下の五郡を

幽州に屬せしめたが、——正始五年（西紀二四一）毋丘儉が幽州刺史を以て東征に従事したのは、これが爲めである。——降つて西晉の初めには、武帝（司馬炎）の泰始十年（西紀二七四）、再び五郡を分つて平州を置き、³⁰襄平を治所とする東夷校尉の制も前代の舊に依つた。かくの如き魏晉の東夷校尉

は滿洲から朝鮮半島に亘り、廣く東方の諸夷を羈縻するのが其の任務であつたのであつて、それは晉書卷九東夷傳の夫餘の條に「武帝時、頻來朝貢、至太康六年（西紀二八五）、爲慕容廆所襲破、其王依慮自殺、子弟走保沃沮、……有司奏、護東夷校尉鮮于嬰、不救夫餘、失於機略、詔免嬰、以何龜代之」といひ同傳の馬韓の條に「武帝太康元年（西紀二八〇）二年其主頻遣使、入貢方物、七年・八年・

十年、又頻至、太熙元年（西紀二九〇）詣東夷校尉何龜上獻」とあるのを見てわかる。さうして武帝の在位の間、西晉の威力は相當に東夷の諸國に及んでゐたらしく、即ち咸寧二年から太熙元年にかけて（西紀二七六—二九〇）東夷の數國、十數國乃至數十國の、内附し、歸化し、來獻した記事が年を逐

うて晉書の武帝本紀に見える。なかんづく咸寧五年（西紀二七九）の條には肅愼の來獻を傳へた「肅愼來獻楛矢・石弩」といふ記事があるが、太熙元年の次の年なる惠帝の元康元年（西紀二九一）の條に「是歲、東夷十七國、……詣（東夷）校尉内附」とあるのは、此の種の記事の最後のものである。たゞしこれ等の記事にたゞ國數を擧げ、肅愼以外の國名の殆んど示されていないのは、本來わかつてゐたのを晉書の編者が省略したのであらう（此の事はなほ第五章に詳説する）。

さて晉書^{卷七}の東夷傳を見ると「裨離等十國」と題する一條がある。先づ其の初めの部分に、十國中の四國の漠然たる位置竝に來獻の事を叙べて、

裨離國、在肅愼西北馬行可二百日、領戶二萬、養雲國、去裨離馬行又五十日、領戶二萬、寇莫汗國、去養雲國又百日程、領戶五萬餘、一羣國、去〔寇〕莫汗〔國〕又百五十日程、去肅愼五萬餘里、其風俗土壤、竝未詳、泰始三年〔西紀二六七〕各遣小部、獻其方物。

といひ、次に自餘の六國、牟奴・惟離模盧・于離末利・蒲都・緇余・沙樓に關しては、太熙の初め、これ等の諸國の酋帥某々等が、各正副使を遣はし、東夷校尉何龕の許に詣つて歸化したと記してある。太平御覽^{卷七八七、四}の「牟奴七國」の條には「牟奴國・摸盧國・末利國・卑離國・滿都國・緇余國・沙樓國。晉起居注曰、太熙元年正月、牟奴等國、大小口十七萬九千餘人、各遣正副使、詣護東夷校尉何龕、上獻方物」と見え、即ち太熙の初年に歸化（來獻の意）したといふ牟奴等の六國に、上の

四國の一なる卑離（裨離）を加へて七國としてあるが、武帝本紀の太熙元年二月の條に「東夷七國朝貢」とあるのは、これに相當する記事であらう（正月と二月との相違はあるが）。泰始三年に來獻したといふ裨離等の四國については、武帝本紀に何の記事もない。さうして東夷傳の上の文を讀んだだけでは、肅愼から馬行二百日乃至五百日の處にあるといふこれ等の遠方の諸國が、どうして西晉に朝貢したか、其の事情がわからぬ。

しかし晉書肅愼傳のAに「肅愼氏一名挹婁、在不咸山北、去夫餘可六十日程、東濱大海、西接寇漫汗國、北極弱水、其土界廣袤數千里」といひ、これは前章に述べた如く、翰苑の註に、誤つて「魏略曰」とせられた肅愼國記の文に他ならぬのであるが、肅愼の西界にあるといふ此の寇漫汗國は、疑ひもなく泰始三年に來獻した四國の中の寇莫汗國である。さうしてこれは肅愼の境域・居處・衣服・飲食・婚姻・葬儀等の事實を魏志の挹婁傳以上に詳しく傳へた肅愼國記の記載と共に、特に注意すべきであらう。又た上に述べておいた如く西晉の武帝の在位の間、數多の東夷諸國の中國に通じた中、肅愼の來獻したのは、泰始三年（西紀二六七）から十二年降つた咸寧五年（西紀二七九）であるが、肅愼の朝貢に先だつて、それよりもつと遠い處に位置する裨離等の四國の來獻があつたとすれば、其の關係がをかく感ぜられる。しかし肅愼は上に表記した如く、泰始三年から五年前に當る魏の廢帝陳留王の景元三年（西紀二六二）にも朝貢してゐるのであるから、其の事實を見逸すことはできない。

そこで余は三國時代の肅愼の朝貢に眼を轉ずる。

先秦の文獻に依つて人口に膾炙する肅愼の來獻が、史上の事實を傳へたものらしく思はれないのに對し、漢以後に於いて、それが確實なる記録に見えるのは、魏志三卷明帝本紀青龍四年（西紀二三六）五月の條の「肅愼氏獻楛矢」を以て初めとする。此の頃遼東の公孫氏は魏の壓迫を蒙り、其の鼻息を窺つてゐた。想ふに此の朝貢は、公孫氏を介して行はれたのであらう。さうして所謂肅愼氏はこれより先き、少なくとも遼東地方に於いては、挹婁の名を以て其の地方の支那人に知られてゐたのであらうが、挹婁自身が別に肅愼の稱をもつてゐたわけではなく、魏の朝廷に齎らされた方物が楛矢であつた事實から、これこそ古への肅愼氏にちがひないといふので、古典的の名稱が魏人に依つて此の新しい朝貢者に與へられたのであらう。魏志の挹婁傳に「古之肅愼氏之國也」とあるのも此の推測を助けるものである。又た朝貢の事情は、同じ挹婁傳に「自漢以來、臣屬夫餘、夫餘責其租賦重、以黃初中〔西紀二二〇—二二六〕叛之、夫餘數伐之、其人雖少、所在山險、鄰國人畏其弓矢、卒不能服也」とあるのに依ると、三國の初めに於ける魏の文帝在位の時（黃初中）、夫餘の霸糾を脱して自ら中國に通ずる自由を得たが爲めであらうと思はれる。

三國時代に於ける肅愼の次の朝貢は、正始六年（西紀二四五）の王頌の東方遠征の後十七年、西

晉の武帝（司馬炎）が魏の陳留王の禪を受ける三年前である。即ち魏志四卷陳留王本紀の景元三年（西紀二六二）四月の條に、「遼東郡言、肅愼國遣使、重譯入貢、獻其國弓三十張、長三尺五寸、楛矢長一尺八寸、石弩三百枚、皮・骨・鐵雜鎧二十領、貂皮四百枚」といひ、晉書二卷文帝本紀には、同じ事實を同じ年月に係けて「肅愼來獻楛矢・石弩・弓・甲・貂皮等、天子○陳留王命歸大將軍府」と記してある。陳留王が肅愼の獻物を大將軍の府に歸したといふ大將軍は、當時王を擁して魏の政權を擅にしてゐた相國司馬昭（晉の武帝司馬炎の父、後ち、文帝と諡す）を指したものである。ところで文帝本紀の此の句に對しては、書序に「唐叔○周の成王の母弟得禾異畝同穎、獻諸天子、王命唐叔、歸周公于東、作歸禾、周公既得命禾、旅天子之命、作嘉禾」とあり、又たこれに據つたと思はれる史記四卷周本紀に「晉唐叔得嘉穀、獻之成王、成王以歸周公于兵所、周公受禾東土、魯天子命」とあるのを聯想せざるを得ない。又た陳留王の時の同じ朝貢は、晉書の肅愼傳には、「周武王時、獻其楛矢・石弩、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢之盛、莫之致也、及文帝○司馬昭作相、魏景元末、來貢楛矢・石弩・弓・甲・貂皮之屬、魏帝詔歸于相府、賜其王爵雞錦、罽、絺帛」と記るされてある。肅愼傳の此の一節はEの番號を附して前章に引用したまゝ、未だ説明を施さなかつたものであるが、これに依ると、相國司馬昭は肅愼來貢の故を以て、古の周公に等しい有徳なる宰輔とせられてゐる。即ち司馬昭の輔導の徳の然らしむるところとして、周公以來一千餘年の間秦漢の盛時にもなかつた肅愼の來獻を見たとい

ふのである。さうして翌景元四年、魏の鎮西將軍鍾會が、彼れの伐ちつゝあつた蜀に移した檄文の中に、「今主上聖德欽明、紹隆前緒、宰輔忠肅明允、劬勞王室、布政垂惠、而萬邦協和、施德百蠻、而肅慎致貢」といつたのは、折に觸れて之を鄰邦に聲明したものである。してみると、景元三年に於ける肅慎の來獻は、相國司馬昭に依つて彼れの德望の宣傳に利用せられたわけである。然らば此の肅慎の來獻は、かくの如き故意の宣傳に對して、たゞ偶然の出來事であつたのであらうか。

考へてみると、篡立の野心を有する司馬昭が遠夷の來朝を威德の宣傳に利用したのは、彼れの新しい發明ではない。伏生の尙書大傳を見ると、其の一條に越裳氏の來獻について、「成王時、有苗異莖而生、同爲一穗、大幾盈車、長充廂、人有上之者、王召周公而問之、公曰、三苗爲一穗、抑天下其和爲一乎、果有越裳氏、重譯而來」といひ、又た他の一條に「交趾之南有越裳國、周公居攝六年、制禮作樂、天下和平、越裳以三象重譯而獻白雉、曰、道路悠遠、山川阻深、恐使不通、故重譯而朝、成王以歸周公」云々と説いてある。³⁷此の越裳氏の來朝は、書序の歸禾や賄肅慎之命と同工異曲の物語であつて、劉向（前漢末の人）の説苑^{卷一八、辨生篇}にも載せてある。さうして前漢書^{卷一、平帝本紀}の元始元年（西紀一）春正月の條に、「越裳氏重譯、獻白雉一、黑雉二、詔使三公以薦宗廟、羣臣奏言、大司馬莽、功德比周公、賜號安漢公、及太師孔光等、皆益封」とあるのに依ると、前漢の末の平帝の時、篡立の地盤を固めつゝあつた王莽は、其の目的を達する一の手段として、越裳氏といふ南夷の入貢を彼れの威

德の宣傳に利用したのである。してみると、魏の司馬昭が肅慎氏の來獻に依つて彼れの聲望を古への周公に比したのは、王莽の故智を學んだものにちがひない。又た王莽の虛榮心を満足せしめるやうな遠夷の來獻は、彼れの輔政の際の偶然の出來事であつたかといふに、さうではない。前漢書^{卷九上、王莽傳上}に載せてある元始五年（西紀五）の王莽の奏言に、「太后^{○成帝の生母王太后} 秉統數年、恩澤洋溢、和氣四塞、絕域殊俗、靡不慕義、越裳氏重譯獻白雉、黃支自三萬里貢生犀」といひ、さうして、これより先き黃支國が犀牛を獻じたことは、三年前の平帝本紀、元始二年春の條に其の明文があるが、前漢書^{卷二、地理志}の粵地の條に、「平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黃支王、令遣使獻生犀牛」とあるのは、黃支國の來貢した裏面の消息を傳へたものである。且つ越裳氏の來獻も、王莽が其の符瑞を受くべく故ら之を招致したのであつて、それは王莽傳上に、「始風^{○風は調益州、令塞外蠻夷獻白雉、元始元年正月、莽白太后下詔、以白雉薦宗廟、……於是羣臣乃盛陳莽功德、致周成白雉之瑞、千載同封}」とあるのてわかる。黃支國は、地理志の記載に依ると、西南海上の極遠の國で、其の中國との交渉は、南越を平げた武帝が、互市を營む爲めの使者を海上の諸國に派遣した時に始まつたのである。たゞし地理志の記載の中、徐聞^{広東省高雷道徐聞縣}、合浦^{同上欽廉道合浦縣}から黃支國に到るまでの諸國の名を擧げ、及び黃支國からの歸路を簡單に述べてある。其の主要なる部分は、王莽の遣使の時其の使者の齎らし歸つた報告であらうと思はれる。³⁸故藤田豊八博士は「前漢に於ける西南海上交通の記録」と題する論文に

於いて、此の記事を研究し、黃支國を大唐西域記の建志 (Kānchi) に比定して、南印度の東海岸なる今の Conjeveram であらうとせられた。³⁹⁾

然らば司馬昭の場合はどうかといふに、これも青龍四年 (紀紀二三六) 以來古への肅慎氏に擬せられてゐた挹婁に對し、特に其の國を來朝せしめる爲めの使者を發遣したのではあるまいか。前章に述べた如く、肅慎國記の挹婁に關する記事の内容は、親しく其の地を踏んだ支那人の觀察に本づいたものでなければならず、又た其の中に挹婁の西境の國として擧げられてある寇漫汗國は、司馬昭の子炎 (西晉武帝) が魏の陳留王の禪を受けた翌々年 (泰始三年、西紀二六七) に來獻した四國の一である。さうして其の四國——晉書の東夷傳に漠然たる位置を示して、肅慎 (挹婁) から馬行二百日乃至五百日の遠い處にあるといふ——の來獻は、より近い處に位置する挹婁の朝貢の之に先だつたであらうことを想はしめる。然るに炎の即位の五年前に當る景元三年 (西紀二六二)、明かに肅慎 (挹婁) の朝貢があり、且つそれが王莽の故智を學んだ相國司馬昭の威徳の宣傳に利用せられたとすれば、其の朝貢の裏面に、それを招諭する使者の發遣のあつたことを想定し、同時に、肅慎國記に記されたやうな頗る詳しい挹婁の國狀、さては挹婁よりも遠い處に位置する諸國として寇漫汗國等の存在する事實が、また其の使人の傳聞に依つて中國に知られたのであらうと推測するのは、決して不當であるまい (司馬昭が招諭の使者を遣はすに當り、其の事を掌つたものは、遼東の東夷校尉であらう)。

景元三年の肅慎の來獻に先だつ一年、魏志^{四卷}陳留王本紀の景元二年 (西紀二六一) 七月の條に「樂浪外夷韓、濊貊、各率其屬來朝貢」と記るされてある朝鮮半島の夷狄の來貢がある。これも司馬昭が肅慎に於けると同様、相前後して別に之を招諭したが爲めではあるまいか。又た昭の父懿 (宣帝と諡す) に關しては、晉書^卷一宣帝本紀に、「魏正始元年 (西紀二四〇) 春正月、東倭重譯納貢、焉耆・危須諸國、弱水以南、鮮卑名王、皆遣使來獻、天子^{〇廢帝}歸美宰輔」とある。しかも魏志に依ると、正始元年には倭人の朝貢もその他の諸國の來獻もなかつたやうである。隨つて此の記事は齊王芳の宰輔としての司馬懿の威望を昭のそれに比擬しようとした晉人の造作らしい。焉耆は今の Karashar 危須は其の隣國、弱水は肅慎國記に肅慎の北境とせられた東流松花江である。

以上縷説したところに依つて、晉書肅慎傳の主なる所依となつた肅慎國記の性質が、おのづから明かにせられたと思ふ。魏の景元二・三年の交、挹婁の地に遣はされた司馬昭の使者は、其の時自ら見聞したところを記述し、或は報告したであらう。肅慎國記は其の見聞録を主材とし、三國以前の古典に見える肅慎關係の記事をも輯録して、かう題したものでらしい。「周武王時、獻其楛矢・石矟、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢之盛、莫之致也」と提言して、司馬昭の魏に相であつた景元の末、肅慎の來獻したこと、武帝の元康の初め復た貢獻したことを敍べた晉書肅慎傳の一條

(E)も、肅慎國記の記載が本となつてゐるのであらう。(傳文の「元康初」が「太康初」の誤りであらうことは次章に述べる)。撰述の年代は西晉の間であらうと思はれるが、其の内容の主要なる部分は、魏末・晉初に屬する。

ついでに一言しておきたいのは、晉書肅慎傳(A)に「肅慎氏一名挹婁、在不咸山北」とある不咸山についてである。晉書にかうあるので、不咸山は、從來一般に今の長白山に擬せられ、さうして魏書^{卷一〇}勿吉傳に、「國南有徒太山、魏言太皇」といひ、新唐書^{卷二}靺鞨傳に、「太白山亦曰徒太山」とある徒太山——北史^{卷九}勿吉傳には「徒太」を「從太」に作る——に對して長白山の最古の土名と信せられてゐる。⁽⁴⁰⁾しかも不咸山の名は、太平御覽や、翰苑の註や、史記正義及び後漢書孔融傳の註やに引いてある肅慎國記の肅慎の疆域に關する文の何れにも見えない。山海經の海外西經の一條——「肅慎之國、在白民北、有樹、名曰雄常、先入代帝、於此取之」が、東晉の郭璞の註と共に晉書の肅慎傳に織りこまれてゐることは、前に述べた如くであるが、山海經には別に大荒北經に、「大荒之中有山、名曰不咸、有肅慎氏之國」といひ、こゝに不咸山の名が見える。挹婁(肅慎)の疆域を敍べた肅慎傳の不咸山は、山海經の此の文に據つたもので、それを挹婁の南の山としたのは、晉書の編者の杜撰ではあるまいか。然らば山海經の不咸山は確實なる地理上の知識に本づくところがあるかといふに、本書の性質上さう考へることはむづかしからう。故に余は不咸山を疑問の山とし、肅慎傳の記事に依つてこれと長白山との比定を敢てしようとせぬ。

いま一つ附け加へていふ。肅慎傳の上の句の次に「去夫餘可六十日行」とあるのは、明かに肅慎國記から出てゐるのであるが、夫餘の本地を阿勒楚喀地方とすれば、此の日數は方外に多過ぎる。これは司馬昭の命を受けて邊遠の地に使したものが、故ら道程を誇張したのであらう。

五 兩晉南北朝に於ける肅慎の來獻と其の事情

前章の初めに表記した如く、西晉の初めに於いては、武帝の咸寧五年(西紀二七九)に肅慎の來獻があつた。即ち晉書^{卷三}武帝本紀の本年十二月の條に、「肅慎來獻楛矢・石柝」とある。晉書肅慎傳に(四)は、「至武帝元康初、復來貢獻」とあつて、元康元年(西紀二九一)は惠帝の第二年であるが、後に述べる如く東夷諸國の頻々たる朝貢の事實の本紀に見えるのは、惠帝の元年までであるから、肅慎傳の此の年次に信を措くことはできぬ。咸寧五年の次の年が太康元年であることから推すと、「元康」は「太康」の誤りであらう。即ち西晉の時代になつて始めて肅慎の來獻したのは、本紀の記載に依つて、建國の後ち十數年降つた咸寧五年の末であつたとすべきである。

次の來獻は、晉書^{卷六}元帝本紀、太興二年(西紀三一九)八月の條に、「肅慎獻楛矢・石柝」と見え、肅慎傳(E)に「元帝中興、又詣江左、貢其石柝」とあるのに當る。太興二年は東晉の元帝が江南の

建康に即位した翌々年である。東晉の郭璞は、山海經、大荒北經の「肅慎氏之國」の註に、「晉大興三年、平州刺史崔暹、遣別駕高會使來、獻肅慎氏之弓矢・箭鏃、有似銅骨作者、問云、轉與海內國通、得用此」といひ、次に「今名之爲挹婁國、出好貂・赤玉、豈從海內轉而至此乎、後漢書所謂挹婁者是也」といふ郭璞自身の見を附け加へてゐる。――たゞし「後漢書」云々は、後世の註の攷入でなければならぬ――これも同じ事實を傳へたもので、大興三年は二年の誤りであらう。

また十一年降つて東晉成帝の咸和五年（西紀三三〇）後趙の石勒が襄國直隸省順德道大名縣に於いて僭に帝位に即き、改元して建平といつた時、肅慎は楛矢を致し、其の他の遠近の諸國も朝貢した。此の事を敍べた晉書載記の石勒傳の文は後に引かう。

同じ成帝の時、肅慎はまた鄴河南省河北道彰德縣に都してゐた後趙の石虎（石季龍）に貢を通じた。即ち晉書肅慎傳（F）に「至成帝時、通貢於石季龍」云々とあるが、これは東晉の陸翹の鄴中記に據つたもので、永樂大典から鈔出編成した武英殿聚珍版全書本の鄴中記に見えない其の文を、翰苑の註に依つて窺ひ得ることは、前に述べた如くである。さうして此の註の初めの部分には「肅慎在鄴之東北、去鄴五万里、遣使四年、乃達、獻石弩・楛矢」とある。たゞし鄴中記は肅慎傳と同様、年月の記載を缺いてゐるが、資治通鑑卷九六、晉紀一八に、石虎が中書監王波の言に従ひ、遠夷の來朝を蜀漢の主李壽に誇示しようとして、會々挹婁國の貢獻した楛矢・石弩を贈ると、李壽がそれを愚弄して、「羯使來庭、貢其楛

矢」といつた（石虎は羯人で、羯は匈奴の別部である）といふことを叙べた一條があつて、之を成帝の咸康六年（西紀三四〇）に繋げてある。即ち肅慎の使者の鄴都に來たのは此の年（後趙建武六年）であらう。晉書卷一〇六載記六の石季龍傳上の記載も大同小異であるが、これには蜀漢に贈つた楛矢の來獻者の挹婁であることを明記してない。

兩晉時代に於ける肅慎の來獻の事實の史上に見えるのは、以上の四回である。

南北朝時代の來獻は二回。一は宋書卷六孝武帝本紀の大明三年（西紀四五九）十一月の條に、「高麗國遣使獻方物、肅慎國重譯獻楛矢・石弩、西域獻舞馬」といひ、他は北齊書卷四文宣帝本紀の天保五年（西紀五五四）七月の條に、「肅慎遣使朝貢」とある。

以上六回の來獻を左に表記する。

年	次	來獻地
一、西晉武帝咸寧五年（西紀二七九）		洛陽
二、東晉元帝太興二年（西紀三一九）		建康
三、後趙石勒建平元年（西紀三三〇）		襄國
四、後趙石虎建武六年（西紀三四〇）		鄴
五、宋孝武帝大明三年（西紀四五九）		建康

六、北齊文宣帝天保五年（西紀五五四）

これからこれ等の來獻の事情について考へてみよう。

一、西晉咸寧五年の來獻

西晉時代に於いては、武帝の在位の後半の部分を通じて、東夷諸國の入朝貢獻するものが多かつた。今ま煩を厭はず、其の記事を晉書の武帝本紀から抄出する。

咸寧二年〔西紀二七六〕七月、東夷十七國內附。

同三年〔西紀二七七〕是歲、西北雜虜、及鮮卑・匈奴・五溪蠻夷、東夷三國、前後千餘輩、各帥種人部落内附。

同四年〔西紀二七八〕三月、東夷六國來獻。是歲、東夷九國內附。

同五年〔西紀二七九〕十二月、肅慎來獻楛矢・石弩。

太康元年〔西紀二八〇〕六月、東夷十國歸化。秋七月、東夷二十國朝獻。

同二年〔西紀二八一〕三月、東夷五國朝獻。夏六月、東夷五國內附。

同三年〔西紀二八二〕九月、東夷二十九國歸化、獻其方物。

同七年〔西紀二八六〕八月、東夷十一國內附。是歲、扶南等三十一國、馬韓等十一國、遣使來獻。

同八年〔西紀二八七〕八月、東夷二國內附。

同九年〔西紀二八八〕九月、東夷七國、詣校尉内附。

同十年〔西紀二八九〕五月、東夷十一國內附。是歲、東夷絕遠三十餘國、西南夷二十餘國來獻。

太熙元年〔西紀二九〇〕二月、東夷七國朝貢。

とあり、又た次の惠帝の時代に入つては、惠帝本紀に、

元康元年〔西紀二九一〕是歲、東夷十七國、南夷二十四部、並詣校尉内附。

とある。元康元年是惠帝の即位の翌年である。さうして此の種の記事はこれより後には全く見えな

い。

翻つて晉書^{卷九}の東夷傳の記事を通覽すると、先づ其の夫餘國の條に、

武帝時、頻來朝貢、至太康六年〔西紀二八五〕爲慕容廆所襲破。

次の馬韓の條に、

武帝太康元年〔西紀二八〇〕二年、其主頻遣使、入貢方物、七年・八年・十年、又頻至、太熙元年〔西紀二九〇〕、詣東夷校尉何龕上獻、咸寧三年〔西紀二七七〕復來、明年、又請内附。

次の辰韓の條に、

武帝太康元年〔西紀二八〇〕、其王遣使獻方物、二年、復來朝貢、七年、又來。

とある。次は肅慎氏の條であつて、其の挹婁來獻の記事（E及びF）は、こゝに繰りかへして掲げる必要はない。次の倭人の條には、

泰始初〔西紀二六五〕、遣使重譯入貢。

とある。最後の裨離等十國の條には、前に述べた如く、裨離等の四國は泰始三年（西紀二六七）各小部を遣はして其の方物を獻じ、牟奴等の六國は太熙の初め（西紀二九〇）各々東夷校尉何龕の許に使を遣はし來つて歸化したとある。

考へて見るとこれ等の東夷傳の記事も、上に列記した本紀の諸條も、本づくところは同じであつて、それ／＼異つた材料があつたわけではあるまい。本紀に東夷の若干國として其の數だけを擧げてあるのは、一見獨立の據所のあつたことを想はしめるが、實はそうではなく、本の材料には來獻の諸國の名が一々明示されてあつたのを、晉書の編者が記事を簡潔にしようとして、悉く省略したのであらう。たゞ太康七年の「是歲」の條に限つて、一・二の國名を擧げてある。しかも其の「扶南等」は南蠻といふべきに代へ、それに對する「馬韓等」は、東夷といふべきに代へた文字であつて、特に國名を擧げたわけではあるまい。さうして又た其の馬韓等十一國の來獻は、直前の八月の條の東夷十一國の内附を、別個若くは同一の材料に據つて不用意に重記したものであらう。「馬韓等」が東夷に代へた文字であらうことは、これに依つてもわかる。

然るに獨り咸寧五年の一條に於いて、肅慎氏だけは、其の名を明記し、且つ其の獻物として例の楛矢・石矟を擧げてあるが、これは古典の肅慎氏から來た傳統的の思想が、晉書の撰者をしてかうせしめたのでなければならぬ。これに相當する晉書肅慎傳の記事（E）の「武帝元康初」は誤謬であるとしても、其の來獻を「復來貢獻」と叙べてあつて、肅慎につきもの獻物の名を擧げてないのは、わざとらしからざる點に於いて寧ろ實らしく見える。

然らば來獻の事情はどうかといふに、咸寧五年は西晉の建國の後ち十五年であつて、當時の武帝が亡父昭の讐に倣つて、ことさら挹婁の來獻を促すやうな小策を弄したであらうとは思はれない。のみならず、其の他の遠近の東夷諸國も、遼東に駐する東夷校尉を通じて頻りに朝貢したのであるから、此の來獻もそれ等と一律のもので、他の特別なる意義はなかつたと認めなければならぬ。

談が少し横路にはひるやうであるが、晉初に於ける東夷諸國の朝貢を考へたついでに、當時の高句麗について一言しておく。上述の如く惠帝の元康元年以前、滿洲の北部からは夫餘・肅慎（挹婁）、なほそれより遠い或る地方のものとしては裨離等十國、朝鮮半島の南部からは馬韓及び辰韓の諸國、東南の海上からは倭人の國も朝貢した。然るに滿洲の南部から半島の北部を占有してゐた高句麗に關しては、晉書の東夷傳に其の目を缺いてゐる爲めに、一切が不明であるばかりでなく、上に列舉した本

紀の記載に對し、其の東夷諸國の中に高句麗の名があつたであらうといふ臆測を下すことすら不可能である。しかしそれはさうとして、周圍の諸國の相率ゐて朝貢した間に、獨り此の國だけが全然埒外に立つてゐたはずはないから、晉書の東夷傳に高句麗の目のないのは、其の資料となるべき舊記が、何等かの事情で後世に傳はらなかつたのに由るのであらうと思はれる。晉書と同じく唐代に編纂せられた梁書について其の高句麗傳を見ると、魏志——或は魏略——に依つて母丘儉の征伐を叙べ、それに附け加へて、「其後復通中夏」といひ、次に「晉永嘉亂、○西晉鮮卑慕容廆、據昌黎大棘城、元帝○東晉授平州刺史、句驪王乙弗利、頻寇遼東、廆不能制」云々と記してあるが、中間の西晉時代のこゝには、殆んど觸れてゐない。しかも梁書の此の傳の記述の範圍は、漢魏時代にまで遡つて頗る詳しいのであるから、特に省筆したわけではなく、やはり關係資料の缺乏に餘儀なくせられたらしいのである。東晉の元帝の時頻りに遼東に寇したといふ高句麗王乙弗利は、三國史記高句麗本紀の美川王乙弗に當り、本書の世系に依ると、東川王憂位居の玄孫であるが、支那側の所傳も之に同じく、魏書及び北史の高句麗傳に乙弗利を位宮（憂位居）の玄孫としてある。

二、東晉太興二年の來獻

晉書の記事の示すところに依ると、西晉時代に於ける東夷諸國の朝貢は、惠帝の治世の初めから全く熄んだやうであるが、これは此の治世を通じて前後十六年の間（西紀二九一—三〇六）、中原の地を

鼎沸せしめた八王の亂の然らしめた所であらうと思はれる。所謂五胡の侵入の一場面として、鮮卑の諸豪族が根強い勢力を渤海灣の西北の沿岸地方に植ゑつけたのも、此の間であつて段氏は山海關の西方灤河の下流に屬する遼西郡に據り、慕容氏は大凌河の下流域を包含する昌黎郡を占有した。さうして遼東郡の塞外に於ける宇文氏の勢力も、これ等と伯仲の間にあつた。かくて懷帝の永嘉三年（西紀三〇九）、遼東郡に於いては、時の太守龐本が私怨を以て東夷校尉李臻を殺し、それがもととなつて附塞の鮮卑が亂を起し、諸縣陥り、百姓散じ、一郡殆んど傾没して二年を経た。新太守や新校尉が任に赴いても、中原の兵亂の爲めに官兵が手薄で、たやすく之を鎮定することができなかつたからである。此の時に當り、慕容廆は勤王を名として兵を遼東に出だし、鮮卑の叛賊を降服させ、其の部衆を彼れの領内に移した。遼東郡はかくして復興せられた。しかもこれより遼東太守や平州刺史や東夷校尉は、管内の民政を行ふ外殆んど無力のものとなつた。⁽⁴⁾北支那の形勢については、こゝに詳説するはないが、要するに惠帝の時から山西の地を根據として日ましに勢力を張りつゝあつた匈奴の劉氏は、永嘉五年（西紀三一）に洛陽を陥れ、更に五年の後なる建興四年（西紀三一六）に長安を陥れ、前役には懷帝を執へ、後役には愍帝を捕へて晉室を倒した。司馬昭の姪孫瑯邪王睿が亡を興し絶を繼ぐべく建康に於いて帝位に即いたのは、其の翌年であるが、既に劉氏の有となつた北支那一帯の地方に對しては、固より一指を染め得べくもなかつた。随つて鮮卑の諸國と高句麗との間に介在する遼東

の地は、遠く江南の朝廷の所屬となり、しかも全然孤立無援の位置に立つた。こゝに於いて平州刺史兼東夷校尉であつた崔愨は、局面展開の策を案じ、陰かに高句麗及び段氏・宇文氏を誘つて、慕容廆を攻め滅ぼさせようとした。けれども此の企ては失敗に終つた。三國の兵が廆の國都棘城奉天省遼瀋道錦縣に迫るに及び、廆は巧みに之を離間し、三國をして和を請はしめた。さうして崔愨の陰謀が露見した。因つて崔愨は身を高句麗に投じ、これより遼東の地は全然慕容氏の有となつた。西晉亡びて後ち三年、東晉元帝の太興二年（西紀三一九）十二月のことである。⁴²

さてかう述べて来て、東晉の初めに於ける肅愼の來獻の事實に注意を向けると、其の裏面に存する特別な意義を見出すことができるやうである。上に述べた如く、晉書元帝本紀の太興二年八月の條に「肅愼獻楛矢・石弩」とあるのは、山海經の郭璞の註に「平州刺史崔愨、遣別駕高會使來、獻肅愼氏之弓矢・箭鏃、有似銅骨作者」とあるのに當る記事であつて、即ち遼東の崔愨が肅愼の獻物を江南の朝廷に上つたのは、彼れの慕容廆討滅の計畫が畫餅に歸した數月前である。之を當時の形勢から考へると、やゝ久しく中國に通じなかつた肅愼が、名は平州刺史兼東夷校尉であつても、實力實權の極めて微弱なる崔愨の許に其の貢を致したのは、少しくをかしいやうに感せられる。しかも晉書にかう記るされてあるのみならず、郭璞もかういつてゐる以上、來獻の事實を否認することはできない。余をして臆測せしめると、段氏・宇文氏・高句麗等を聯合せしめて慕容氏を倒さうと目論見つゝあつた

崔愨は、遼東を根據として獨自の勢力をうち立てようとする野心の持主であり、其の野心の故に、肅愼の名にまつはる例の祥瑞思想から、威望を中外に高める一つの手段として、司馬昭の先蹤を襲ぎ、ことさら挹婁を來獻せしめるやうにしたのであらう。さうして其の弓矢を江南の朝廷に上つたのは、また肅愼の名に依つて晉室の中興を祝福したものと解せられよう。遼東が慕容氏の有となり、其の後ち東晉の世を終るまで江南の朝廷には絶えて挹婁の貢使の來なかつたことも、消極的の側から余の此の臆測を支へるやうである。

三、後趙建平元年の來獻

西晉を滅ぼした漢の劉聰は、太興元年（西紀三一八）病死し、やがて劉曜が篡立して、自分と同じく漢の將軍の一人であつた石勒を趙公に封じた。さうして劉曜は翌太興二年長安に都し、國を趙と號したが、石勒は其の下位に居るを欲せず、襄國に於いて自ら趙王の位に即いた。これより漢は分れて前後の兩趙となり、共に雄を北支那に稱した。かくして九年を過ぎ、東晉成帝の咸和三年（西紀三二八）劉曜自ら大軍を率ゐて後趙に侵入し、洛陽を攻圍した時、石勒は之と戦つて大捷を獲、劉曜を執殺して前趙を滅ぼした。こゝに於いて石勒は北支那に於ける大國の主となり、咸和五年（西紀三三〇）尊號を正さうとする群臣の請ひに依つて皇帝の位に即いた。晉書卷一載記の石勒の傳に依ると、此の時遠近の諸國が相率ゐて來獻したのであつて、また其の中に肅愼の名が見える。しかもそれがお

のづからの來獻ではなく、國運の隆昌を中外に誇示する爲めの大がりの芝居であつたことは、載記の其の條に、「勒乃僭即皇帝位、大赦境内、改元曰建平、……時高句麗・肅慎致其楛矢、宇文屋孤並獻名馬于勒、涼州牧張駿遣長史馬詵奉圖、送高昌・于闐・鄯善・大宛、使獻其方物、晉荊州牧陶侃遣兼長史王敷聘于勒、致江南之珍寶奇獸、秦州送白獸・白鹿、荊州送白雉・白兔・濟陰木連理、甘露降苑鄉、勒以休瑞並臻遐方慕義、赦三歲刑已下、均百姓去年逋調」とあるのを一讀して直ちに首肯せらるるであらう。

四、後趙建武六年の來獻

石勒の從子であり、且つ其の宿將の一人として勳功の最も高かつたのは石虎（石季龍）であるが、勒が死ぬと、彼れは其の嗣子弘を廢して自ら後趙の主となり、東晉成帝の咸康元年（西紀三三五）都を鄴に移した。後ち數年、咸康六年（後趙建武六年、西紀三四〇）には、前に襄國をおとづれた肅慎は、また鄴都にも來たのであつて、遠夷の來朝を誇らうとした石虎が、其の矢を蜀漢の李壽に送つた事は前に述べた如くである。來獻の事情は、近く石勒に招致の例があり、殊にそれは石虎の耳目に親しかつた事實にちがひないから、此の度の來獻にも、其の背後に彼れ自身の同じ虚榮心と同じ手段とが潜んでゐたものと推定して差支へあるまい。鄴中記に肅慎の使者の言として「牛馬西南向眠三年、則知有大國所在、故來耳、恒以此爲候也」と述べてある所傳の事實でない事は固より論を俟たぬ。

五、宋大明三年及び北齊天保五年の來獻

南北朝時代に於ける二回の來獻の中、初めのものは、宋の孝武帝の大明三年（西紀四五九）であつて、宋書の本紀に依ると、此の年の十一月高句麗の朝貢と同時に重譯來獻したといふ。本書^{卷九}の高句麗傳には、「大明三年、又獻肅慎氏楛矢・石弩」とあつて、本紀の記載と一致しないが、此の時肅慎は單獨に來獻したのではなく、高句麗の使者に隨つて來たものではなからうか。若しさうとすれば、當時高句麗と肅慎との間に直接の交渉のあつたことを想像しなければならぬが、大明三年は高句麗長壽王の四十七年であつて、これよりさき高句麗の勢力は扶餘の地（阿勒楚喀地方）に及んでゐたのであるから、⁽⁴³⁾此の想像は許るされさうである。第一回の北齊天保五年（西紀五五九）の來獻は、約一世紀を隔てゝ之に次ぎ、文宣帝高洋が東魏の孝靜帝を廢して自ら帝位に即いた後ち四年である。しかも特に招いたらしい様子もなく、且つ天保二年と三年には室韋も朝貢してゐるのであるから、此の來獻には特別な意義はあるまい。

肅慎の名は北齊の天保五年を最後として再び史上に見えなくなつた。これはやがて其の國土が新たに起つた勿吉の領内に没したからであらう。

昭和五年四月稿（滿鮮地理歴史研究報告第一三册）昭和二十年十二月加筆

1 史記正義引括地志逸文——史記（卷二）夏本紀「鳥夷皮服」の條の註。

- 2 尙書古文疏證、卷五、下。
- 3 陸機撰、毛詩草木鳥獸蟲魚疏、卷上(古經解彙、第一五函)。
- 4 康熙二十一年劉梅撰山西通志。
- 5 E. Bretschneider, Botanicon Sinicum. (Shanghai. 1829. Part 11, The Botany of the Chinese Classics. P. 37)
- 6 唐の高祖の武徳元年、隋の新平郡を幽州とした。玄宗の開元十三年幽を邠と改めた。
- 7 嘉慶十九年履寅校刻本。
- 8 岱南閣叢書本。
- 9 四部叢刊本、六臣註文選、卷四。
- 10 前漢書(卷二七)五行志、下之上、註。
- 11 國語(卷五)魯語、下、註。
- 12 滿鮮地理歴史研究報告、第一二冊所載拙稿「曹魏の東方経略」参照。——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 13 增訂清文鑑、卷二、地輿類第六に「木變石、阿—安 倭—額—呵—額」とある(後文昂威赫の註を見よ)。
- 14 「土人」以下は、晉書東夷傳の文を取つたのである。
- 15 昂威赫は磨石 Schleifstein の義ある滿洲語 An-wehe の対音である(Gablenz, Mandschu-Deutschen Wörterbuch)。
- 16 吳振臣著、寧古塔紀略(昭代叢書、庚集、卷二八)——王士禎の池北偶談、卷第二十二及び二十六にも略ぼ同じやうな記事がある。これは寧古塔に流されてゐた吳振臣の父兆齋が、其の石を携へ歸つて王士禎に示したからである。
- 17 尙書古文疏證、卷五、下。
- 18 昭代叢書、壬集、卷二〇。
- 19 前出拙稿「曹魏の東方経略」第四章參照——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。

- 20 五帝本紀の本文には「南撫交趾・北發、西戎・析枝・渠廋・氐・羌、北山戎・發・息慎、東長・鳥夷」とあるが、司馬貞の索隱に訂されてゐる如く、文字の誤脱が多い。今ま索隱の説に依つた。
- 21 五帝本紀の註、史記集解。
- 22 史記(卷一四七)司馬相如傳。
- 23 淮南子、原道訓、註。
- 24 滿鮮地理歴史研究報告第一三冊所載拙稿「夫餘考」參照——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 25 京都帝國大學文學部印行、景印舊鈔本第一集。
- 26 「先入」以下の文には誤脱があらう。
- 27 原文に陸歳とあるのは陸鬪の譌りである。
- 28 A 翰苑の本文並に註の性質については、拙稿「高句麗の五族及び五部」第二章に述べたところを參照せられたい。景印本翰苑跋。
- 29 滿洲歴史地理、第一卷、頁二〇六——二〇七參照。
- 30 晉書(卷三)武帝本紀の泰始十年二月の條に「分幽州五郡、置平州」とある。地理志の平州の條に「咸寧二年(西紀二七五)十月、分昌黎・遼東・玄菟・帶方・樂浪等郡國、置平州」とあるのは、これと景初二年の事実とを混同して其の上誤つた年(咸寧二年)に係けた記事であらう。
- 31 晉書地理志に、遼東郡の首縣として襄平を挙げ、其の原註に「東夷校尉所居」とことわつてある。
- 32 摸盧は惟離模盧に、末利は于離末利に、滿都は蒲都に、縹余は繩余に當る。ただし滿と蒲、縹と繩は、何れか一方が誤りであらう。
- 33 太平御覽の肅慎國記の文には、「西接寇漫汗國」以下の文字が省かれてゐる(前章引用文參照)。

34 翰苑の註(所謂魏略の文)には「冠漫行國」とあるが、冠は寇、行は汗の誤写であらう。

35 魏志(卷二八)鍾會傳。

36 太平御覽(卷八三九)百穀部三、禾。

同上(卷七八五)四夷部六、越裳國。

38 前漢書地理志の粵地の條の西南海上の諸國に関する記載は、

〔一〕自日南障塞徐聞・合浦、船行可五月、有都元國、又船行可四月、有邑盧沒國、又船行可二十餘日、有諶離國、步行可十餘日、有夫甘都盧國、自夫甘都盧國船行可二月餘、有黃支國、民俗略與珠厓相類、其州廣大、戶口多、多異物。〔二〕自武帝以來、皆獻見、有譯長屬黃門、與應募者俱入海、市明珠・璧流離・奇石・異物、齎黃金・雜繒而往、所至國、皆稟食爲糶、蠻夷買船、轉送致之、亦利交易、剽殺人、又苦逢風波溺死、不者數年來還、大珠至圍二寸以下。〔三〕平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黃支王、令遣獻生犀牛、自黃支船行可八月、到皮宗、船行可二月、到日南・象林界云、黃支之南有已程不國、漢之譯使、自此還矣。

であつて、番號を附した如く三段に分かたれる。即ち第一段は徐聞・合浦から黃支國に到るまでの諸國を擧げ、第二段は武帝が人を募つて海上の諸國に使せしめたことを説き、第三段は王莽の使者の黃支國に赴いたこと及び其の歸り路に立ち寄つた一・二の國について敘べたものであるが、第一段の往路と第三段の還路とは本來一体をなしてめた王莽の使者の報告に關はり、第二段は地理志の編者が其の中間に挟んだ記事であらう。

39 藝文、第五年第一一號(大正三年十一月)頁四一—四五。

40 勿吉傳の「太皇」は「太白」に作るべきである。「徒太」とは「從太」とは何れが正しいかわからぬ。これ等のことは

他日發表する拙稿「勿吉考」の註に述べる——「滿鮮史研究上世第一冊所收本論文第二章註」。

41 資治通鑑(卷八七)晉紀九、永嘉元年及び三年の條。晉書、卷一〇八、載記八、慕容廆傳。

42 資治通鑑(卷九一)晉紀一三、大興二年十二月の條。晉書載記、慕容廆傳。

43 後魏の世祖太武帝が使者李敷を高句麗に遣はし、長壽王に册命を授けたのは、王の二十三年(西紀四三五)であるが、其の時のことを述べた魏書(卷一〇〇)高句麗傳の文に「敷、至其所居平壤城、訪其方事、云遼東南一千餘里、東至柵城〔間島の局子附近〕、南至小海、北至舊夫餘」とある。

夫餘考

- 一 兩漢時代の夫餘
- 二 三國時代の夫餘と其の住地
- 三 兩晉南北朝時代の夫餘

一 兩漢時代の夫餘

劉宋の裴松之が魏志^{卷三}の夫餘傳の註に引いた魏略は、夫餘の面白い建國説話を傳へてゐる。魏略はいふまでもなく魏の明帝の時の人魚豢の撰述である。其の説話にいふ、

舊志又言、昔北方有稟離之國者、其王者侍婢有身、王欲殺之、婢言、有氣如雞子、來下、我故有身、後生子、王捐之於溷中、猪以喙噓之、徙置馬閑、馬以氣噓之、不死、王疑以爲天子也、乃令其母收畜之、名曰東明、常令牧馬、東明善射、王恐其奪國也、欲殺之、東明走南、至施掩水、以弓擊水、魚鼈浮爲橋、東明得度、魚鼈乃解散、追兵不得渡、東明因都、王夫餘之地。

魚豢は彼れが「舊志」と呼んだ或る書に依つて此の説話を録したのであるが、「舊志」の撰者の何人であつたかは今日知る由もない。しかし同じ物語は、王充の論衡^二の吉驗篇にも收められ、全文殆んど同じであつて、たゞ稟離を稟離に作り、施掩水を掩澆水としたりするの相違があるだけである。想ふに論衡の原據もやはり「舊志」であつたのであらう。さうして王充は論衡^三の自紀篇及び後漢書^七の列傳に依ると、後漢の光武帝の建武三年（西紀二七）に生れ、和帝の永元中（西紀八九—一〇四）に死んだ人であるから、「舊志」の編纂年代は後漢の初めよりも降ることはあるまい。随つて夫餘人の間に上記の建國説話の行はれてゐたのは、前漢若くは其の以前からであつたとすべきである。

かくの如き建國説話の持主であつた夫餘の名は、史記^{二九}貨殖傳の燕の地のことを叙べた條に「北隣烏桓・夫餘、東穢貉・朝鮮・眞番之利」とあるのが最も古い。さうしてこゝに其の名を朝鮮及び眞番と相並べてあるのに依ると、遼東の地方が燕の領土であつた戰國時代から中國に知られてゐたのであらう。朝鮮は今の平壤を中心として鴨綠江以南の地を領してゐた箕氏及び衛氏の朝鮮國、眞番はそれと境を接して其の南方に於ける半島の中部地方に據つてゐた韓族である。

降つて前漢末に至り、王莽が新室を創めた始建國元年（西紀九）、莽は彼れの威力を外夷に示す爲めに、印綬を齎らした五威將を四方に遣はした。其のことを叙べた前漢書^九王莽傳の一節に「其東出者、至玄菟・樂浪・高句驪・夫餘」といひ、こゝにまた東夷の一國として夫餘の名が見える。しか

も前漢時代を通じて王莽の此の遣使の外、中國と夫餘との交渉に關する事實を傳へた記事の史上に見えないのは、恐らく事實其のものがなかつたわけではなく、史筆の遺漏に過ぎないのであらう。たゞし夫餘の建國説話が中國に傳はつたのは、或は王莽の使者が其の國に赴いて親しく聞知したところであつたかも知れない。

又た王莽傳^{前漢書、卷九九、中}の始建國四年（西紀一二）の條を見ると、高句麗に關する次の記事があつて、
たまく、夫餘の事に觸れてゐる。即ち、

先是、莽發高句驪兵、當伐胡、不欲行、郡強迫之、皆亡出塞、因犯法爲寇、遼西大尹田譚追擊之、爲所殺、州郡歸咎於高句驪侯騶、嚴尤奏言、「貉人犯法、不從騶起、正有它心、宜命州郡且尉安之、^{師古曰、假令騶有惡心、亦當且慰安、}今猥被以大罪、恐其遂畔、夫餘之屬、必有和者、匈奴未克、夫餘・穢貉復起、此大憂也」、莽不尉安、穢貉遂反、詔尤擊之、尤誘高句驪侯騶、至而斬焉、傳首長安。

とある。此の文にいふところの貉人は、高句麗人を指す。穢貉は朝鮮江原道地方の夷族であるが、ここでは等しく高句麗を意味する。胡は匈奴であつて、それを伐つ爲めに高句驪兵の徵發に當つた「郡」は、遼東郡（治所は遼陽附近）或は玄菟郡（治所は渾河の上流興京附近）であらう。徵兵の命に應じようとしなかつた高句驪人が遼東の塞内にゐたものであらうことは、「皆な亡して塞を出た」といふのでわかる。さうしてそれは高句麗の君長の關知した事件ではないといふのであるから、高句麗

族の本地、即ち騶の王都のあつた處は、遼東の塞外に屬する——遼東の塞は大體今の長柵であらう——
 一 修佳江の流域であらうと推定せられる。してみると、嚴尤が高句麗と共に叛するかも知れないとい
 つた夫餘は、高句麗の鄰境の民族であつたと見て差支へあるまい。しかも高句麗が東夷の一國として
 支那の史籍に現はれたのは、前漢末の此の記事が最初であつて、上の推定以上に其の疆域を明かにす
 ることはできないから、夫餘の住地に對してもこゝでは姑く説を立てかねる。

後漢時代になると、後漢書^{卷一}の東夷傳に夫餘の目がある。此の傳の記事の大部分は、魏志^{卷三}の
 夫餘傳の文を其のまゝ轉載したものであるが、しかも別に獨特の價值のある部分もあつて、此の時代
 の夫餘と中國との交渉の事實を傳へてゐる。即ち次の如くである。

(A) 建武中、東夷諸國皆來獻見、二十五年〔西紀四九〕夫餘王遣使奉貢、光武厚答報之、於是使
 命歲通。

(B) 至安帝永初五年〔西紀一一一〕、夫餘王始將步騎七八千人、寇鈔樂浪、殺傷吏民、後復歸附。

(C) 永寧元年〔西紀一二〇〕、乃遣嗣子尉仇台、詣闕貢獻、天子賜尉仇台印綬金綵。

(D) 順帝永和元年〔西紀一三六〕、其王來朝京師、帝作黃門鼓吹角抵戲、目遣之。

(E) 桓帝延熹四年〔西紀一六一〕、遣使朝賀貢獻。

(F) 永康元年〔西紀一六七〕、王夫台、將二萬人寇玄菟、玄菟太守公孫域擊破之、斬首千餘級。

(G) 至靈帝熹平三年〔西紀一七四〕、復奉章貢獻。

(H) 夫餘本屬玄菟、獻帝時、其王求屬遼東云。

かくの如く後漢時代に於いては、夫餘と中國との間に頗る頻繁なる交渉が行はれたやうである。後
 漢の中葉に於ける和帝の元興元年（西紀一〇五）、時の高句麗王宮は遼東に侵入して其の六縣を寇略
 し、前漢昭帝の元鳳六年（西紀七五）以來遼東の東邊興京老城の附近に置かれてあつた玄菟郡治——
 第二玄菟郡治——を渾河の中流に於ける今の撫順市に退却せしめた。Bにいふところの安帝の永初五
 年（西紀一一一）に於ける夫餘王の樂浪寇鈔は、それから數年後に起つた事件であるが、安帝本紀に
 は本年三月の條に「夫餘夷犯塞」といひ、樂浪を犯したと書いてない。Fに「夫餘王夫台が玄菟に寇
 した」とあり、Hに「夫餘は本と玄菟に屬した」とあるのを参照すると、傳の樂浪は玄菟の誤りであ
 らうと思はれる。さうしてこれ等の玄菟は何れも元興元年以來撫順市に治した新玄菟郡——第三玄菟
 郡——でなければならぬ。玄菟郡に屬すといふのは、魏志^{卷三}の韓傳に、韓について「漢時、屬樂浪
 郡、四時朝謁」といひ、同上高句麗傳に、高句麗について「漢時、賜鼓吹技人、常從玄菟郡、受朝服
 衣幘」とあるのと同様、夫餘の朝貢を管掌する邊郡が玄菟郡であつたことを意味するのである。³⁾

さて安帝の永寧元年（西紀一二〇）に至り、嗣子尉仇台を遣はして貢獻せしめた夫餘王は（C）、翌
 年玄菟城（撫順市の）が高句麗の侵入軍に圍まれた時、尉仇台を將とする兵を出だして之を救つた。

即ち後漢書安帝本紀に、「建光元年〔西紀一二二〕冬十二月、高句麗・馬韓・穢貊圍玄菟城、夫餘王遣子、與州郡并力討破之」といひ、又た後漢書高句麗傳の同年の記事の中に、「秋、宮遂率馬韓・穢貊數千騎、圍玄菟、夫餘王遣子尉仇台、將二萬餘人、與州郡并力討破之、斬首五百餘級」とある。傳に依ると、初め是の年の春の間、幽州刺史及び玄菟・遼東二郡の太守の率ゐる漢兵が塞を越えて高句麗の地に討ち入つた時、宮の遣はした嗣子遂成の軍は、險阨に據つて之を阻止しながら、潛かに別軍を出だして守備の手薄な玄菟・遼東二郡の地を攻略せしめ、漢人の殺傷せらるゝものが二千餘人に及んだ。さうして高句麗軍は一旦退いたが、夏になつてまた來侵した軍は、遼東の塞内の鮮卑と共に渾河の河口に近き遼隊縣を攻め、漢兵に追はれて退いたけれども、新昌縣（太子河を合せる前の渾河の左岸の地）に於いて大いに追撃軍を破り、遼東太守以下百餘人を戦死せしめたのである。高句麗兵が玄菟城を圍んだのは之に次いだ事件であつて、上記の如く安帝本紀は之を十二月に係け、高句麗傳には秋に繫けてある（此の時期の相違はどつちが正しいかわからぬ）。共同の攻圍者として記るされてある穢貊は、朝鮮江原道の東海岸の地方の穢貊であらうと思はれるが、馬韓の兵も加はつてゐたといふのは信じ難い。これは恐らく誤りであらう。又た安帝本紀に「延光元年〔西紀一二二〕春二月、夫餘王遣子、將兵救玄菟、擊高句麗・馬韓・穢貊破之、遣使貢獻」とあるのは、夫餘の朝貢に關聯して前年の事實を繰りかへして叙べたものと認められる。

後漢書高句麗傳に「宮生而開目能視、國人懷之、及長勇壯、數犯邊境」とあるのは、宮の天稟の非凡であつたことを想はしめるが、其の宮が、既記の如く和帝の元興元年（西紀一〇五）興京老城附近の第二玄菟郡治を今の撫順市に退却せしめたのは、渾河の上流の地方が悉く高句麗の領内に沒したことを意味するもので、漢の政治的勢力の退縮の上からいへば、前漢昭帝の元鳳六年（西紀七五）、日本海沿岸に於ける咸興の第一玄菟郡の廢罷に伴つて第二玄菟郡を遼東の東邊に新設したのに次ぐところの劃期的の事件である。さうして從來殆んど雲霧の中に隠れてゐた高句麗の歴史は、此の時から黎明期に入つたのである。然らば安帝の永初五年（西紀一一一）玄菟郡——第三玄菟郡——に寇した夫餘王が、九年の後なる永寧元年（西紀一二〇）、嗣子尉仇台を遣はして入朝貢獻せしめ、翌年玄菟城が高句麗軍に圍まれた時、尉仇台を將とする兵を出だして之を救つたのは、決して偶然ではあるまい。想ふに高句麗と境を接する夫餘は、前者の勃興に依つて其の侵略乃至壓迫を被り、おのづから漢に依附すると同時に、遼東の危難に際しては、進んで其の味方となり、ひたすら高句麗の勢を挫くに努めたのであらう。

後漢の末から三國の初めにかけて中國に兵亂の絶えなかつた間、遼東郡の治所襄平（今の遼陽）を本據として遼東地方を占有し、兼ねて朝鮮半島に於ける樂浪・帶方の二郡の地を領してゐたものは公孫氏である。さうして彼等が東方の夷狄の諸國に勢力を及ぼしてゐたことは、晉書^{卷一}地理志の平州

の條に「後漢末、公孫度自號平州牧、其子康、康子文懿、淵、並擅據遼東、東夷九種皆服事焉」と敍べてある如くである。公孫度は玄菟郡の小吏から起り、靈帝の中平六年（西紀一八九）遼東太守となつた。さうして自ら遼東侯平州牧と稱したのは、獻帝（西紀一九〇—二一九）の初めであるが、4彼れが東方の高句麗と北方の鮮卑とを控制する爲めに夫餘の勢力を利用したことは、魏志の夫餘傳に、「夫餘本屬玄菟、漢末、公孫度雄張海東、威服外夷、夫餘王尉仇台更屬遼東、時句麗・鮮卑強、度以夫餘在二虜之間、妻以宗女」と見えてゐる。上に引いた後漢書夫餘傳の記事の最後の一節Hに「夫餘本屬玄菟、獻帝時、其王來屬遼東云」とあるのは、此の文を節略した文字である。

後漢時代の夫餘に關しては、大略如上の事實が知られてゐる。しかも其の住地を闡明し得るやうな記事はない。

二 三國時代の夫餘と其の住地

後漢の獻帝の建安九年（西紀二〇四）、公孫度の後を受けた康は、魏の文帝の黃初二年（西紀二二一）以前に死し、弟恭が衆に推されて遼東太守となつた。これは康の子晃・淵等が年少であつた爲めであるが、恭も病弱で、よく國を治めることができなかつた。さうして明帝の太和二年（西紀二二八）位を淵に奪はれた。かくて景初元年（西紀二三七）に至り、魏は幽州刺史母丘儉等を遣はし、大軍を

率ゐて遼東の南界に屯せしめ、明帝の璽書を以て公孫淵を徵した。然るに淵は之に應せず、渾河の河口に近き遼隧に於いて魏軍を逆撃し、利を失つた儉等の退還するに及び、自立して燕王と稱した。こゝに於いて翌景初二年（西紀二三八）遼東征伐の役は起され、司馬懿を主將とする大軍が淵を襄平に圍んで大いに之を破り、遂に公孫氏を滅ぼした。魏志の夫餘傳に「尉仇台死、簡位居立、無適子、有孽子麻余、簡位居死、諸加加は貴族共立麻余、牛加兄子名位居、爲大使、輕財善施、國人附之、歲遣使、詣京都洛陽貢獻」とあるのは、此の間の夫餘の内狀、竝に公孫氏の没落の結果夫餘が新たに中國に通ずるやうになつたことを敍べたものである。

公孫氏を倒して遼東及び朝鮮半島の二郡（樂浪・帶方）を領有した魏は、數年の後なる正始五年（西紀二四四）に至り、幽州刺史母丘儉を主將とする軍を出だして高句麗に大なる打撃を與へた。儉は翌年五月凱旋し、やがて玄菟太守王頎を遣はして再征に従事せしめたが、時の高句麗王位宮（宮の玄孫）は沃沮の地に逃げこんだから、王頎は位宮を追討すると同時に、南北兩沃沮を經略した。さうして王頎の分遣した樂浪・帶方二郡の太守は、別に南に下り、當時高句麗の配下に立つてゐた東濊の諸酋を討平した。當時の高句麗國の大體の領域は鴨綠・佟佳二江の流域、南沃沮の住地は朝鮮咸鏡南道の咸興を中心とする城川江の流域、北沃沮の住地は今日普通に間島と稱する豆滿江外の布爾哈圖・海蘭二河の流域、東濊の住地は咸鏡南道の南部及び江原道の東海岸である。たゞし此の時の征略は、

これだけで終つたのではない。王頎の遠征軍は未だ曾て支那人の踏み入つたことのない挹婁・夫餘の住地をさへ跋涉して、魏の威力をまのあたりこれ等の東夷諸國に示した。魏志の夫餘傳に「正始中、幽州刺史母丘儉討句麗、遣玄菟太守王頎詣夫餘、位居遣犬加郊迎、供軍糧、季父牛加有二心、位居殺季父父子、籍沒財物、遣使薄斂送官」とあるのは、其の一端を傳へた文字である。

魏志の夫餘傳には夫餘の國狀を地理・風土・官職・習俗・物産等に互つてかなり詳しく傳へた記事がある。これは本書の挹婁傳と同様、王頎の遠征の際に獲られた知識を盛つたものにちがひない。即ち、

夫餘在長城之北、去玄菟千里、南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、方可二千里、戶八萬、其民土著、有宮室・倉庫・牢獄、多山陵・廣澤、於東夷之域最平敞、土地宜五穀、不生五果、其人麤大、性強勇謹厚、不寇鈔、國有君王、皆以六畜名官、有馬加・牛加・豬加・狗加・犬使・大使者・使者、邑落有豪民、名下戶、皆爲奴僕、諸加別主四出道、大者主數千家、小者數百家、食飲皆用俎豆、會同拜爵洗爵、揖讓升降、以殷正月祭天、國中大會、連日飲食歌舞、名曰迎鼓、於是時斷刑獄、解囚徒、在國衣尙白、白布大袂袍袴、履革鞜、出國則尙澹・繡・錦・罽、大人加狐・狸・狢・白黑貂之裘、以金銀飾帽、譯人傳辭皆跪、手據地竊語、用刑嚴急、殺人者死、沒其家人爲奴婢、竊盜一責十二、男女淫、婦人妬、皆殺之、尤憎妬、已殺尸之國南山上、至腐

爛、女家欲得、輸牛馬、乃與之、兄死妻嫂、與匈奴同俗、其國善養牲、出名馬・赤玉・貂・狢・美珠、珠大者如酸棗、以弓矢刀矛爲兵、家家自有鎧仗、國之耆老自說、古之亡人、作城柵、皆具、有似牢獄、行道、晝夜無老幼皆歌、通日聲不絕、有軍事亦祭天、殺牛、觀蹄以占吉凶、蹄解者爲凶、合者爲吉、有敵、諸加自戰、下戶俱擔糧飲食之、其死、夏月皆用冰、殺人殉葬、多者百數、厚葬、有棺無槨。

さて吾人は前に姑く推定し難いとしておいた夫餘の住地について考察すべき機會に達した。既記の如く魏の將軍王頎の來たのを郊迎して軍糧を供給したといふ位居は、時の夫餘王麻余を名のみの君主として勢力を振つてゐた權臣である。隨つて其の居處は夫餘の國都に相違あるまいが、それはどこであらうか。

從來の説では、夫餘の中樞は長春の北、伊通河畔の農安であらうといふことである。即ち故松井等氏の説で、我が國の學界に於いて殆んど定説の如くなつてゐる。理由は、新唐書^{卷一九}渤海傳の一節、扶餘故地爲扶餘府、常屯勁兵、扞契丹。

に本づき、渤海國の扶餘府は其の國を滅ぼした契丹(遼)が黃龍府を設置した場所で、其の黃龍府は今の農安に比定せられるから、といふのである。¹²⁾しかし考へて見ると、伊通河の流域は歷史上、東方のトゥングース族と西隣のモンゴル系の東胡民族との分争地であつて、渤海の扶餘府が契丹民族に對

する此の國の西邊の要地であり、さうしてそれが遼に没してからは、また其の東北面の重鎮（黃龍府）となつたのも、明白に此の關係を語るものである。大體の形勢がかくの如くであるとすれば、ここがトゥングース種に屬すること殆んど疑ひない。夫餘族の勢力の中心であつたといふのは、たやすく首肯し難いところである。また考へて見ると新唐書渤海傳に渤海國の要地を擧げ、其の中の主なるものについて、

- (イ) 以肅慎故地爲上京、曰龍泉府。
- (ロ) 獺貊故地爲東京、曰龍原府、亦曰柵城府。
- (ハ) 沃沮故地爲南京、曰南海府。
- (ニ) 高麗故地爲西京、曰鴨渌府。
- (ホ) 挹婁故地爲定理府。
- (ヘ) 率賓故地爲率賓府。

と敍べてあるが、これ等の比定は悉く妥當であるとはいへない。即ち次の如くである。

渤海府名

位置

- (1) 上京龍泉府 東京城 寧古塔の西南畢爾騰湖に近き
- (イ) の肅慎と (ホ) の挹婁とは同じ種族の名稱であるのに、其の各に別々の府を配したのは不

都合である。

- (2) 東京龍原府（柵城府） 局子街附近 布爾哈圖・海蘭二河の流域
- 獺貊の故地ではなく、北沃沮の故地である。
- (3) 南京南海府 咸興附近 咸鏡南道城川江の流域
- 南沃沮の中樞であるから、之を沃沮の故地としたのは當つてゐる。
- (4) 西京鴨渌府 帽兒山附近 鴨綠江の上流の屈曲點に近き
- 高句麗の領内の要地であるが、都城のあつた處ではない。
- (5) 定理府 未詳
- 上京龍泉府の説明参照。
- (6) 率賓府 ニコリスク 綏芬河畔の

率賓府は疑ひもなく河水に因んだ名稱であるが、率賓と呼ばれた種族若くは國は置府以前になつた。即ち此の府名に對する「率賓故地」は無意義な文字である。

これに依つて見ると、所謂「扶餘故地爲扶餘府」は「率賓故地爲率賓府」の類で、専ら府名に本づいた新唐書の編者の勝手な比定であるかも知れない。また渤海國に於ける此の府の命名が、實際夫餘族と關係あるものとしても、府の所在地が必ず夫餘族の中心であつたとは限るまい。且つ後に述べる

如く夫餘が勿吉（隋唐時代の靺鞨の前身）に討ち滅ばされたのは、紀元第五世紀の末であつて、それから唐の則天武后の時に於ける渤海の建國に至るまで約二世紀の間隔の存することも考慮の中に置かねばならぬ。要するに渤海傳の記載を據所とした夫餘の本據の位置は、決して確定的のものではあるまい。

さて上に引いた魏志の夫餘傳には、「夫餘在長城之北、去玄菟千里、南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、方可二千里、戸八萬、其民土著、有宮室・倉庫・牢獄、多山陵・廣澤、於東夷之域最平敞、土地宜五穀」云々とある。夫餘傳の此の記事が魏の遠征軍の齎らし歸つた報告に本づいたものであるとすれば、史料としての確實の程度は、相當高いと見なければならぬ。當時の玄菟郡治は今の撫順市である。長城といふのは郡界の長城で、今の長柵の如く開原の北方を走つてゐたのであらう。其の長城を踰えて北行千里、北に弱水の流れてゐる地方が夫餘の本據であつて、東夷の諸族——高句麗・沃沮・挹婁・濊等——の占住する地域の中では、最も平衍廣豁、地味は豊かで五穀に宜しいといふ。之を方向及び里程の上から見れば、大體農安あたりが其の地であらうといへないことはない。しかも所謂千里は、高句麗が遼東の東千里、沃沮の南北の長さが千里、挹婁が夫餘の東北千餘里の如く極めて大ざつばな數字にちがひないから、必ずしも此の里程にこだはる必要はあるまい。さうして同じ方面に、もつと適當なる地があれば、そこに擬て、もよささうである。適當なる地といふのは他でもない。著しく平地に富み、且つ土地の肥美なることが其の主要なる條件である。「多山陵・廣澤」といふのも條件の一として見逸すべからざる文字であらう。また農安の東北には伊通河の會流する松花江が西北に向つて流れてゐるが、夫餘の北にあるといふ弱水は此の河であらうか、それとも嫩江を合せて東流する部分の松花江を指したものであらうか。これも必ず考の中に入れねばならぬ。

さて農安から伊通河に沿うて東北に進み、北流松花江を越え、更に拉林河を渡ると、雙城を経て阿勒楚喀市に達する。阿勒楚喀はいふまでもなく金朝の發祥地であり、また其の國都（上京）のあつた處である。農安のみについていへば、周圍の平地は決して狭くはない。しかし「於東夷之域最平敞」といふ語に對しては、北流松花江の下流の東北に展開する渺茫たる平野を過眼視することはできぬ。古來トゥングース種の諸族の住地であつた鴨綠・豆滿・松花三江の流域は、山河の形勢が複雑であつて、平野と稱すべきものは殆んどない。佟佳江畔の通化・懷仁、鴨綠江畔の通溝、布爾哈圖河畔の局子街等は、比較的廣い平地を擁してゐるが、之を阿勒楚喀の平野に比べれば固より同日の談ではない。阿勒楚喀の平野はそれほど大きいのみならず、地味は肥沃で、今日北滿洲の穀倉と稱せられてゐる。即ち先づ此の點に於いて上の條件に適合する。また阿勒楚喀河は其の東方の丘陵地に沿うて流れ、拉林河の兩岸一帶には無數の沼澤があつて、其の地形は「多山陵・廣澤」といふことができる。さうして弱水を東流松花江とすれば、それが北方の河水であるといふのに、びたりと當てはまる。し

てみると夫餘の中樞の推定的の位置は、從來の説の如く之を渤海の扶餘府のあつた農安附近とするよりも、魏志の夫餘傳の記載に依つて、かういふ大平野を控へてゐる阿勒楚喀・雙城の間の地に擬てた方が遙かに穩當であらう。

夫餘の住地に對する此の推定は、更に他の方面の事實から確かめられる。今日阿勒楚喀はまた阿什河 (A-shi-ho) といふが、これは金の建國前後の時代からの稱である。即ち契丹國志^{卷一}に阿朮火、三朝北盟會編^{卷八}所引の宋の苗耀の神麓記に阿觸胡、高麗史睿宗世家に阿之古村と記るされてゐる。さうしてこれ等は何れも河名としての金史^{卷二}地理志の按出虎水・阿朮濟河、及び完顏婁室神道碑¹⁶の阿注濟水と共に、黄金を意味する金代の女眞語の音譯である。それは金史地理志に「上京路即海古之地、金之舊土也、國言金曰按出虎、以按出虎水源於此、故名金源、建國之號蓋取諸」とあるのでわかる。故に明一統志¹⁷及び遼東志には、阿勒楚喀河の土名を載せないで、「金水河」といふ譯名を擧げ、それに「即金人按出虎水」と註記してある。またこれ等金代若くは其の以前からの「金河」の稱は、阿勒楚喀河に黄金を産する事實に本づいたものであつて、李心傳の建炎以來繫年要錄¹⁹の註に「張滙節要節¹⁸云、阿古達²⁰祖阿骨打爲帝、以本土愛新爲國號、愛新女眞語金也、以其水生金而名之、猶遼以遼水名國也」と見えてゐる。さうして宋人無名氏の北風揚沙錄²⁰に、生女眞(金の發祥地の女眞)の物産を擧げて「産名馬、生金・大珠」といひ、高麗史睿宗世家にも金の建國以前の完顏氏の朝貢について

「嘗事契丹及我朝、^{○高麗}每來朝、以[○]麩金・貂皮・良馬爲贄、我朝亦厚遺銀幣、歲常如此」と敍べてあるから、按出虎水(阿勒楚喀河)に黄金を産したことはますます明かで、其の黄金は麩金(沙金)であつたのである。

ところで魏書^{卷一}の高句麗傳を見ると、特に吾人の注意を引くところの記事がある。即ち世宗宣武帝の時に於ける高句麗の朝貢に關して「正始中〔西紀五〇四—七〕世祖^{○世宗}於東堂引見其使芮悉弗、悉弗進曰、高麗係誠天極、累葉純誠、地產土毛、無愆王貢、但[○]黄金出自夫餘、珂[○]瑪瑙則涉羅所產、今夫餘爲勿吉所逐、涉羅爲百濟所并、國王臣雲、^{○文咨明}惟繼絕之義、悉遷于境內、二品所以不登王府、實兩賊是爲」と敍べてあるが、これに依つて夫餘の領内に黄金を産したことがわかる。しかも其の所謂「出自夫餘」は、夫餘の勢力の及んでゐる或る地方からといふのではなく、此の國の本據についてあると解して差支へあるまい。何となれば、黄金の高句麗に來なくなつた事情としての「今夫餘爲勿吉所逐」は、三國史記高句麗本紀の文咨明王三年(魏太和十八年、西紀四九四)の條に「扶餘王及妻孥、以國來降」とあるのに當り、高句麗本紀の此の簡單なる記事は、夫餘の根本の地が勿吉の有となつて、其の國の滅んだ事實を傳へたものであらうと思はれるからである。故に余は南北朝時代に於ける夫餘の本據を沙金の産地なる阿勒楚喀河の流域に擬てると同時に、これを以て三國時代の位置についての上の推定を充分に確かめ得たと信ずる。

以上考説したところに依つて、三國時代に於ける夫餘の中樞の阿勒楚喀附近であることがわかつた。随つて魏志の夫餘傳に記るされてある其の國狀は、觀察の焦點を主として此の地方に置いたものであらうと思はれる。全體の疆域は、夫餘傳に「南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水」とあるのに依つて、たゞ大體を察する外、他に途はない。比較的明かなのは北方であつて、其の限界をなしてゐるといふ弱水は、上述の如く東流松花江である。南方の高句麗は佟佳・鴨綠二流域に據り、東方の挹婁は寧古塔を中心とする瑚爾喀河の溪谷一帯の地方に散住し、鮮卑は遼河の上流の二支なる西喇木倫及び老哈河の流域に放牧してゐた民族である。

魏志の挹婁傳には、夫餘と挹婁との關係について「自漢以來、臣屬夫餘、夫餘責其租賦重、以黃初中〔西紀二二〇—二二六〕叛之、夫餘數伐之、其人衆雖少、所在山險、隣國人畏其弓矢、卒不能服也」と叙べてある。阿勒楚喀・拉林兩河の流域と山嶽重疊する瑚爾喀河の盆地とは、小白山から張廣才嶺に連亘する分水山脈を自然の境界線として互に隣接してゐるから、其の地理上の形勢はかういふ歴史的事實を生み出したのである。次に夫餘と高句麗との接觸線は、松花江の源流の一なる輝發河の溪谷であつたらうと想像せられる。しかも三國時代に於ける兩者の交渉は詳かでない。又た夫餘の西境は、其の隣の民族が鮮卑であるといふだけでは、頗る漠然たる憾みがあるが、農安を中心とする伊通河

の流域は、どつちに屬してゐたのであらうか。農安は阿勒楚喀地方と遼東とを聯絡する交通の要衝である。随つて夫餘の王都が阿勒楚喀附近にあつた時代に於いて、こゝが鮮卑の有となれば、相互の交渉は必ず妨げられねばならぬ。魏志の夫餘傳に「漢時、夫餘王葬用玉匣、常豫以付玄菟郡、王死則迎取以葬、公孫淵伏誅、玄菟庫猶有玉匣一具、今夫餘庫○王都に於ける有玉璧・珪・瓚、數代之物、傳世以爲寶、耆老言、先代○漢朝之所賜也」といふ一節がある。これは漢代から三國に亘つて夫餘の王都の所在の移變しなかつたことを暗示するもので、註に引かれた魏略の文に「其國殷富、自先世○漢以來、未嘗破壞」とあるのに依つても、さう推測せられる。即ち漢代に於いても夫餘の中樞は阿勒楚喀附近であつたのである。然るに前章に述べた如く、前漢時代の夫餘の事蹟は殆んど不明であるとしても、後漢時代の其の國は、往々玄菟郡（今の撫順市を治所とする第三玄菟郡）に寇し、また屢々此の郡に由つて貢獻し、時には高句麗が郡城を圍んだのに對して、漢の爲めに救援の兵を出だしたこともあつた。さうして同じ時代の末造には、遼東の公孫淵は、當時強盛であつた高句麗・鮮卑の兩勢力に對し、夫餘を引いて外援とすべく、其の王に妻はすに彼れの一族の女を以てした。して見ると、渤海國が夫餘の名を冠する一府を置いた農安及び之を中心とする伊通河の流域は、少なくとも後漢から三國の間に於いては、必ず夫餘國の領土の一部であつたにちがひない。

夫餘族其のものについては、上に引いた扶餘傳の文に「國之耆老自説、古之亡人」といひ、又た此

の傳の末尾に、「其印文言濊王之印、國有故城、名濊城、蓋本濊貊之地、而夫餘王其中、自謂亡人、抑有似「以」也」とある。所謂「亡人」は本篇の首に掲げた建國説話の内容と相俟つて、夫餘の王家が外來の部族であつたことを想はしむるものである。しかし其の原住地はわからぬ。

三 兩晉南北朝時代の夫餘

西晉の武帝司馬炎が魏に代つて新朝を創めると、彼れは即位の第十年（泰始十年、西紀二七四）遼東・遼西・玄菟・帶方・樂浪の五郡を管轄する平州を置き、また前朝の制に倣つて東夷校尉を平州の治所襄平（今の遼陽）に駐せしめた。東夷校尉は滿洲から朝鮮半島に亘り、廣く東方の諸夷を羈縻するのが其の任務であつたのである。⁽²³⁾ 隨つて武帝の治世（西紀二六五—二八九）の後半の間、東夷の諸國は頻々として入朝貢獻し、夫餘については、晉書^{卷九}東夷傳の夫餘國の項に「武帝時、頻來朝貢」と見えてゐる。⁽²⁴⁾

然るにやがては北支那の情勢を一變せしむべき五胡の侵入の機運は、此の頃既に熟しつゝあつた。さうして遼東の北方に根據を有する鮮卑の慕容氏は、武帝の末年（太康十年、西紀二八九）、南に下つて大凌河の下流域に屬する昌黎郡内に移居するに至つたのであるが、それに先だつて其の馬蹄に蹂躪せられたものは東方の夫餘であつた。即ち晉書^{卷一八}載記の慕容廆の傳に、「又率衆、東伐扶餘、扶餘王

依慮自殺、廆夷其國城、驅萬餘人而歸、東夷校尉何龕遣督護賈沉、將迎立依慮之子爲王、廆遣其將孫丁、率騎邀之、沉力戰、斬丁、遂復扶餘之國」とある。これは武帝の太康六年（西紀二八五）から其の翌年に亘つたことで、晉書の東夷傳の夫餘の項には「至太康六年、爲慕容廆所襲破、其王依慮自殺、子弟走沃沮、帝爲下詔曰「夫餘王世守忠孝、爲惡虜所滅、甚愍念之、若其遺類、足以復國者、當爲之方計、使得存立」、有司奏「護東夷校尉鮮于嬰、不救夫餘、失於機略」、詔免嬰、以何龕代之、明年、夫餘後王依羅、遣詣龕、求率見人還復舊國、仍請援龕、上列「別？」遣督郵賈沉、以兵送之、廆又要之於路、沉與戰大敗之、廆衆退、羅^{○依}得復國、爾後每爲廆掠其種人、賣於中國、帝愍之、又發詔、以官物贖還、下司・冀二州、禁市夫餘之口」と説いてある。即ち西晉の初め、夫餘は慕容廆の侵寇に遇ひ、殆んど滅亡に等しいほどの大なる打撃を受け、晉帝の威力と救援とに依つて纔かに國脈を繋ぐことができたのである。自殺した夫餘王依慮の子弟の走つて保つたといふ沃沮は、南北兩沃沮の中の北沃沮であらう。北沃沮は今の間島地方であるが、なほ此の東走の夫餘人の建てた國については後に述べる。

降つて東晉の初めになると、慕容氏は遼西・遼東の地を掩有した。廆は成帝の咸和八年（西紀三三三）に卒し、遼東公の位を嗣いだ世子皝が自ら燕王と稱したのは、數年の後なる咸康三年（西紀三三七）である。皝は屢々高句麗を征し、康帝の建元二年（西紀三四四）には宇文氏を攻め滅ぼした。宇

文氏は塞内の慕容氏と相並んで塞外の西喇木倫の流域に勢力を振つてゐた鮮卑の強國である。こゝに於いて皝の銳鋒は更に夫餘に及んだ。即ち晉書^{卷一}載記の慕容皝の傳に、「三年、遣其世子儁^{皝の第三子}與恪、^{第四子}率騎萬七千、東襲扶餘尅之、虜其王部衆五萬餘口以還」といひ、資治通鑑^{卷九}晉紀^九には、穆帝の永和二年（西紀三四六）正月の條に、「初夫餘居于鹿山、爲百濟所侵、部落衰散、西徙近燕、而不設備、燕王皝遣世子儁、帥慕容軍・慕容恪・慕輿根三將軍、萬七千騎、襲夫餘、儁居中、指授軍事、皆以任恪、遂拔夫餘、虜其王立及部落五萬餘口而還、皝以立爲鎮軍將軍、妻以女」とある。慕容皝の傳に單に「三年」とあるのは、下文に皝の死を「永和四年」に繋げて記してあるのから推して、其の前年なる永和三年とすべきである。しかも通鑑の年次に對して一年の相違を認めるが、これは通鑑の方が正しからうと思はれる。また通鑑に「初夫餘居于鹿山」といふ鹿山は、夫餘の本來の根據地であつた阿勒楚喀地方の或る山を指したものでなく、さうしてそこを侵したといふ百濟は、必ず高句麗の誤りでなければならぬ。「西徙近燕」は、そこが燕（慕容氏）から侵されやすき舊夫餘の西邊の要地であらうことから推して、伊通河畔の農安附近（即ち渤海時代に扶餘府の置かれた地）ではあるまいかと思はれる。果してさうとすれば、燕王慕容皝の軍が夫餘を攻略した當時、夫餘王立の居城は農安附近にあつたのであつて、阿勒楚喀方面ではなかつたのであらう。

さて上述の如く西晉武帝の太康六年（西紀二八五）、夫餘の國都が慕容廆の軍に侵された時、夫餘王依慮は自殺し、其の弟子は走つて沃沮の地を保つたといふ。沃沮は上に指摘した如く南北兩沃沮中の北沃沮であらう。即ち彼等は廆の攻破した阿勒楚喀附近の國都から挹婁の住地を通過して、今日間島と稱する布爾哈圖・海蘭兩河の流域に逃れ、しかも沃沮族の中に威力を振つて夫餘の別國を建設したのであらうと思はれる。余の考に依ると、高句麗が朝鮮咸鏡南道の咸興地方を本據とする南沃沮を征服したのは、後漢の和帝の元興元年（西紀一〇五）以前の或る年から、安帝の建光元年（西紀一二一）まで在位した宮王の時であつて、其の經路は鴨綠江の中流通溝方面から平安・咸鏡二道の界を劃する脊梁山脈を踰えて行はれたのである。²⁵さうして魏の正始六年（西紀二四五）、毋丘儉の高句麗征伐に次いで、玄菟太守王頎が此の方面に遠征した時には、高句麗王位宮の逃げこんだ南沃沮は、明かに高句麗に臣屬してゐた。²⁶然らば西晉の武帝の時夫餘の本國から東に走つた夫餘の王族が、間島地方に據つて一國を興したのは、當時高句麗の勢力が未だ此の地方に及んでゐなかつたことを語るものであらう。

また考へて見ると、王頎の遠征の後六十八年、西晉の末造に於ける愍帝の建興元年（西紀三一三）、高句麗王乙弗利が樂浪郡を滅ぼすまでの間の高句麗の事蹟は、支那の史籍に全く傳はらないが、²⁷三國史記に依ると、西晉の武帝と時代を同じくした高句麗王は、東川王憂位居（位宮）の孫西川王藥盧である。次に烽上王相夫が位に即き、西晉の末から東晉の初めに互つて在世した漢史の乙弗利は、

泉府・中京顯德府・東京龍原府・南京南海府・西京鴨渚府——の一として、同じ渤海傳に「沃沮故地爲南京、曰南海府、……南海新羅道也」と見え、其の所在は日本海沿岸の最も樞要なる地點の一なる咸興附近でなければならぬから、⁽³⁰⁾東京の柵城府は、五京の配置の上から豆滿江方面の要地として見逃すことのできない布爾哈圖河畔の局子街附近に比定せられる。さすれば長壽王の二十三年、高句麗の東邊の城として後魏人の知識に入つた柵城は、廣開土王の東扶餘攻略の結果、其の故地に置かれた鎮城であること疑ひない。また此の城と相並べて高句麗の北境とせられた「舊夫餘」は、美川王或は故國原王の經略した阿勒楚喀地方の夫餘を指したものであらう。⁽³¹⁾

また夫餘に關しては、魏書^{卷五}高宗文成帝本紀の太安三年（西紀四七五）の一條に「于闐・扶餘等五十餘國、各遣使朝獻」とあつて、此の年夫餘の後魏に通じたことを傳へてゐる。太安三年は高句麗長壽王の四十五年に當る。次に三國史記、高句麗本紀には、文咨明王三年の二月に係けた「扶餘王及妻孥、以國來降」といふ簡單なる記事があつて、夫餘王一家の投降したといふ此の年は後魏の孝文帝の太和十八年（西紀四九四）である。さうして後の記事は、前章に述べた如く、魏書^{卷一}の高句麗傳に「正始中〔西紀五〇四—七〕世祖^{〇世宗}於東堂引見其使芮悉弗、悉弗進曰、高麗係誠天極、累葉純誠、地產土毛、無愆王貢、但黃金出自夫餘、珂則涉羅所產、今夫餘爲勿吉所逐、涉羅爲百濟所并、國王臣雲、^{〇文咨明}王羅雲、惟繼絕之義、悉遷于境內、二品所以不登王府、實兩賊是爲」とあるのに照らして、阿

勒楚喀地方の夫餘が勿吉に滅ぼされたことを窺知せしめるものである。考へてみると、夫餘の本來の中樞であつた阿勒楚喀の地は、東晉の初め既に高句麗の領内に入り、夫餘王は西に徙つて今の農安附近に居たやうである。然るに燕王慕容皝は宇文氏を滅ぼした勢に乗じて其の城を屠り、夫餘王玄を虜にして還つた。然らば其の時王族のあるものは、高句麗が燕の仇敵である關係から、前の如く再び阿勒楚喀の地に居住することを許るされ、さうして其の後も高句麗に隸屬しながら、國名を維持して南北朝時代に及んだのであるまいか。慕容皝の攻伐の後ち約一世紀半を経て勿吉に逐はれた夫餘の王家は、かくの如きものであつたらうと思はれる。こゝに於いて夫餘は遂に滅んだ。勿吉の興起については、此の民族の考察を題目とする他の篇に述べる。

昭和五年十一月二十一日稿〔滿鮮地理歴史研究報告、第一三册〕昭和二十年十二月加筆

- 1 王莽は四夷の君長の王號を稱するものを侯と改めた。
- 2 考古學雜誌、第三一卷、第二號（昭和十六年二月）所載拙稿「玄菟郡の屬縣高顯の遺址」——〔滿鮮史研究、上世第一册所收論文〕。
- 3 史苑、第二卷第六號（昭和四年九月）所載拙稿「公孫氏の帶方郡設置と曹魏の樂浪帶方二郡」参照——〔滿鮮史研究、上世第一册所收論文〕。
- 4 宮の時、高句麗の勢力は彼れの經略に依つて此の方面に及んでゐたらしい（滿鮮史研究、上世第一册所收論文「樂浪郡考」附說「高句麗の嶺東經略」参照）。

- 5 魏志、卷八、公孫度傳。
- 6 魏志、公孫度傳。同、明帝本紀。
- 7 滿鮮地理歴史研究報告、第一二冊（昭和五年九月）所載拙稿「曹魏の東方経略」参照——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 8 支那で六畜といふのは、馬・牛・羊・雞・犬・豕であるけれども、この六畜はさうではなく、たゞ畜類といふ意である。それは下文の官名を見ればわかる。上文の五穀や五果も同様である。
- 9 國都から各方面に分出する道路の傍近の諸部落を所領としてゐるといふ意味であらう。
- 10 殷正月は夏正十二月であつて、此の祭祀は、魏志の高句麗傳に「以十月祭天、國中大會、名曰東盟」といひ、濊傳に「常用十月節祭天、晝夜飲酒歌舞、名之爲舞天」とあるのと相應するものである。
- 11 員は円に通ず。
- 12 滿洲歴史地理、第二卷、頁四二。
- 13 魏志の高句麗傳に「高句麗在遼東之東千里、……都與丸都之下」とある。丸都は今日本省輯安縣の治所となつてゐる通溝城である。
- 14 魏志の沃沮傳に「其地形、東北狹、西南長、可千里」といひ、また「北沃沮一名置溝濶、去南沃沮八百餘里」ともある。北沃沮は肩子街を中心とする間島地方、南沃沮は朝鮮咸鏡南道の咸興地方の住民である。
- 15 魏志、挹婁傳。
- 16 柳邊紀略（昭代叢書、壬集、卷二〇）。
- 17 卷八九、女直、山川の條。
- 18 卷一、地理志、山川の條。

- 19 卷一、建炎元年正月の條。
- 20 遼史拾遺、卷一八所引。
- 21 十年正月の條。
- 22 珂の産地であつたといふ涉羅は、高句麗と百濟との係争地にちがひないが、それは何處であらうか。三國史記（卷三十六）地理志に依ると、今の忠清南道洪城郡の結城に相當する新羅の半島統一時代の潔城郡の屬縣の一は新良縣であつて、其の百濟時代の稱は沙尺良である。さうして新良縣は高麗時代になつて黎陽と改名せられた地である。東國輿地勝覽（卷一九）には、洪州の古跡の條に「驪陽廢縣、在洲南三十七里、驪一作黎、本百濟沙尺良、一云沙羅、新羅改新良」と説いてあるが、大東輿地圖を参照すると、今の洪城郡長谷面の山城里は其の地に當る。想ふに涉羅は即ち此の沙尺良一名沙羅で、涉は沙の誤りではあるまいか。山城里には青陽郡の境に近く古山城が残つてゐる。恐らく古の沙羅の遺址であらう。なほ此の比定に関しては、加羅（伽倻）の一國安羅（安邪、阿那加耶）が阿尸良とも呼ばれたことを参考すべきである。
- 23 滿鮮地理歴史研究報告、第一三冊所載拙稿「肅慎考」第四章を見よ——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 24 同上、第五章参照。
- 25 考古學雜誌、第三一卷、第二號（昭和十六年二月）所載拙稿「玄菟郡の屬縣高顯の遺址」——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 26 前出「曹魏の東方経略」第三章参照——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 27 前出「肅慎考」第五章参照——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 28 沃沮傳の文に関しては「曹魏の東方経略」第三章に述べたところを参照せられたい——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。

29 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊、(大正十二年三月)「三國史記高句麗紀の批判」、頁二〇。

30 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載拙稿「完顏氏の曷懶甸経略と尹瓊の九城の役」、附録「蒲盧毛朶部に就いて」参照
——「滿鮮史研究、中世第二冊所收論文」。

31 魏書卷一〇〇に「豆莫婁國、在勿吉國北千里、去洛〔洛陽〕六千里、舊北扶餘也」とある。津田博士に依ると、豆莫婁國は今の哈爾濱の對岸附近であらうといふ(滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、室章考、頁五九)。哈爾濱と相對する松花江の北方の要地は、呼蘭河流域の呼蘭であるが、夫餘の勢力の盛なる時、こゝに據つてゐたものは北夫餘と呼ばれてゐたのであらう。しかし高句麗廣開土王の碑に「惟昔始祖鄒牟之創基也、出自北夫餘」とある北夫餘は、廣開土王の征略した東夫餘に対して阿勒楚喀地方の夫餘をかう稱したものと見るべきである。

勿吉考

- 一 勿吉の興起
- 二 勿吉の本據と速末水
- 三 靺鞨七部の住地
- 四 夫餘を滅ぼす以前の勿吉の本據
- 五 夫餘と勿吉と靺鞨

一 勿吉の興起

支那南北朝の世、朝鮮半島の北部と滿洲の南部とを含む一帶の地方は、高句麗國の領域であつたが、此の國の北方には勿吉と呼ばれた滿洲民族が據つてゐた。即ち魏書^{卷一〇〇}の勿吉傳に、「勿吉、國在高句麗北、舊肅慎國也、邑落各自有長、不相總一」と記るされてゐる。たゞし此の文にいふ如く、勿吉が所謂舊肅慎國、即ち先秦時代の肅慎と同じものであるかどうかは、さしづめの問題ではない。又た

隋唐時代には靺鞨といふ民族の存在が知られてゐた。隋書卷八靺鞨傳に「靺鞨在高〔句〕麗北、邑落俱有酋長、不相總一」といひ、これも高句麗の北方に據つてゐた民族である。さうして舊唐書卷九の北狄傳には「靺鞨蓋肅慎之地、後魏謂之勿吉」と説いてあるが、此の隋唐時代の靺鞨が前代の勿吉と同じ種族であることは、殆んど疑ふべくもない。文字の上からいつても、何人も承認する如く、靺鞨は勿吉の轉音でなければならぬからである。

勿吉といふ部族名の支那の史籍に見えるのは、魏書を以て最初とするのであつて、それより以前には類似の稱すら史上に傳はつてゐない。さて北魏に對する勿吉の朝貢は、魏書の勿吉傳に「延興中、遣使乙力支朝獻、太和初、又貢馬五百匹」と記るされてゐる。之を冊府元龜卷九六九、外の記載に照らすと、延興中といふのは、其の第五年（西紀四七五）の十月であり、太和の初めといふのは、其の第二年（西紀四七八）の八月である（延興及び太和は北魏の孝文帝の時の年號）。即ち勿吉國の存在は、延興五年の朝貢に依つて始めて始めて北魏の朝廷に知られたものらしい。さうしてこれは勿吉と呼ばれた民族が、何時どうして起つたかを考へる上に於いて、特に注意すべき事實である。

北魏の延興五年乙卯の年（西紀四七五）は高句麗長壽王の六十三年、百濟蓋鹵王の二十一年に當り、朝鮮半島の南部に於いては、非常に著しい事件の起つた年である。即ち我が日本書紀の雄略天皇紀の

分註に「百濟（百濟）記云、蓋鹵王乙卯年冬、狛（高句麗）大軍來、攻大城七日七夜、王城降陷、遂失尉禮國、王及太后・王子等、皆沒敵手」といひ、朝鮮の三國史記卷二には、百濟本紀の文周王元年の條に「蓋鹵在位二十一年高句麗來侵、圍漢城、（禮城）蓋鹵嬰城自固、使文周求救於新羅、得兵一萬廻、麗兵雖退、城破王死、遂即位、……冬十月、移都於熊津」とある。これより先き延興二年（西紀四七二）、百濟の蓋鹵王は始めて朝貢の使者を北魏に遣はし、其の上表の中に、自國の困憊の狀を陳べて「自馮氏數終、餘燼奔竄、醜類漸盛、遂見凌逼、構怨連禍三十餘載、財殫力竭、轉自辱蹶、若天慈曲矜、遠及無外、速遣一將、來救臣國、當奉送鄙女、執掃後宮、并遣子弟牧圉外廐、尺壤匹夫、不敢自有」といつた。所謂「馮氏數終」は、北魏の太武帝の大延二年（長壽王二十四年、西紀四三六）北燕王馮弘（文通）が北魏に伐ち破られ、身を高句麗に寄せて其の國祚の絶えたのをいひ、「醜類漸盛」は、高句麗の國力の強盛を意味する。さうして始めて北魏に朝貢した蓋鹵王が、自國の窮狀を訴へて「財殫力竭、轉自辱蹶」といつたのは、當時、百濟に對する高句麗の壓迫が餘程ひどい程度に達してゐたことを想はしめるものである。果せるかな、上記の如く三年の後なる延興五年、百濟の國都尉禮城——即ち漢城、今の京畿道廣州——は、長壽王自ら率ゐて來た大軍に圍まれ、七日にして落城し、蓋鹵王は城外に逃れて擒殺せられ代つて位に即いた文周王は、都を熊津（忠清南道公州）に退けたのである。

高句麗が國都を鴨綠江畔の丸都城（今の通溝）から平壤に移したのは、長壽王の十五年（西紀四二七）

である。爾來國勢益々振張し、遂に約半世紀の後ち、上述の如き甚大なる打撃を百濟に與へたのであるが、たゞこれと年を同じくして其の北方の勿吉は、最初の朝貢の使者を北魏の朝廷に遣はしたのである。

北魏の朝廷に來た勿吉の使者乙力支が、彼れ自ら述べたところは、魏書勿吉傳に「乙力支……自云、其國先破高句麗十落、密共百濟謀、從水道并力取高句麗、遣乙力支奉使大國、請其可否、詔勅、三國同是藩附、宜共和順、勿相侵擾」と記るされてをり、これに依ると、勿吉の北魏への通聘には、百濟の蓋鹵王のそれと同様、多少の政治的意義が含まれてゐたのである。もつとも乙力支の此の言は、文字通りに信用すべきものではあるまい。勿吉の本據が何處であるかは、此の小篇に於いて特に考へらるべき主要なる問題であるから、今ま之を豫斷することはできないが、大體其の地が高句麗と境を接する滿洲の北部であつたとすれば、百濟と密謀して海上から高句麗を攻め取るといふが如きは、實行の殆んど不可能なる點に於いて、ほんとに企てられたこととは認めがたい。想ふに始めて北魏に通じた乙力支は、東夷の間に於ける自國の地位・勢力を實際以上に高く値ぶませようとして、ことさらかういふ言辭を弄したのであらう。しかもこれより先き勿吉が高句麗の十落を略取したといふ乙力支の言に對しては、特に之を疑ふべき理由がないやうである。隨つて高句麗國の全盛の時代と稱すべき長壽王の治世（西紀四二二—四九一）の半ばすぎに於いて、其の北方に於ける一團の部族としての勿吉は、

微々たる存在ではなかつたと見なければならぬ。さうして此の推測は次に述べるところの事實からも確かめられる。

魏書^{卷一}○の高句麗傳を見ると、世宗宣武帝の時、高句麗から來た文咨明王羅雲の使者芮悉弗の言を載せてある。即ち「正始中〔西紀五〇四—七〕、世祖^{○世宗の譌誤}於東堂、引見其使芮悉弗、悉弗進曰、高〔句〕麗係誠天極、累葉純誠、地產土毛、無愆王貢、但黃金出自夫餘、珂則涉羅所產、今夫餘爲勿吉所逐、涉羅爲百濟所并、國王臣雲^{○羅}惟繼絕之義、悉遷于境內、二品所以不登王府、實兩賊是爲」とある。百濟から奪はれたといふ涉羅は、今の忠清南道洪城郡長谷面の山城里——古山城の存する——に比定すべき三國史記地理志の沙戸良と同じ地名であるらしく、³⁾百濟の國都を熊津に退却せしめた後の當時の高句麗の西南境は、此の方面にあつたのであらう。しかしそれはとにかく、高句麗の使者芮悉弗が夫餘について述べたところを、三國史記高句麗本紀の文咨明王三年の條に、「扶餘王及妻孥、以國來降」とあるのに結びつけると、高句麗本紀の此の簡單なる一條は、勿吉が夫餘の地を併呑して、其の王家を驅逐した事實を傳へたものと解釋しなければならぬ。文咨明王の三年は北魏の孝文帝の太和十八年（西紀四九四）に當り、勿吉の始めて北魏に通じた延興五年を距る十九年の後である。然らば延興五年以前に高句麗を侵して其の十落を略取した勿吉は、こゝに至つて更に彼等の勢力を夫餘の本據の地に發展せしめたのであらう。夫餘の王家はこれより先き長く高句麗に隸屬してゐたのであつて、其の國

都が阿勒楚喀(阿城)附近であつたことは余の舊稿夫餘考に考説したところである。⁽⁴⁾

二 勿吉の本據と速末水

前章に述べたところに依つて、高句麗の長壽王の治世の半ばごろから次の文咨明王の時にかけて、此の國の北邊の地に勿吉と呼ばれた部族が新たに獨自の勢力を張りつゝあつたことがわかつた。ところで高句麗の此のころの歴史は、案外にも頗る不明といふより外はなく、たとひ百濟及び新羅との抗爭、支那の南北兩朝への通聘等、主として外部との關係から大體其の國の勢力の強盛の程度を彷彿せしめることができるとしても、内部の状態や滿洲民族と境を接する北邊の形勢は、深く雲霧の中に隠れてゐる。⁽⁵⁾ 隨つて勿吉の住地を尋ね、また其の興起の事情を察することは、高句麗の歴史の闡明に對しても若干寄與するところがあらうと思はれる。

勿吉の國狀は魏書の本傳に詳しく記るされてゐる。即ち、

〔A〕勿吉國在高句麗北、舊肅慎國也。邑落各自有長、不相總一、其人勁悍、於東夷最彊、言語獨異、常輕豆莫婁等國、諸國亦患之、去洛五千里。自和龍北二百餘里、有善玉山、山北行十三日、至祁黎山、又北行七日、至如洛瓌水、水廣里餘、又北行十五日、至太魯水、又東北行十八日、到其國、國有大水、濶三里餘、名速末水、其地下濕、築城穴居、屋形似塚、開口於上、以梯出入。其

國無牛、有車馬、佃則偶耕、車則步推、有粟及麥、糝菜則有葵。水氣鹹、凝鹽生樹上、亦有鹽池。多賭無羊、嚼米醞酒、飲能至醉。婦人則布裙、男子賭犬皮裘。初婚之夕、男就女家、執女乳而罷、便以爲定、仍爲夫婦。俗以人溺洗手面、頭插虎豹尾。善射獵、弓長三尺、箭長尺二寸、以石爲鏃。其父母春夏死、立埋之、冢上作屋、不令雨濕、若秋冬、以其屍捕貂、貂食其肉、多得之。常七八月、造毒藥、傅箭鏃、射禽獸、中者便死、煮藥、毒氣亦能殺人。國南有徒太山、魏言太白、有虎豹熊狼、不害人、人不得山上洩汗、行逕山者、皆以物盛去。

また此の文の續きに記るされてある事實は、上に一言した乙力支の來朝である。曰く、

〔B〕延興中、^{○延興五年}遣使乙力支朝獻。太和初、^{○太和二年}又貢馬五百匹。乙力支稱、初發其國、乘船沂難河、西上至太淦河、沈船於水、南出陸行、渡洛孤水、從契丹西界、達和龍、自云、「其國先破高句麗十落、密共百濟謀、從水道并力取高句麗、遣乙力支、奉使大國、請其可否」、詔勅「三國同是藩附、宜共和順、勿相侵擾」。乙力支乃還、從其來道、取得本船、汎達其國。

勿吉の住地の推定に役立つ記事は、魏書勿吉傳のこれ等の外にはなく、北史^{卷九}勿吉傳のこれに相當する諸條は、共通の材料に本づいたものである。たゞ地名の寫し方に多少の相違があつて、後者は、前者の如洛瓌水と太魯水とを、それ／＼洛瓌水と太岳魯水とに作つてある。

さてA及びBの和龍は、遼西の大凌河の中流に於ける今の朝陽縣の南北朝時代の稱である。北魏は

此の地點を東北の邊城とし、西喇木倫の流域一帯を占有する契丹と境を接してゐたのである。Aに和龍から勿吉國に赴く通路を示してゐるのは、記事の本づくところが、或る時其の國に赴いた北魏の使人の報告であつたからであらうし、勿吉の内部の状況を頗る詳しく傳へた自餘の部分も、其の内容から推して同じ使人の直接の見聞に他ならぬであらうと思はれる。さうしてBにいふところの勿吉から和龍に達する通路は、いふまでもなく勿吉の使者乙力支の言に本づいたものである。ところでAの如く洛瓌水はBの洛孤水に當ると共に、前者の太魯水は後者の太淦河に當るのであるが、これ等の二水は方向及び字音の上からそれ／＼今の西喇木倫と洮兒河とに比定せられる。洮兒河は興安嶺に源を發して嫩江の下流に會する河水である。故にBに「初發其國、○勿乘船沂難河、西上至太淦河」とある難河は、津田左右吉博士の指摘した如く唐代に那河の名で知られてゐた河水と共に、之を嫩江に比定すべきである。然らばAに太魯水（洮兒河）から東北行十八日にして勿吉國に到るといひ、それを承けて「國有大水濶三里餘、名速末水」とある速末水は、嫩江を合せてから方向を東に轉じて流れる部分の松花江を指したものであらうか、それとも、それより前の北流する部分の稱であらうか。勿吉の本據の地が何處であつたかを推定するには、先づ此の問題から決めてかゝらねばならぬ。

北史の勿吉傳を見ると、上に引いた魏書勿吉傳の記事Aの中、勿吉國の大水として速末水の名を擧げた文の續きに、次の記事が挿まれてゐる。

其部類凡有七種、其一號粟末部、與高〔句〕麗接、勝兵數千、多驍武、每寇高〔句〕麗、其二伯咄部、在粟末北、勝兵七千、其三安車骨部、在伯咄東北、其四拂涅部、在伯咄東、其五號室部、在拂涅東、其六黑水部、在安車〔骨〕西北、其七白山部、在粟末東南、勝兵並不過三千、而黑水部尤爲勁。

これは次章に述べる如く隋代から唐初に互つて中國に知られてゐた靺鞨の七部族の名を、溯つて南北朝時代の勿吉に及ぼした不當なる記事である。しかしそれはとにかく、これ等七部族の中、高句麗と隣接してゐたといふ第一の粟末部——北史の粟末は粟末の譌——については、新唐書卷二靺鞨傳に「其著者曰粟末部、居最南、抵太白山、〔太白山〕亦曰徒太山、〔粟末部〕與高〔句〕麗接、依粟末水以居、水源於山、西北注它漏河」とある。太白山一名徒太山は今の長白山（朝鮮では白頭山といふ）の古名であつて、長白山に源を發する河水の西北流するものは松花江であるから、粟末部の住地を流れる粟末水と松花江との比定はたやすく成立する。又た粟末水の流入するといふ它漏河は、他漏河の文字を用ひて、新唐書卷二東夷傳の末尾に於ける達末婁國の項に「達末婁自言北扶餘之裔、高〔句〕麗滅其國、遣人度那河、因居之、或曰他漏河、東北流入黑水」と記るされてゐるが、此の記事は、魏書勿吉傳の難河に相當する那河が、他漏河とも呼ばれてゐたこと、言ひかへれば、今の洮兒河を合せた後の嫩江の下流の部分が、前者を本流として其の下流であるかの如く考へられてゐたことを語るものである。

随つて新唐書靺鞨傳の粟末水は、嫩江の水流を入れる前の北流松花江の稱であると見なければならぬ。さうして魏書勿吉傳の記事Aに「國有大水、濶三里餘、名速末水」とある速末水が、此の粟末水に對して同音の異譯であるべきことは、何人にも異論のないところである。してみると南北朝時代の勿吉の本據は、大體之を隋唐時代に粟末部として知られてゐた靺鞨の一部族の住地に一致せしめてよさうに思はれる。

新唐書靺鞨傳の粟末水の稱から推定せられる勿吉の本據はかくの如くである。しかし北魏の使人の報告に依つて勿吉國竝に速末水の所在を敍べた魏書の文Aには、「至太魯水、又東北行十八日、到其國」とあるのである。太魯水は洮兒河の本流、若くはそれを入れた後の嫩江（難河）の下流の稱であり、「其國」は、勿吉國の中でも、特に其の中樞を指したものにちがひないから、速末水を嫩江の來り會する以前の北流松花江の稱として、勿吉の本據の地を其の流域に求めるとすれば、「東北行」は「東南行」の誤りであるとしなければならぬ。だがかう見ることは果して穩當であらうか。

さて津田博士は和龍より勿吉に至るまでの行程を傳へた魏書の記事Aを検討して曰く、「此の行程に於いて、距離と其の間の旅行に要せし日數との比例を考ふるに、和龍の北二百里なる善玉山と如洛瓌水（西喇木倫）との間に二十日、如洛瓌水・太魯水（洮兒河）間に十五日を費したりとせば、十八日程なる太魯水、勿吉間の距離は、上記二者の中間にありて、之と大差

なきものなるべし。さて乙力支は本國より洮兒河に至る間に水路をとりたれど、此の行程にては、文章の上より見るに、毫も此の如き形跡無ければ、太魯水、勿吉間も陸路によりしものなるべし。⁽¹⁰⁾

これは大體に於いてもつともと思はれる言説である。しかし余の猝かに同意し難いのは、博士が更に此の見を次の如く進展せしめたことである。即ち博士は、

かく考へて此の間の日數に應ずる距離を測るに、今の洮南附近より東行し、伯都訥附近にて北流松花江を渡り、更に東行せりとせば、ほど拉林河附近に達する道程なるがごとし。こはもとより一片の想像に過ぎざるも、勿吉の本據を此のあたりとせば、乙力支が難河より太淦水に出でたりとの記事にも適合するなり。もし然りとせば、本文に東北行とあるは、正しくは東行と記すべきものなるべし。方位に多少の誤謬あるは例多きことなれば、怪しむに足らざるべし。

といひ、次に靺鞨七部の一なる拂提の位置を伯都訥の東方であらうとした余の説——當時未だ公表せず、後に「鐵利考」の中に述べたところの——⁽¹¹⁾を參考し、遂に勿吉の住地に對する斷案を下して、勿吉部落はそれよりもやゝ南方なる今の石頭城子附近にして、其の範圍、西は北流松花江に及び、東は五常廳附近にも及びたりしにはあらざるか。⁽¹²⁾

といはれたのである。

しかし余の見たところでは、太魯水（洮兒河）から東北十八日行程の處にあるといふ勿吉の中樞は、特別な理由を提擧して其の方向を否認せざる限り、大體之を今の濱江縣（哈爾賓）方面に求めて然るべきである。西喇木倫から洮兒河までの間に十五日を費やした割合を以て、洮南附近と推定すべき洮兒河畔の一地から、更に東北方に向つて十八日間の旅行を續けたとすれば、濱江縣方面の地は、略ぼ其の行程に相當するからである。

かう考へてあたりの形勢を見渡すと、濱江縣の東南一帯の地方は、卑濕なる沖積層であつて、一望平豁、灌漑の便に依つて豊かなる農利が獲られ、今日現に北滿洲の穀倉と稱せられてゐる。平野の展開する區域は、東方の丘陵地に連なる阿勒楚喀河の沿岸から、沼澤の極めて多い拉林河の流域に及び、其の中心は阿勒楚喀市（阿什河、阿城）である。こゝが金朝の發祥地として歴史的に名高いことは、更めて説くまでもないが、魏志^{卷三}の夫餘傳に「於東夷之域最平敞、土地宜五穀」と記るされてある三國時代の夫餘の本據の地も、此の平野に他ならぬ。さうして阿勒楚喀河は「金河」を意味する土語の音譯であつて、實際此の河には其の名の如く砂金を産するのである。これ等のことは拙稿「夫餘考」の中に詳説したところである。¹³然るに魏書の勿吉傳に「其地下濕、築城穴居」とあり、北史勿吉傳に「地卑濕、築土如堤」とあるのみならず、前章に述べた如く南北朝の世、高句麗に黄金を貢してゐたといふ夫餘が、太和十八年（西紀四九四）勿吉に滅ぼされた徵證さへあるのであるから、乙力支の

初めて北魏に來聘した當時（延興五年、西紀四七五）の勿吉の本據が何處であつたかは、なほ疑問であるとしても、其の後の或る機會に北魏の使人の彼の國に赴いた時、其の中樞が阿勒楚喀附近であつたことは殆んど疑ひを容れないやうである。

論じてこゝに到ると、速末水といふ水名の今の松花江に對する範圍如何が再び問題とならねばならぬ。速末水の異譯なる隋唐時代の粟末水が、嫩江を入れる前の北流松花江の稱であるべきことは上に述べた。しかも其の名稱が下流の東流松花江に適用せられてゐなかつたと認むべき特別な證據はない。さういふ證據がないのみならず、余は此の部分の松花江も均しく粟末水と呼ばれてゐたと見て差支へないと思ふ。其の理由についての卑見は十數年前拙著「鐵利考」の中に述べたところと變りがないから、こゝには繰りかへさぬ。¹⁴さすれば北魏時代の速末水の稱も、やはり松花江の二つの部分に適用せられてゐたと見ることができよう。さうして魏書の勿吉傳に記るされてある其の水名は、魏志^{卷三}の夫餘傳に「北有弱水」とある弱水と同様、主として哈爾賓附近の松花江を指したものと認めて然るべきである。「濶三里餘」といふ河幅も、哈爾賓附近なればこそと思はれる。即ちかう考へて來ると、勿吉の住地、殊に其の本據を隋唐時代の粟末部と一致せしめようとした最初の考案は、其の根柢を失つたわけである。

北魏の使人が勿吉に赴いたことは、史上に明文があるわけでないから、其の時期は無論わからぬ。

しかし勿吉の國狀を傳へた魏書の勿吉傳の記事から窺はれる其の國の本據が、阿勒楚喀附近であるとすれば、それは勿吉が同じ地方の夫餘の王家を驅逐した太和十八年(西紀四九四)よりも後にちがひない。蓋し勿吉は夫餘の地を併呑して、新たにそこに據つたのであらうと思はれるからである。然らば太和十八年から十九年前なる延興五年(西紀四七五)、始めて北魏に來聘した乙力支が、「先破高句麗十落」といつた當時の勿吉の本據は、何處であつたのであらうか。これは勿吉の興起と關聯する頗る重要な問題であるが、余は姑く此の問題を離れて論旨を隋唐時代の靺鞨七部の考察に轉ずる。

三 靺鞨七部の住地

南北朝時代の勿吉——或はそれと同じ種族——は、隋代に至つて靺鞨と呼ばれた。さうしてそれが七部に分れてゐたことは、隋書^{卷八}靺鞨傳に明記せらるゝところである。即ち、

靺鞨在高麗北、邑落俱有酋長、不相總一。凡有七種、其一號粟末部、與高麗相接、勝兵數千、多驍武、每寇高麗中、其二曰伯咄部、在粟末之北、勝兵七千、其三曰安車骨部、在伯咄東北、其四曰拂涅部、在伯咄東、其五曰號室部、在拂涅東、其六曰黑水部、在安車骨西北、其七曰白山部、在粟末東南、勝兵並不過三千、而黑水部尤爲勁健。自拂涅以東、矢皆石鏃、即古之肅慎氏也。

(隋書靺鞨傳)

前章に引いた北史勿吉傳のこれと同じ文は、此の靺鞨傳若くは或る共通の材料に據つたものであらう。又た新唐書^{卷二}の靺鞨傳には、

其著者曰粟末部、居最南、抵太白山、〔太白山〕亦曰徒太山、〔粟末部〕與高麗接、依粟末水以居、水源於山西北、注它漏河、稍東北曰伯咄部、又次曰安居骨部、益東曰拂涅部、〔安〕居骨之西北曰黑水部、粟末之東白山部。部間遠者三四百里、近二百里。白山本臣高麗、王師取平壤、其衆多入唐。伯咄・安居骨等、皆奔散、後無聞焉、遺人進入渤海。唯黑水完彊、分十六落、以南北稱、蓋其居最北方者也。(新唐書靺鞨傳)

とある。舊唐書^{卷九}下靺鞨傳に、「伯咄・安居骨・室等部、亦因高麗破後奔散微弱、後無聞焉」と記されてある。三部の中の室部は、隋書の「號」室部の「號」字を脱したもので、新唐書に此の部名が見えないのは之を書きもらしたのであらう。

さて吉林通志の編者は、これ等の七部の位置を次の如く考定した。

- (一) 粟末部、今吉林府。
- (二) 伯咄部、今伯都訥。
- (三) 安車骨部、今阿勒楚喀・五常廳境。
- (四) 拂涅部、今寧古塔。

- (五) 號室部、今寧古塔以東、三姓以南地。
- (六) 黑水部、今三姓東北、及富克錦左右地。
- (七) 白山部、今敦化縣及琿春西境。

證以今地、(一)松花江舊名粟末水、則吉林・烏拉一帶、爲粟末舊部、無疑。(二)粟末之北曰伯咄、今之伯都訥與金史之部渚灤、皆伯咄之音轉、唐書作汨咄、轉寫之誤也、則伯咄即伯都訥矣。(三)安車骨即按出虎○阿勒楚喀河也、地在伯咄之東北、應爲今賓州・五常兩廳境。(四)今寧古塔城西南八十里古城、俗呼東京城、亦曰佛訥和城、即明佛訥和衛地、與拂涅音近、又在伯咄東、知爲寧古塔地信而有徵、其北無別部、則固兼有三姓矣。(五)號室部在拂涅東、則寧古塔以東、三姓・富克錦以南、皆應屬之。(六)白山部在粟末東南、則國初○清長白山二部、及今之敦化縣・琿春城、皆其地也。(七)黑水部應爲今黑龍江、然安車骨西北、僅就其西境言之、其實黑水分部、以南北爲柵、則三姓以東混同江南北之地、皆其部之所在、即皆吉林地也。

これからこれ等各部の比定に對する卑見を述べよう。

○粟末・伯咄・安車骨三部の比定

吉林通志の編者の七項の比定の中、(一)高句麗と境を接してゐて、毎に其の國に入寇したといふ粟末部を、北流松花江の中流域に屬する吉林及び烏拉一帶の地方とし、(二)粟末部の北方に位するといふ伯

咄部を其の下流に於ける伯都訥(扶餘)附近とし、(三)伯咄部の東北に方るといふ安車骨部を阿勒楚喀地方とした第一項乃至第三項の比定は、たやすく首肯し得られる説である。たゞ阿勒楚喀河の流域に屬せざる賓州(今の賓縣)及び五常廳の地方を安車骨部の中に含ませたのは、此の部の境域をやゝ大きく見過ぎた感がある。新唐書に汨(伯)咄部を粟末部の東北としたのは、必ず西北の誤りであらう。

○拂涅部の比定

第四の拂涅部は、今の伯都訥(扶餘)の地に比定すべき伯咄部の東方に據つてゐたといふ。粟末・伯咄・安車骨の三部の住地に關する隋書の記載は、北流して又た東流する松花江の水流に沿うて順次に其の所在を示したものらしい。随つて伯咄部からの方位の示されてある拂涅部の住地が、安車骨部の彼方の松花江の下流の地方、即ち三姓方面でないことだけは殆んど疑ひなからう。

然らば拂涅部の住地を今の東京城であらうとする吉林通志の編者の考案は、果して當を得たものであらうか。東京城は瑚爾喀河の中流の要地なる寧古塔(今の寧安)の西南六十支那里ばかりの處に位し、唐代に於いて靺鞨の諸部族を打ち固めた渤海國が、其の首都上京龍泉府を置いた地である。さうして粟末部の住地であるべき吉林附近からは、其の東方に當り、直徑距離は約四百支那里であつて、兩地の中間には北流松花江の中流域と瑚爾喀河の上流域とを劃する張廣才嶺の山脈が横はつてゐる。即ち一口にいへば、東京城・寧古塔の方面は、吉林及び烏ラの東方に於ける鄰接地帯である。伯都訥

(夫餘)からはどうかといふに、方向は東方といふよりも寧ろ東南方に當り、阿勒楚喀を經由しない限り、其の間に直接の通路と稱すべきものはなく、直徑距離は支那の里程で六百三四十里もあらう。さうして一方には新唐書靺鞨傳に「部間遠者三四百里、近二百里」といひ、たとひこれが大體の里程を擧げたものであらうにもせよ、また多少の參考にはなる。故に拂涅部が粟末部の東方にあるといふのならばいざ知らず、伯咄部の東方の部族とせられてゐる以上、其の住地を東京城或は寧古塔(寧安)の地方に求めようとするのは、方向の點から見ても、里程の上から考へても、決して穩當であるまい。又た東京城といふのは、渤海國の首都上京龍泉府——府城が忽汗水(今の瑚爾喀河)に臨んでゐるので、忽汗城とも呼ばれた——の古址に對する近世の俗稱であるが、別に佛訥和城の土名があるとしても、それも後世の名稱である。さうして渤海時代から次の遼代にかけての此の城の土名は兀惹城であつたのであるから、⁽¹⁷⁾ 拂涅と佛訥和との比定を敢てするのも、時代の關係から不都合であらう。かくの如くにして「拂涅部、今寧古塔」といふ吉林通志の編者の説には、到底贊成することはできないのである。

さて伯咄部の住地に比定すべき伯都訥(扶餘)を起點として、其の東方といへば、阿勒楚喀・雙城の此方に於いて、拉林河の水流を東方及び東北方に帶びた地域が横たはつてゐる。即ち現今の石頭城子・榆樹・五常等を含む地方である。拂涅部の住地は此の方面に求めらるべきではあるまいか。新唐

書^{卷二}渤海傳に「拂涅故地爲東平府、領伊・蒙・沱・黑・比五州」とあるのに依ると、渤海國が靺鞨の諸部族を統ぶるに及び問題の地には東平といふ一府が置かれたのである。東平府については渤海國の十五府の一であつたことが知られてゐるだけで、其の所在を明記した文獻は傳はらないが、そこが拂涅の住地であつたといふ關係から、伯都訥の東方の一地であつたことを認めなければならぬ。

さて渤海國の西邊には、西喇木倫の流域を本據とする契丹の侵寇に備ふる爲めの一城の設けがあつた。即ち新唐書渤海傳に「扶餘故地爲扶餘府、常屯勁兵、扞契丹」とも、「扶餘〔府〕契丹道也」——契丹に通ずる要衝の意——とも記るされてある扶餘府である。これも十五府の一で、長春(舊名新京)の北方なる伊通河畔の農安に比定せられる。⁽¹⁸⁾ されば遼の太祖耶律阿保機は、渤海の首都を攻め降して其の國を滅ぼすに當り、先づ此の城を突破したのである。それは天顯元年(後唐明宗天成元年、西紀九二六)正月のことであつた。ところで遼史^{卷三}地理志を見ると、問題の東平府に關して特に注意すべき記事がある。東京道遼州の條に曰く、「遼州、始平軍下節度、本拂涅國城、渤海爲東平府、……太祖伐渤海、先破東平府、遷民實之、故東平府都督伊・蒙・陀・黑・北五州、共領縣十八、皆廢、太祖改爲州、軍曰東平、太宗更爲始平軍」と。松井等氏に依ると、遼の遼州は奉天の西北遼濱塔附近にあつたのであるから、⁽¹⁹⁾ それが本の拂涅國城であり、また渤海の東平府であるといふ遼史地理志の説は、固より取るに足らない。此の地理志にはかういふ例が多く、顯州の條に「顯州、奉先軍上節度、本渤

海顯德府地」とあるのも、渤海の中京顯德府の治所であつた顯州を、遼の顯州に附會したもので、前者は瑚爾喀河の源流勒福成河の畔の敦化附近²⁰であり、後者は遼西の廣寧の東方である²¹。しかも阿保機が渤海の東平府を侵し、其の民を移して遼州の地を實したといふのは、事實であらう。遼史太祖本紀の天贊三年五月の條に、「是月、徙薊州^唐の民、實遼州地、渤海殺其州^遼刺史張秀實而掠其民」といふ記事があつて、張秀實の殺された事變の遼州に起る前に、其の地に置かれた渤海人のあつたことを暗示してゐるが、これは上の事實を裏書するものでなければならぬからである。即ち阿保機は天贊三年五月以前の或る機會に、渤海の東平府を侵したことがあつたのであつて、天贊三年（後唐莊宗同光二年、西紀九二四）は、其の國を討滅する前々年である。又遼史太祖本紀には、神冊四年（後梁末帝貞明五年西紀九一九）二月の條に、「修遼陽^{遼陽}故城、以漢民・渤海戶實之、改爲東平郡」といひ、地理志の東京道の條にも同じ年に繋けた同じ記事がある。彼れ是れ合せ考へると、神冊・天贊の間、阿保機は再三渤海の邊境を侵して其の民を擄へ去つたのであらう。然らば東平府は契丹から侵されやすい渤海の邊境の一でなければならず、隨つて伯都訥（扶餘）の東方といつても、そこから遠く懸け隔つた處でないことは、上に述べた扶餘府の位置（農安）からも察せられよう。扶餘府は遼の有となつて黃龍府と改稱せられたが、其の黃龍府は、渤海國滅亡の後ち再び政治上の統一を失つた靺鞨族、即ち其のころから女直といふ新名を負ふやうになつた民族の勢力に對する遼の東北面の重要な鎮城であつた。

つた。殊に生女直と呼ばれた阿勒楚喀地方の女直部族が跳梁跋扈の勢を示した遼代中期以後に於いては、益々其の重要性を増したのである。さうして伊通河の河口と相距る遠からざる北流松花江の渡津——當時混同江の稱のあつた——と拉林河との間の一地點には、黃龍府の出城として、寧江州といふ州城——混同江を安全にする爲めの州治の意——が置かれた。生女直から出た金の太祖完顏阿骨打が、遼に對して叛兵を擧げた時先づ血祭りに供へたのは、此の城である。其の的確なる位置は、此の方面の遺蹟を探查した上でなければ、明かに指示することはできないけれども、大體石頭城子の西方なる榆樹溝附近ではあるまいかと思はれる。榆樹溝は松花江畔の五家站と拉林河畔の蔡家溝との中間に位し、農安・阿勒楚喀間の街道筋に當るからである²²。然らば其の地はひとり遼代のみならず、渤海時代に於いても歴史地理上相當重要な位置を占めてゐたものではあるまいか。余はさう考へて差支へないと信ずる。さうして伯都訥（扶餘）からの直徑距離は約百五十支那里、方向は正に其の東であるから、こゝこそ渤海時代の東平府の所在地、即ち唐初及び隋代の拂涅部の中樞に擬定すべきであらう。

○號室部の比定

第五は號室部である。即ち隋書に「在拂涅東」とあるものである。此の部の住地に對する吉林通志編者の考案は、「甯古塔以東、三姓・富克錦以南、皆應屬之」といふのであつて、これが拂涅部を今の

寧古塔(甯安)の地とする見に本づいてゐることはいふまでもない。三姓(依蘭)は瑚爾喀河の河口に於ける松花江沿岸の要地、富克錦(富錦)は黒龍江に會流する松花江の河口から少しく西南に沂つて其の右岸の地であるが、通志の編者は、既に拂涅部の比定の項に、「其^〇北無別部、則固兼有三姓矣」といつて、三姓の地を拂涅部の境内に含ませ、又た黒水部の範圍を「今三姓東北、及富克錦左右地」と推定して、富克錦を黒水部に屬せしめてゐるのであるから、寧古塔以東、三姓・富克錦以南の地方が號室部の住地であるといふのは、其の中心點を明示しない點に於いて、甚だ漠然たる感がある。のみならず、此の方面は、三姓・富克錦の間の松花江の沿岸を除けば、寧古塔の東方の黒山嶺山脈及び其の東北に連なる完達山脈の支脈の交錯する地方であつて、實際其の内に一團の部族の根據地となるやうな目ぼしい場所はないのである。要するに通志の編者の號室部の比定は、實際の地理に適合せぬのである。さうしてそれは其の前提をなすところの拂涅部の比定が當を失してゐるからでなければならぬ。

ところで拉林河の流域に屬する榆樹及び五常の方面は、地勢上から見て榆樹溝附近を本據とする拂涅部の勢力範圍であつたやうである。さうして張廣才嶺の東北に連亘する小白山々脈を隔て、拉林河の上流域の東に方る地方は、寧古塔(甯安)を中心とする瑚爾喀河の中流の高原である。故に問題の號室部に對しては、通志の編者が拂涅部の本據であらうとした此の高原を以て其の住地に擬すべき

であらう。⁽²³⁾通志の編者は、白山部の比定の項に於いて、瑚爾喀河の源流勒福成河の畔の敦化を白山部の境内に入れてゐるが、余は地勢上此の地方をも號室部の中に含ませようと思ふ。瑚爾喀河は寧古塔以北に於いては、山地を穿つて流れ、河床は深く、其の兩岸にはたゞ站戸を置き得る外、聚落を成すべき平地はない。これは現代の旅行家の記述に依つて明かであつて、⁽²⁴⁾古へも同様であつたことは論を俟たぬ。河口の三姓は、松花江沿岸では稀に見るところの要地であるが、此處は次に述べる如く黒水靺鞨の住地の一部である。

○黒水部の比定

第六は黒水部である。隋書靺鞨傳に「在安車骨西北」といひ、新唐書靺鞨傳にも「〔安〕居骨之西北曰黒水部」といふ。之を西北といふ方向から推すと、濱江(哈爾濱)と松花江を隔て、相對する呼蘭河の下流域、即ち今の呼蘭市を中心とする地方が黒水部の住地ではあるまいかと思はれる。果してさうであらうか。

唐の玄宗の時、黒水靺鞨の住地に黒水都督府の置かれたことは、上の問題に對して吾人の見逸すべからざる事實である。其のことは、舊唐書^{卷一}靺鞨傳に、「開元十三年、安東都護^{〇今の遼陽に治す}薛泰、請於黒水靺鞨内置黒水軍、續更以最大部落爲黒水府、仍以其首領爲都督、諸部刺史隸屬焉、中國置長史、就其部落監領之、十六年、其都督賜姓李氏、名獻誠、授雲麾將軍、兼黒水經略使、仍以幽州都督爲其押使、

自此朝貢不絶」と見えてゐる。又た新唐書靺鞨傳には、「開元十年、其酋倪屬利稽來朝、玄宗即拜勃利州刺史、於是安東都護薛泰、請置黑水府」と記るされてあつて、開元十三年に於ける安東都護薛泰の置府の奏請が、數年前なる開元十年に於ける倪屬利稽の内附に由來したこともわかる。倪屬利稽は冊府元龜卷九七五、裴異第三に「開元十年閏五月癸巳、黑水酋長親「倪？」屬利稽來朝、授勃利州刺史、放還蕃、勃、蕃中州也」といひ（上の新唐書の記事には勃利州とあるが、利は恐らく衍字であらう）、又た同年十二月戊午の條に「黑水靺鞨大酋長倪屬利稽等十人來朝、並授中郎將、放還蕃」とあるもので、黑水部の大酋長の一人である。開元十年（西紀七二二）は渤海國に於いては、其の王大武藝の即位の第四年に當り、武藝は新唐書渤海傳に「開元七年、祚榮死、其國私諡爲高王、子武藝立、斥大土宇、東北諸夷畏臣之」とある如く、此の國の始祖大祚榮の後を承けて領土を擴張し、東北の諸夷を畏服せしめた王であるが、黑水都督府の置かれた事情を一層明かにすることのできる記事は、舊唐書卷一九、下の渤海傳にある。曰く、

〔開元〕十四年、黑水靺鞨遣使來朝、詔以其地爲黑水州、仍置長史、遣使鎮押、武藝謂其屬曰、「黑水途經我境、始與唐家相通、舊請突厥吐屯、○吐屯は突厥の官名皆先告我同去、今不計會、即請漢官、必是與唐家通謀、腹背攻我也」、遣母弟大門藝及其舅任雅相發兵、以擊黑水、門藝曾充質子至京師、開元初還國、至是、謂武藝曰「黑水請唐家官吏、即欲擊之、是背唐也、……乃欲違背唐家、事必不可、

武藝不從。

此の渤海傳の記事の黑水州は、必ず黑水府の譌誤でなければならぬ。²⁵さうして其の黑水府は開元十四年、黑水靺鞨の使者の來朝した際に置かれたといふのであるが、此の年黑水靺鞨の唐に通じたことは、さういふ事實を一々の場合について傳へた冊府元龜に見えないから、たやすく之を承認することはできぬ。しかし上記の舊唐書靺鞨傳の文に、「開元十三年、安東都護薛泰、請於黑水靺鞨内置黑水軍、續更以最大部落爲黑水府」とあるのを再閲すると、薛泰が黑水靺鞨の部内に黑水軍（軍は軍鎮）を置くことを奏請したのが十三年であつても、續いで最大の部落を黑水府としたといふ置府の年は、其の翌年（十四年）であつたと解し得られるから、此の點に於いて渤海傳の開元十四年は、黑水州（實は府）の設置の年次を擧げたものとして、之に信用を措くことができよう。ところで其の年黑水靺鞨の入朝のあつたらしい様子のないにもかゝらず、それが置府の由來の説明となつてゐるのを見ると、其の所謂「黑水靺鞨の遣使來朝」は、四年前に於ける開元十年の倪屬利稽の内附を年月にかまはずかう記したものだと思はれる。約言すれば開元十四年、黑水靺鞨の使者の來朝があつて、其の時其の地に黑水州の設置を見たといふ渤海傳の記載は、四年を隔てた二つの事實を合して、それ等の一なる置府の年に繋げたものであらねばならぬ。さうして其の所謂黑水州も、倪屬利稽の内附の際に置かれた勃州と、其の翌々年に於ける薛泰の奏請に本づいて置かれた黑水府とを混一した名稱らしく見え

るのである。

前掲の渤海傳の記事の初めの部分にかういふ解釋を與へ、さうして其の續きの文を讀むと、黒水都督府の設置の起因をなした倪屬利稽の内附の裏面に時の渤海王大武藝が大なる役割を働いてゐたことを推測しないわけにいかぬ。開元七年王位に登り、大いに領域を擴張して東北の諸夷を畏服せしめたといふ武藝は彼れの治世の初め、黒水靺鞨の征服を企てたにちがひなく、さればこそ其の大部落の會長であつた倪屬利稽は大國の威力を假りるが爲めに唐に依附したのであらう。唐はかくの如くにして渤海と境を接する靺鞨の一部族を羈縻する機會を得、當面の處置としては、倪屬利稽に勃州刺史の職を授けたが、やがて其の部の他の首領を都督とする黒水府を設置し、之を統監する長史をも發遣したのである。

さて此の情勢を見て、自ら不満と不安とを禁ずることのできなかつたのは武藝である。彼れは黒水部を撃たうとして弟門藝に命を授けた。唐に特別なる親しみをもつてゐた門藝は、之を諫めた。諫めた結果については、渤海傳の下文に、「武藝不從、門藝兵至境、又上書固諫、武藝怒、遣從兄大壹夏、代門藝統兵、徵門藝欲殺之、門藝遂棄其衆、問道來奔、詔授左驍衛將軍、武藝尋遣使朝貢、仍上表、極言門藝罪狀、請殺之」云々と記るされてゐるが、史筆が其の後も長く續いた兄弟争ひの方に展開して、武藝の行はうとした黒水征伐の成行きはわからなくなつてゐるのは遺憾である。しかし何れにしても、

黒水靺鞨は甚大なる脅威を痛感したにちがひなく、それが彼等を一層唐に親屬せしめたことは、前掲の舊唐書靺鞨傳の傳ふる如く、開元十六年唐が黒水府の都督に姓名李獻誠を賜ひ、雲麾將軍を授けて黒水經略使を兼ねしめ、幽州都督を以て其の押使としたといふのもわかる。たゞし黒水府が其の後も何時まで存続したかについては、何等文獻の徵すべきものがない。

かくの如く唐の玄宗の時、黒水靺鞨の最大部落に土人の首領を都督とする黒水府が置かれたとすれば、それは今の何處であらうか。舊唐書渤海傳を見ると、始祖大祚榮の建國の次第を敍べた條に、「聖曆中〔西紀六九八—七〇〇〕自立爲振國王」といひ、次に「其地在營州○今の熱河省の朝陽之東二千里、南與新羅○高麗といふべきに代へた相接、〔西接〕越喜靺鞨、東北至黒水靺鞨、地方二千里」とある。冊府元龜卷九五九、土風一に「振國本高〔句〕麗、其地在營州之東二千里、南接新羅、西接越喜靺鞨、東北至黒水靺鞨、地方二千里」とあるのは、同じ材料に本づいた記事にちがひなく、隨つて舊唐書の越喜靺鞨の上には、冊府元龜に據つて「西接」の二字を補ふべきである。ところで特に注意を惹くのは、黒水靺鞨が振國の隣境として其の東北に方るといふ事である。振國は睿宗の先天二年（西紀七一三）祚榮が渤海郡王に封せらるるまで、十數年の間彼れ自ら用ひた國號であるが、此の國が黒水靺鞨と境を接してゐたのは、玄宗の開元七年（西紀七一九）まで在世した祚榮の時代だけでなく、次の武藝の時に於いても同様であつた事は既に考説した黒水府の設置の事情から見ても、置府の際に於ける武藝の態度に照らしても、極めて

明白である。然らば振國及びそれが渤海國と改稱せられた後の此の國の都は何處かといふに、新唐書卷四地理志に收められた賈耽道里記に、鴨綠（綠）江を沂つて後ち、其の舊新兩都城に至る里程を傳へた一節があつて、「又陸行四百里、至顯州、天寶中〔西紀七四二—七五五〕王所都、又正北如東六百里、至渤海王城」といひ、新唐書渤海傳には「武藝死、其國私諡武王、子欽茂立、……天寶末、欽茂徙上京、直舊國三百里忽汗河之東」とある。道里記の顯州は、此の國の五京の一なる中京顯德府の所在地であつて、渤海傳に所謂「舊國」は顯州であり、前者の「渤海王城」は後者の上京（龍泉府）に他ならぬ。即ち玄宗の天寶の末年、渤海の第三代の王欽茂が上京に徙る前の王都は、中京の地にあつたのである。それは祚榮の振國の時代からさうであつたのであらう。さうして忽汗河が今の瑚爾喀河であることは、更めていふまでもないし、其の東に位するといふ上京は、寧古塔の西南六十支那里ばかりの今の東京城である。たゞ舊新兩都の距離を示した道里記及び渤海傳の記載に、六百里と三百里との相違があつて、これ等の外には據るべき資料を缺くところの舊都の位置の推定に困難を感せしめるやうであるが、しかも瑚爾喀河の上源に近き敦化は、寧古塔に次いで此の方面の要地であるから、津田左右吉博士が舊都即ち中京を以て此處に擬したのは、蓋し正鵠を得た説であらう。余は此の説に従つて、道里記にいふところの舊新兩都間の「又正北如東六百里」は、敦化から正北額木索に至り、額木索から塔拉までは東行し、鏡塔拉站から東京城までは東北行する今日の通路に相當する古道

を示したものと解する。

祚榮及び武藝の時代の渤海の王都が、上述の如き地點にあつたとすれば、其の國の隣境として其の東北に方るといふ黒水靺鞨の住地は必ず三姓（依蘭）を含んでゐなければならぬ。さうして三姓はまた必ず黒水府の置かれた地でなければならぬ。何故かといふに、瑚爾喀河の上流域に屬する寧古塔及び敦化の地方は、祚榮の建國に先だつ時代に於いては、號室部の住地であつたらしい。號室部については、舊唐書靺鞨傳に「汨咄・安居骨・〔號〕室等部、亦因高〔句〕麗破後奔散微弱、後無聞焉」と記されるが、それが中國に聞えなくなつたのは、祚榮が振國を創むるに及んで、早く其の領内に没したからであらう。然るに振國の東北の境は黒水靺鞨であつたといふのであるから、其の部の中に三姓の含まれてゐたことは殆んど疑ひを容れないと同時に、「以最。大部。落。爲。黒。水。府」といふ特別な部落の三姓であらうことも、三姓の地理上の位置竝に形勢から容易に推測せられるところである。さすれば隋書靺鞨傳に「黒水部、在安車骨西北」といひ、新唐書靺鞨傳に「〔安〕居骨之西北曰黒水部」とある西北は、必ず東北の誤りでなければならぬ。

さて問題は黒水部の住地である。唐代の靺鞨については、舊唐書靺鞨傳に「縱有遺人、竝爲渤海編戶、唯黒水部全盛、分爲十六部、部又以南北爲柵（稱）」といひ、新唐書靺鞨傳に「遺人進入渤海、唯黒水完彊、分十六落、以南北稱」とある。これは渤海の大氏の建國の後ち、黒水部以外の靺鞨の諸部は多

く其の領内に没し、ひとり黒水部のみ自存の勢を維持してゐたことを敍べたものであるが、十六落に分れて南北を以て稱せられてゐたといふのは、黒水全部の住地に關して何事を語るものであらうか。余は既に其の最大部落が今の三姓にあつたことを立證し得たから、自餘の諸部落は必ず松花江に沿つて三姓以東の江の南北に據つてゐたであらうと信ずる。然らば其の東境は何處かといふに慥むらくはこれに明答を與へる資料がない。しかし新唐書靺鞨傳に「黒水〔靺鞨〕西北又有思慕部」といひ、唐會要^{卷九}にも「黒水西北有思慕靺鞨」と見えてゐる靺鞨の別部の住地が、西北から來て松花江を入れる前の黒龍江の下流域らしいこと、又た時代はちがふが、遼代に五國部と呼ばれた一團の女直部族が、混同江（三姓以東の松花江の稱）の兩岸、三姓・固木訥・瓦里・富克錦・鄂里米等の地に據つてゐたこと等から、五國部と同じく一團の部族であつた黒水部も、其の東境は混同江の江口を越えなかつたであらうと推測せられる。

翻つて吉林通志の説に注意を向けると、一方には七部の比定の第六項に、「黒水部、今三姓東北、及富克錦左右地」といひながら、他方には此の部の範圍を詳説して、「黒水部應爲今黒龍江、然安車骨西北、僅就其西境言之、其實黒水分部、以南北爲柵、則三姓以東混同江南北之地、皆其部之所在」といひ、前のは小さく、後のは大きく、互に相抵拮するところがある。眞意はいづれにあるかといふに、通志の編者は、新唐書靺鞨傳に「開元十年、其^{○黒水}靺鞨 會倪屬利稽來朝、玄宗即拜勃利州刺史、於是安東

都護薛泰、請置黒水府」と記るされてある勃利州に對し、之を現代の地名に比定して、「今富克錦東北境外、有伯利地方音譯方、隅皆合或當是也」といつてゐる。伯利は *Khatarovsk* の土名であつて、黒龍・烏蘇里兩江の合流點に位する要地である。これは黒水部の勢力の中心を黒龍江の下流域に置かうとしたもので、其の見解を直截にいひ現はしたのは「黒水部應爲今黒龍江」である。即ち通志の編者は、黒龍江の下流域を黒水部の本部と見たのである。さうして唐書に「黒水部、在安車骨西北」といひ、新唐書に「安[○]居骨之西北曰黒水部」とあるのに本づき、西北の方向を其のまゝ肯定して、其の別部の所在を推定したのは、「安車骨西北僅就其[○]水部 西境言之、其實黒水分部」であり、更に舊唐書に「分爲十六部、部又以南北爲柵」とあるのに依つて本部と分部との中間の地方を充たさうとしたのは、「三姓以東混同江南北之地、皆其部之所在」である。さすれば通志の編者は、東は *Khatarovsk*（伯利）の地方を黒水靺鞨の本部とし、西は阿勒楚喀・濱江（哈爾賓）の西北方面に至るまでの黒龍江及び松花江の沿岸一帯を、部族全體の住地に擬てようとしたのであつて、別に「黒水部、今三姓東北及富克錦左右地」ともいつたのは、彼れ自ら認めて十六部落の住地とした中間の部分のみに過ぎないのであらう。

吉林通志の編者の眞意がかうであるとすれば、余は此の見に従ふことはできぬ。理由をいへば、第一、新唐書の勃利州は冊府元龜には「勃州」に作り、且つ「勃、兼中州也」とあつて、名稱が二様に

傳へられてゐる。故に地理上の關係から州其のものゝ所在を明かにしないで、いきなり字音の上から之を勃利の方にのみ都合がよく、其のうへ古來の沿革のわからぬ伯利といふ今日の地名に比定するのは甚だ危ふい。又た唐から勃州（勃利州）刺史の職を授けられた倪屬利稽は、「黒水靺鞨大酋長」であり、黒水府は倪屬利稽の内屬の結果として黒水中の最大の部落に置かれたものであるから、其の州の府とは必ず同一地方でなければならぬ。然るに府の所在は必ず三姓附近であつて、此の地を去ること遠く Khabarovsk 方面でないことは、殆んど疑ひないのである。第二、黒水の十六落は部族全體を包括する部落の數であつて、其の一部落ではないのである。第三、唐書及び新唐書に黒水を安車骨（安居骨）の西北としたのは、東北の誤りである。

もつとも黒水靺鞨に關しては、更に考へてみなければならぬ問題がある。即ち黒水といふ部族名は白山部の太白山に於けるが如く、固有の地名に因んだものであるかどうか。又た隋唐時代の其の部族名乃至水名は、今の黒龍江の下流の土名たる Sakhalin-ula —— 黒水を意味する滿洲語 —— と直接の聯絡あるものであるか、どうか、といふことである。此の問題を決定するには、先づ舊唐書^{卷一九}室韋傳に興安嶺外の今の呼倫泊 (Khulun-nôr) に比定すべき俱輪泊に源する河水の下流を説いて、「又東流、與那河○嫩江、忽汗河○瑚爾喀河、合、又東流經南黒水靺鞨之北・北黒水靺鞨之南、東流注于海」といひ、新唐書^{卷二}室韋傳のこれに相當する文にも、「水東合那河・忽汗河、又東貫黒水靺鞨、故靺鞨跨水有南

北部、而東注於海」とある、其の水流の解釋を必要とする。しかもこれは黒龍江の上源地方の室韋の諸部落とも關聯するかなり面倒な問題であるから、更めて別の機會に論ずることとするが、今其の結論だけをいへば、隋唐時代の黒水は部族名であつて水名ではなく、舊新兩唐書に「東して海に注ぐ」といふ河水は、黒龍江を指したものでないのである。

○白山部の比定

隋書に「白山部在粟○粟末東南」といひ、新唐書には「粟末之東曰白山部」とある。粟末部の中心を今の吉林附近とすれば、瑚爾喀河の上流勒福成河の畔の敦化は、前者の東方乃至東南方——正しくいへば東々南——に於ける要地として、之を見逸すことはできない。しかも此の地が號室部の一部であつたらうと思はれることは、既に述べた如くである。

さて敦化から東に哈爾巴嶺の峠を越え、布爾哈圖河に沿うて東南に下ると、河畔の延吉（局子街）に達する。即ち今の所謂間島地方の首府である。間島は兩漢三國時代の北沃沮の住地であつて、其の中心は延吉附近と推定せられる買溝溇であつた。買溝溇は水城の義である。³⁰西晉の初めからやゝ降つた武帝の太康六年（西紀二八五）鮮卑の慕容廆が阿勒楚喀地方の夫餘國を襲破し、其の王依慮を自殺せしめた時、依慮の子弟の走つて據つた「沃沮」も、此の北沃沮に他ならぬ。これより以來間島地方は夫餘の別國となり、其の國は東晉の末期に屬する安帝の義熙六年（西紀四一〇）、高句麗の廣開土王

(好大王)の征略を被るまで一世紀餘りの間、「東扶餘」の名で存在した。さうして此の征略の結果、同じ地方は高句麗の領土の一部として柵城といふ鎮城の管下に置かれた。降つて渤海國が、滿洲地方を領有した時代には、國內に五京の設けがあり、其の一なる東京龍原府はまた柵城府とも呼ばれたのであるが、これは高句麗時代の柵城の名を傳へたもので、古の北沃沮の買溝濶と同様延吉附近に比定せられた。⁽³²⁾

さて舊唐書の靺鞨傳を見ると、其の敘語は「靺鞨蓋肅慎之地、後魏謂之勿吉、在京師東北六千餘里、東至於海西接突厥、南界高麗、北鄰室韋、其國凡爲數十部、各有酋帥、或附於高麗、或臣於突厥、而黑水靺鞨最處北方」といふ。然るに新唐書の編者は之を書き改めて「黑水靺鞨居肅慎地、亦曰挹婁、元魏時曰勿吉、直京師東北六千里、東瀕海、西屬突厥、南高麗、北室韋、離爲數十部、酋各自治」となし、本書の殆んど總ての部分に互つて他に幾多の例の存する如く、徒らに文を簡潔にしようとして却つて原文の意味を不明瞭にした。さうして殊に總名としての舊史の「靺鞨」を黑水靺鞨と改めた點に於いて許るし難い誤りをさへ冒してゐる。ところで新唐書のかくの如き文の直後には、七部の一なる粟末部を説明した記事がある。即ち前掲の如く、

其著者曰粟末部、居最南、抵太白山、^(括弧内の文字は文意を明かにするために私に補つたものである)「太白山」亦曰徒太山、「粟末部」與高麗接、依粟末水以居、

とある。これは隋書や舊唐書に見えない記載であるから、或る他の材料から取つたものにちがひない。然らば粟末部は他の六部に對して最南の位置を占め、其の境域は太白山まで及んでゐたのであらうか。太白山一名徒太山は今の長白山であり、源を其の山に發して西北流して它漏河に注ぐといふ粟末水は、北流松花江に他ならぬが(第二章參照)、若し此の所傳の如く粟末部の境域が太白山まで及んでゐたとすれば、それは其の部が「與高麗接、依粟末水以居」といふのと牴觸するやうである。何かといふに、所謂「依粟末水以居」は、吉林通志の編者の説の如く吉林附近を中心とする地方と解することが出来る。しかも上述の如く豆滿江方面に於いて間島地方が廣開土王の東扶餘征略以來高麗の領域に取り入れられてゐた以上、一方松花江の流域に於いて間島と東西相對する地方、即ち吉林から遠く松花江を沂つて其源流を含む地方が粟末靺鞨の所屬であつたといふのは、地理上餘りに均衡を失してゐる感があるからである。要するに粟末部の説明の一部となつてゐる「居最南、抵太白山」といふ句は疑問に屬する。

こゝに於いて吾人の問題とするところの白山部に注意を向けると、其の部族名が太白山から得られたものであらうことは、更めて論ずるまでもあるまい。さうして靺鞨七部の中、此の部が高句麗滅亡の當時其の領域の一部であつたことは、舊唐書靺鞨傳に「其白山部素附於高麗、因收平壤之後、部衆多入中國」といひ、新唐書の同傳に「白山本臣高麗、王師取平壤、其衆多入唐」とあるので明かであ

る。然るに延吉を中心とする間島地方は、吉林の東南に方り、豆満江の流れ出づる長白山は、其の西南に聳ゆる最も顯著なる山であり、且つ高句麗時代に於いては廣開土王の東扶餘征略以來延吉附近に柵城といふ鎮城の存在した證さへあるのであるから、余は此の地方こそ高句麗滅亡前後の時代の靺鞨の白山部に比定すべきであらうと思ふ。さうしてかう見る時、新唐書靺鞨傳の「居最南、抵太白山」といふ句に對する疑問はたやすく解ける。即ちこれは必ず靺鞨七部の中其の最南に位する間島地方の白山部を説明したもので、粟末部に關する記載ではないのである。新唐書の所依となつた根本の材料には、或は其の關係が幾分曖昧に言ひ現はされてあつたかも知れないけれども、それにしても此の句を「高句麗と接して粟末水に依つて以て居る」といふ粟末部の説明の一部としたのは、新唐書の誤解でなければならぬのである。

白山部に對する吉林通志の編者の比定は、今敦化縣及琿春西境である。思ふに敦化は吉林の東南に位し、其の長白山からの方向は正北であるから、白山部の名稱竝に粟末部の東南にあるといふ方位から推して、こゝを此の部の一部と認めたのであらう。金史^{卷六}の烏春傳に女直の一酋烏春の裔孫なる溫敦蒲刺に關して「始居長白山阿不辛河」とある。阿不辛河は曾て余の論證した如く、敦化の傍を流れる勒福成河の遼金時代の稱であるから、³³これは敦化附近の地が長白山に繋けて呼ばれた史上の例證として、通志の編者の見に多少の強みを與へるものである。けれども余は號室部の比定の項に述べた

如く、地勢上此の地方を號室部に屬せしめようと思ふ。また通志の編者が「琿春西境」といつたのは、哈爾巴嶺以東老爺嶺以西の間島地方を白山部の自餘の部分と認めたからにちがひなく、これも部名其のものに本づいた推定であらう。間島地方を流れる顯著なる河水は、布爾哈圖・海蘭二河であつて、遼金時代には布爾哈圖河を星顯水、海蘭河を潺湲水といつたが、³⁴これ等の二水も長白山に繋けて呼ばれてゐる。金史^{卷四}食貨志、戶口の章に「咸平府路一千六百餘戶自陳、皆長白山星顯・琿春河女直人」云々といひ、禪春は潺湲の異譯である。余は此の關係から通志の説の一半を是認すると同時に、主として前に述べたやうな理由に依つて、西は哈爾巴嶺及び英額嶺、北は老爺嶺、東は老爺嶺の各山脈、南は豆満江の水流を自然の限界とする間島を白山部に擬定する。

以上を以て隋唐時代の靺鞨の考察を終つた。其の結果を簡單に示せば、次の如くである。

- 一、粟末部 吉林を中心とする北流松花江の中流域。
- 二、伯咄部 伯都訥（扶餘）を中心とする地方。
- 三、安車骨部 阿勒楚喀河の流域。
- 四、拂涅部 榆樹溝附近を中心として榆樹及び五常を含む地方。
- 五、號室部 寧古塔及び敦化を含む瑚爾喀河の流域。
- 六、黑水部 三姓以東、富克錦以西の松花江の沿岸。

七、白山部 延吉を中心とする間島地方。

四 夫餘を滅ぼす以前の勿吉の本據

高句麗の長壽王の後を受けた文咨明王、此の王の第三年は、北魏の孝文帝の太和十八年（西紀四九四）であるが、此の年勿吉は阿勒楚喀附近の夫餘國を攻略し、夫餘王と其の一族とを高句麗に走らした。然るに魏書の勿吉傳の記載は、勿吉の本據が阿勒楚喀附近にあつたことを示してゐるのであるから、夫餘の王家を驅逐した勿吉は、代つて其の地に據つたものにちがひない。然らばそれより以前の本據は何處かといふに、其の推定に役立つべき唯一の手がかりは、夫餘國没落の十九年前なる北魏の延興五年（高句麗長壽王の六十三年、西紀四七五）、始めて北魏に通じた勿吉の使者乙力支が「先破高句麗十落」といつたことである。

南北朝時代の勿吉は隋唐時代の靺鞨であつて、靺鞨については其の七部族の名が中國に知られてゐたが、七部の據つてゐた地方は、前章に考定した如く吉林以北の北流松花江の流域、拉林・阿勒楚喀・瑚爾喀三河の全流域、三姓以東の松花江の流域、及び布爾哈圖・海蘭二河の流域であつたのである。ところで隋書の靺鞨傳には、七部の一なる粟末部に關して、「與高麗相接、勝兵數千、多驍武、每寇高麗中」といひ、他の諸部族の中、特に此の部族と高句麗との關係の密接であつたことを傳へてゐる。

隋唐時代の高句麗の北境は全く不明であつて、たゞ隋書に「靺鞨在高麗北」といひ、舊唐書靺鞨傳に「南界高麗」と記るされてゐるのみである。隨つて粟末部と接觸してゐた部分の高句麗の北境も、之を粟末部の位置から推測する外、他に途はない。

長白山に源を發する松花江は、此の河の西方の源流なる輝發河を合せた後ち、伊通・敦化兩地の間の高原を穿つてその中央を縱走し、吉林まで下るに及んで始めてやゝ大なる平地を得るのであるが、吉林は粟末部の中樞と思はれる地である。一方輝發河の流域は、之を長白山から發源する松花江の東源流（本流）の溪谷に比すれば、山城鎮・海龍・朝陽鎮等、聚落をなし得る小規模の平地に富み、そこに、歴史地理上の重要性がある。さうして其の北方一帯（伊通の東方）の高原には、険しい山がないから、輝發河の沿岸と吉林との交通は頗る容易である。故に余はかくの如き地勢の上から、隋唐時代の高句麗の西北境を輝發河の流域に置くと同時に、粟末靺鞨の絶えざる侵寇に悩まされてゐたのも、同じ地方であらうと推定する。

高句麗の北境の自餘の部分も、同じ手段に依つて考へられる。吉林から東方額木索を経て、南方敦化に至り、敦化から東に哈爾巴嶺を越えて布爾哈圖河に下る通路の西南には、以上の通路と略々並行して、北から下つて東に屈曲する長い山脈が横たはつてゐる。即ち牡丹嶺山脈と稱する山脈であつて、敦化の高原と松花江の東源流を包む全地域とは、此の山脈に依つて截然と區劃せられてゐる。然

るに敦化の高原は號室部の一部であつたやうであるから、同じ山脈は吉林方面と間島地方との中間に於ける高句麗の北界であつたとすべきである。たゞし其の山脈は頗る險阻であるから、號室部と高句麗との間には、如何なる交渉もなかつたであらうと思はれる。即ち隋唐二書にさういふ記事の見えない所以であらう。

牡丹嶺山脈の東端から北に分岐して敦化の東方を過ぐる哈爾巴嶺山脈、及び其の東北に連なる老松嶺山脈は、寧古塔・敦化の間の瑚爾喀河の流域一帯と間島地方とを區劃する自然の境界である。然るに間島は白山部の住地であつて、白山部は舊唐書に明記してある如く、高句麗の所屬であつたのであるから、此の方面に於いても、高句麗は瑚爾喀河の流域に於ける號室部と疆域を接してゐたと見なければならぬ。

さて勿吉の始めて北魏に通じた時、其の使者乙力支は「先破高句麗十落」といつたといふが、高句麗の北境全體、竝に高句麗と靺鞨諸部との關係を上述の如く考へて來た上で此の語に對すれば、地理上から見た南北朝時代の勿吉と高句麗との關係が、隋唐時代の粟末靺鞨と高句麗との關係と略々同様であつたであらうことは、容易に推測せられるところである。即ち勿吉の侵した高句麗の十落は、輝發河の流域の地であり、さうして未だ阿勒楚喀地方を占有しない前の其の頃の勿吉の本據は、粟末部

の如く吉林附近であつたのであらう。

勿吉の使者乙力支は北魏の朝廷に來た時、彼れの朝貢の通路を説明して、「初發其國、乘船泝難河、西上至太淦河、沈船於水、南出陸行、渡洛孤水、從契丹西界、達和龍」といつたといふ。さうして乙力支の歸國については、乙力支の言を傳へた魏書勿吉傳の其の文の續きに、「乙力支乃還、從其來道、取得本船、汎達其國」とある。難河は嫩江、大淦河は淦兒河、洛孤水是西喇木倫であるから、當時の勿吉の本據の地が松花江と嫩江との合流點の近邊でない限り、勿吉傳の此の記載は、松花江に比定せらるべき當時の河水の名を擧げてゐない點に於いて、必ず不完全なるものでなければならぬ。乙力支の所謂「初發其國」は、吉林附近であつて、そこから難河を泝るまで陸行したわけではなく、其の部も船に駕して北流松花江を下つたのであらう。還路の「取得本船、汎達其國」も、洮兒河の畔の洮南附近から乗船して吉林附近まで水行したといふ意味に解すべきである。

五 夫餘と勿吉と靺鞨

繰りかへしていふ、勿吉は西紀四七五、使聘を北魏の朝廷に通じ、其の時使者乙力支が自ら陳べて、「其國先破高句麗十落、密共百濟謀、從水道并力取高句麗、遣乙力支奉使大國、請其可否」といつたことに依つて始めて歴史の舞臺面に現はれた滿洲の一部族である。さうして西紀四九四、それが夫餘

の王家を倒したのである。ところで前章に述べた如く、始めて北魏に通じた當時の根據地が吉林附近であり、其の攻め破つたといふ高句麗の十落が、高句麗の西北境をなすところの輝發河の流域であつたとすれば、勿吉と呼ばれた部族其のものは、本來故の夫餘族の一部であつて、それが夫餘の領域の邊境から頭を擡げたのではあるまいか。

南北朝時代の夫餘に關しては、史上に知られてゐる事實が極めて乏しい。北魏の太武帝は、高句麗の長壽王の始めて朝貢して來た大延元年（長壽王二十三年、西紀四三五）、使者李敖を平壤城に遣はし、王に冊命を授けしめた。魏書^{卷一}〇〇の高句麗傳に「敖、至其所居平壤城、訪其方事、云、遼東南一千餘里、東至柵城、^{〇延吉}南至小海、北至舊夫餘、民戶參倍前魏^{〇曹}時」とあるのは、高句麗から還つた李敖の報告を記したものであるが、當時の高句麗の北境であつたといふ「舊夫餘」は、美川王或は故國原王の頃（紀元第四世紀の前半）から高句麗に隸屬しながら其の國脈を維持し來つた阿勒楚喀地方の夫餘を指したものでらしい。³⁵大延元年から二十二年降つた文成帝の太安三年（長壽王四十五年、西紀四五七）、此の年夫餘の朝貢のあつたことは、魏書の本紀に「于闐・夫餘等五十餘國、各遣使朝獻」と見えてゐる。これも阿勒楚喀地方の夫餘であらう。さうして十八年の後なる孝文帝の時には、勿吉の最初の朝貢を見（西紀四七五）、更に十九年の後ち夫餘の王家は此の部族に倒されたのである（西紀四九四）。夫餘に關して知られてゐる事實は僅かにこれぐらゐであるから、これに依つて

其の國力・領域等を明かにするのは頗る困難である。しかも東晉の末期に屬する紀元第五世紀の初め、高句麗の廣開土王の征服した間島地方の「東夫餘」が、隋代及び唐初に於いては、靺鞨の白山部として高句麗に隸屬してゐたのを見ると、靺鞨の前身であること明かなる勿吉も、阿勒楚喀を中心とする所謂「舊夫餘」の領内に於いて、其の邊境から興つた夫餘族の一部以外の何ものでもないと推定して差支へあるまい。

高句麗の長壽王は王の第十五年（西紀四二七）、國都を鴨綠江畔の丸都城から平壤城に移し、百濟に對して南侵の勢を示した。さうして四十八年の後なる王の六十三年（西紀四七五）には、百濟の建國以來の首都であつた漢城（尉禮城）を奪取した。本篇の初めに述べた如く、未だ曾て中國に知られてゐなかつた勿吉が、始めて使聘を北魏に通じたのは、正に此の年であるが、其の使者は彼れ自身國に關して、先きに既に高句麗の十落を攻破したといひ、また百濟と共力して高句麗を攻め取るつもりであるとさへいつたといふ。してみると、夫餘族の一部であるべき勿吉が特別なる政治的勢力として高句麗の西北境に近く頭を擡げ初めたのは、長壽王が百濟に對して南侵の勢を逞しくしつゝあつた王の治世の中頃であつたのであらう。王の二十三年、北魏の使者李敖の平壤城に來た時、敖自ら高句麗の國勢について聞知したところは、「北至舊夫餘、民戶參倍前魏時」であつたといふ。實際長壽王の治世が高句麗の極盛期であつたことは、此の國の歴史を通觀して殆んど疑ひを容れないところであ

る。しかも平壤遷都の後、其の国力は對外的には主として百濟に傾注せられ、北方夫餘族を羈縻する力は、それだけ弱められてゐたのではあるまいか。吉林方面に於ける勿吉の興起は、かくの如き當時の情勢が之を馴致したのであらう。

魏書及び北史の勿吉傳の記載を外にして、勿吉の存在が史上に知られてゐるのは、たゞ其の朝貢に於いてである。期間は約一世紀、記事の存する限りでは、北魏の延興五年（西紀四七五）を上限とし、北齊の武平三年（西紀五七二）を下限とする。さうして隋代になると、高句麗の北方一帯の地方は、七部族に分れた靺鞨の住地となつてゐるのである。然らば魏書の勿吉國——「在高麗北、舊肅慎國也、邑落各自有長、不相總一」は、隋書の靺鞨——「在高麗北、邑落俱有會長、不相總一、凡有七種」と全く同じ姿のものであらうか。これ等二書の記載が略々同じく、靺鞨が勿吉の轉音であるべき點からいへば、然りと答へてもよささうである。しかし此の問題はしかく簡單に片づけかねる。

魏書・北齊書及び冊府元龜に依れば、東魏の末、勿吉の朝貢は一旦やみ、北齊の初めに屬する天保五年（西紀五五四）には宋の大明三年（西紀四五九）以來絶えて久しかつた肅慎の朝貢を見、やがて靺鞨及び大莫婁の朝貢が始まつて、武平三年（西紀五七二）の前後に及んだ。さうして武平三年は勿吉が唯一回の朝貢に依つて存在の名残を示した年である。

〔北魏〕

延興五年（四七五）	勿吉朝獻
太和二年（四七八）	勿吉朝獻
同十二年（四八八）	勿吉貢楷矢石磬
同十七年（四九三）	勿吉朝貢
景明三年（五〇二）	勿吉貢楷矢
正始四年（五〇七）	勿吉貢楷矢
永平元年（五〇八）	勿吉朝獻
同二年（五〇九）	勿吉朝獻
同三年（五一〇）	勿吉朝貢
同四年（五一二）	勿吉獻楷矢
延昌元年（五一二）	勿吉貢楷矢
同二年（五二三）	勿吉朝貢
同三年（五一四）	勿吉朝貢（二回）
同四年（五一五）	勿吉正朝獻、十貢楷矢
熙平二年（五一七）	勿吉朝貢

勿吉考

考

神龜元年(五一八) 勿吉朝獻

〔東魏〕

天平三年(五三六) 勿吉朝貢

興和二年(五四〇) 勿吉朝貢

同三年(五四一) 勿吉朝貢

武定二年(五四四) 勿吉朝貢

同四年(五四六) 勿吉朝貢

同五年(五四七) 勿吉朝貢

〔北齊〕

天保五年(五五四) 肅慎朝貢

河清二年(五六三) 靺鞨朝貢

同三年(五六四) 靺鞨朝貢

天統元年(五六五) 靺鞨朝貢

同二年(五六六) 靺鞨朝貢

同三年(五六七) 大莫婁、靺鞨朝貢

同四年(五六八) 靺鞨朝貢

同五年(五六九) 大莫婁朝貢

武平元年(五七〇) 靺鞨朝貢

同三年(五七二) 勿吉朝貢

同四年(五七三) 靺鞨朝貢

同六年(五七五) 靺鞨朝貢

吉林の東方、張廣才嶺の山脈を隔てた瑚爾喀河の流域は、古來挹婁の住地である。三國以後の肅慎は此の挹婁の別名であつて、楛矢・石柝を貢する東夷として名だかい。さうして隋唐時代の粟末靺鞨の住地に比定せられる吉林附近は、北魏の延興五年(西紀四七五)を溯ること遠からざる頃、勿吉の崛起した地であるが、前表に示す如く太和十二年(西紀四八八)勿吉が北魏に朝貢した時、楛矢・石柝を貢し、其の後も屢々同じ貢物を獻じてゐるのは、特に注意すべきであつて、これは太和十八年(西紀四九四)北方阿勒楚喀地方の夫餘の王家を驅逐する數年前、既に東方の肅慎(挹婁)を服屬せしめたことを語るものであらう。然らばそれより以後六十年餘り續いた勿吉の朝貢が、東魏の末、武定五年(西紀五四七)のそれを以て一旦やみ、一方數年の後なる北齊の天保五年(西紀五五四)中國に於ける肅慎の來獻を見たのは、之をどう解すべきであらうか。

又た前表に依ると、北齊の河清二年(西紀五六三)以後に於いては、靺鞨の文字を用ひて記るされ

たる部族の連年の朝貢があり、其の間に大莫婁も一・二回朝貢してゐる。大莫婁は魏書勿吉傳に「常輕豆莫婁等國」と見ゆる豆莫婁の異譯であつて、勿吉が夫餘の王家を逐つて阿勒楚喀地方に據つた後の隣境の部族にちがひない。津田博士に依れば、新唐書^{卷二〇}東夷傳の達末婁の條を參照して推測せられる其の住地は、哈爾濱の對岸附近であらうといふ。³⁷⁾蓋し今の呼蘭地方に擬すべきであらう。³⁸⁾一方勿吉の朝貢は、東魏の末から二十五年間やみ、北齊の武平三年（西紀五七二）に唯一回あつたのは、かくの如く靺鞨及び大莫婁の續いて朝貢した間である。さうして爾來勿吉の名が史上から消え失せるのを見ると、これも偶然ではないらしく、上の肅慎の來獻と共に相當の解釋を要する問題であらう。

これ等の問題の中、勿吉と靺鞨との關係については、津田博士の説がある。博士の「勿吉考」に曰

さて魏代にありては勿吉部落の下に散漫ながら一の政治的勢力を形成したりし諸部落が、隋代にありて斯く分裂し、其の間に何等の統制を存せざるを見れば、魏代と隋代との間に於いて此の地方の形勢に一大變化あり、曾て諸部落の上に威を振ひし勿吉部落が其の勢力を失ひしこと推知せらる。……而してかゝる變動の時期は北齊時代にはあらざりしかと考へらる。北齊書及び冊府元龜によるに勿吉の朝貢は東魏武定四年に至りて絶え、北齊河清二年より新に靺鞨朝貢の記事始まり、武平三年に至り勿吉の名の一度び現はるゝ外、北齊一代を通じて前後九回の朝貢みな靺鞨と

記されたるが、北齊は東魏を繼承したるものなるを以て王室に更迭ありしも政府の官僚は依然として存せしなるべく、従つて勿吉部落にして舊の如く朝貢し來りしならんには、特に其の稱呼を改むることなかりしなるべし。されば此の改稱は王室の更迭せしために生ぜしにはあらで、此の名を負へる部族に事故ありしが故に起りしならん。靺鞨は勿吉の轉訛と推せらるれど、多年慣用せられたりし文字の忽然として改められたるは、其の名によりて朝貢せしものに何等かの變化ありしが故なるべければなり。されば余は之を以て勿吉部落が勿吉の舊習に従ひて北齊に朝貢し、北齊にてはそが勿吉の緣由によりて來朝せし同一民族なるを知れるも勿吉の舊部落にはあらざるの故を以て新に靺鞨の字を作りて之に適用せしものならんと推測す。もし王室の更迭せしが故に政府の記録を司るものに變動あり、之がために勿吉が靺鞨と改め記されしものとせば中間一回勿吉の名の見ゆること解すべからざるなり。思ふに武平三年に勿吉の名あるは此の部落が勢力を失ひてより後もなほ舊慣を保持せんとし一度び入貢せし故ならん。而してそが僅に一回に止まりしは是より後また朝貢する能はざるに至りしを示すものにはあらざるか。³⁹⁾

南北朝の末、相竝んで史上に現はれる勿吉と靺鞨との關係については、余は大體津田博士の此の説に贊し、北齊の河清年間から靺鞨の文字で記るされた部族の朝貢の始まつたのは、これより先き勿吉が何等かの事情で彼等の保持してゐた政治的勢力を失つた爲めであらうと考へる。大莫婁が朝貢するや

うになつたのも、勿吉が勢力を失つて、其の制壓から免れることができたからでなければならぬ。しかし勿吉の内部に政治的變動の起つた時期は、北齊時代ではなく、其の朝貢の中絶した東魏の末つかたであらう。蓋し朝貢の中絶は勢力の失墜を意味し、北齊の初めに於ける肅慎の來獻は、それに依つて此の部族が北魏時代以來の勿吉の羈絆を脱した爲めであらうと思はれるからである。河清年間から新たに朝貢し始めた靺鞨は、隋代の粟末部に相當する部族であらうと、津田博士はいふ。これは臆説で、當つてゐるかどうかわからぬが、勿吉の領内のものであつたことは疑ひあるまい。武平三年に朝貢した勿吉は、舊勢力の殘黨とも稱すべきものであつたのであらう。

勿吉は魏書の勿吉に「邑落各自有長、不相總一」とあるのに依ると、政治上の統一なき散漫なる諸部落の集團であつて、それを統率する君長らしきものすらなかつたやうに見える。しかしそれほど團結の薄弱なるものが、高句麗の領土を略取したり、肅慎を服屬せしめたり、夫餘の王家を逐つたりするはずはないから、魏書の記載は之を文字通りに信ずることはできぬ。必ず相當有力なる君長があつて、其の権力の下に結びついてゐたのであらう。夫餘に代つて阿勒楚喀附近に據つてからは、其の原住地であつた吉林地方に加へて、阿勒楚喀・拉林兩河の全流域を領し、併せて瑚爾喀河を従へてゐたらしい。即ち隋代の靺鞨七部の中、少なくとも粟末・伯咄・安車骨・拂涅・號室の五部の住地に相當する地域は、勿吉に屬してゐたのであらう。さうして勿吉の支配階級と共に、其の領内に含まれてゐる

た住民は、主として夫餘族であつたらうと思はれる。魏書の勿吉傳に、勿吉を「舊肅慎國也」としてあるのは、隋書卷八靺鞨傳に「自拂涅以東、矢皆石鏃、即古之肅慎氏也」といひ、舊唐書卷九靺鞨傳に「靺鞨蓋肅慎之地」とあるのと同様、先秦時代の古典の肅慎氏——三國時代の挹婁との關係は不明——を滿洲最古の民族とする臆斷から來てゐるのであつて、勿吉の住地や民族について考へる上には、何の根據ともならないものである。

昭和九年十二月稿〔滿鮮地理歴史研究報告、第一五册〕

- 1 百濟記は日本書紀編纂の當時我が國に傳存し、其の後に何時しか亡んだ百濟の古記録である。
- 2 魏書（卷一〇〇）百濟傳。
- 3 三國史記（卷三六）地理志に依ると、新羅の半島統一時代の潔城郡（今の忠清南道洪城郡結城）の屬縣の一は新良縣であつて、其の百濟時代の稱は沙尸良である。さうして新良縣は高麗時代には黎陽と改名せられたのである。東國輿地勝覽（卷一九）には、洪州の古跡の條に「驪陽廢縣、在州南三十七里、驪一作黎、本百濟沙尸良、一云沙羅、新羅改新良」と説いてあるが、大東輿地圖を参照すると、今の洪城郡長谷面の山城里——古山城があつて、青陽郡の境に近い——は其の地に當る。涉羅は即ち此の沙尸良一名沙羅で、涉は沙の誤りではあるまいか。なほ此の比定に關しては、加羅（伽倻）の一國安羅（安邪、阿那加耶）が阿尸良とも呼ばれたことをも參考すべきである（安羅は慶尙南道咸安）。涉羅の土産であつたという珂は白瑪瑙である。
- 4 滿鮮地理歴史研究報告、第一三册（昭和七年六月）所載拙稿「夫餘考」、第二章——〔滿鮮史研究、上世第一册所收論文〕。

- 5 三國史記の高句麗本記の記載は、支那の史籍の文を取つたものが大部分を占め、高句麗の舊記に本づいたらしいものは極めて稀である。
- 6 徒太の譯言を太白としてあるのは、汲古閣本の魏書であつて、明刊本（萬曆二十四年刊）及び通行本には太皇とある。又た北史勿吉傳及び文獻通考（卷三二六）四裔考の勿吉の項には「國南有徒太山者、華言太皇」といひ、徒太と徒太との違ひもある。新唐書（卷二一九）の靺鞨傳に「太白山亦曰徒太山」とあるのは、譯名と土名とを擧げたものらしく、同じ山が新唐書（卷二二〇）の高麗傳、通典（卷一八六）の高句麗の項等に白山と記るされてあるのも、此の推測を助くるものである。且つ此の山の遼・金以後の稱は長白山、朝鮮に於ける高麗朝以後の名は白頭山であつて、これ等の名稱は何れも山其のもの、外観から來てゐるのであるから、徒太或は徒太の譯言としては、太皇を捨てて太白を採るべきであらう。白色は女眞語で *sang-kang* といひ、滿洲語で *sanyan* といふ (W. Grube, Die Sprache und Schrift der Jucen, S. 99, a)。徒太或は徒太は、これ等の後世の語と縁がなさうであるから、どちらが正しいのか決し難い。
- 7 史學雜誌、第二一編、白鳥庫吉博士「東胡民族考」、頁七五三—一四。
- 8 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、津田博士「勿吉考」、頁二八—二九。——白鳥庫吉博士は「東胡民族考」に於いて、難河を今の黒龍江に擬したのであるが、其の後「室韋考」を發表するに及び、前説を翻へして、魏書勿吉傳の難河及び同書室韋傳の捺水を嫩江に比定する津田博士の新説を採用せられた（史學雜誌、第三〇編、頁一〇—一二を見よ）。
- a 此の一文の中の括弧内の文字は、意味を明かにする爲めに筆者の補入したものである。
- 9 徒太山に關する前の註を見よ。
- 10 前出津田博士「勿吉考」、頁一三—一四。

- 11 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊所載拙稿「鐵利考」、頁七—一六。——〔滿鮮史研究、中世第一冊所收本論文第二章第一節〕。
- 12 前出津田博士「勿吉考」、頁一四—一五。
- 13 前出拙著「夫餘考」、第三章——〔滿鮮史研究、上世第一冊所收論文〕。
- 14 前出拙著「鐵利考」、頁三八—四一。——〔滿鮮史研究、中世第一冊所收本論文第二章第二節〕。
- 15 吉林通志、卷一〇、沿革志。
- 16 足立喜六氏の研究に依ると、初唐の一里は我が約五町に當る（東洋文庫論叢「長安史跡の研究」、第二章）。
- 17 前出「鐵利考」、頁七〇—八二。——〔滿鮮史研究、中世第一冊所收本論文第三章第二節〕。
- 18 滿洲歴史地理、卷二、頁四二。
- 19 同上、頁二五—二六。
- 20 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、頁二二—二三。
- 21 滿洲歴史地理、卷二、頁二〇。
- 22 寧江州の所在については、東洋學報、第六卷第一號（大正五年二月）所載の舊稿「遼代混同江考」に述べたところを参照せられたい——〔滿鮮史研究、中世第一冊所收本論文第二章〕。
- 23 余は往年「鐵利考」に於いて號室部を今の五常附近に擬てたけれども（頁一七）、舊説を棄て、かう改めたのである。
- 24 H. James, The Long White Mountain, p. 334.
- 25 唐會要（卷九六）にも「貞觀十四年、黑水靺鞨遣使朝貢、以其地爲黑水州」とあるが、これには開元を貞觀とした誤りさへある。
- 26 冊府元龜、卷九六四、封冊二。

- 27 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊「渤海考」、頁二二一——二三。
- 28 前出「鐵利考」、頁一〇八——一三五、——「滿鮮史研究、中世第一冊所收本論文第三章第四節」。
- 29 吉林通志、卷一〇、沿革志。
- 30 滿鮮地理歴史研究報告、第二冊所載拙稿「曹魏の東方経略」、頁一八——二〇、——「滿鮮史研究、上世第一冊所收本論文、第三章」。
- 31 前出「夫餘考」、第三章——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 32 同上。
- 33 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載拙稿「完顔氏の曷懶甸経略と尹瓊の九城の役」、頁一八七——一八八、——「滿鮮史研究、中世第二冊所收論文、第四章」。
- 34 同上。
- 35 前出「夫餘考」、第三章——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 36 滿鮮地理歴史研究報告、第一三冊所載拙稿「肅慎考」参照——「滿鮮史研究、上世第一冊所收論文」。
- 37 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊「室韋考」、頁五九。
- 38 魏書（卷一〇〇）には豆莫婁の專傳があつて、全文殆んど三國時代の魏志の夫餘傳の抄録に過ぎないが、其の初めの部分に「豆莫婁國在勿吉國北千里、去洛六千里、舊北扶餘也、在失章之東、東至于海、方二千里」とある。勿吉の中樞を阿勒楚喀附近とし、北方千里といふ此の里程に重きを置けば、豆莫婁の住地は齊々哈爾にでも擬すべきであらう。しかし勿吉傳に「其傍有大莫廬國・覆鍾國・莫多回國・庫婁國・素和國・具弗伏國・匹黎爾國・拔大何國・郁羽陵國・庫伏眞國・魯婁國・羽眞侯國」とあつて、勿吉の傍近の國の首に大莫廬（豆莫婁）を挙げ、さうして一方に「常輕豆莫婁等國」とあるのであるから、雙方の距離がさう遠いとは思はれぬ。豆莫婁傳の「在勿吉國北千里」は、

- 39 豆莫婁の疆域を示した「東至于海、方二千里」といふ漠然たる記載と共に、其の國に對する魏人の知識の薄弱であつたことを暴露してゐるものと解すべきであらう。
- 40 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊「勿吉考」、頁二五——二七。
同上、頁二七。

リ

- 李奎報……………96
- 李獻誠……………495
- 李敖……………
- 322, 374, 437, 463, 510
- 李壽……………422
- 李臻……………298
- 李滿充……………103
- 栗口……………42
- 劉昕……………242
- 劉氏〔匈奴の〕……………298
- 劉爾屯
- 漢代古墳の所在する……………178, 179
- 劉聰……………431
- 劉佩……………324
- 劉茂……………135, 272
- 龍城……………319, 321
- 柳城里の古墳
- 在銘磚の出土した……………40
- 梁口……………258, 284
- 梁貊之谷……………283, 284, 285
- 遼山……………69
- 遼水……………69
- 遼隧……………241
- 遼州……………487, 488
- 遼西郡……………297
- 遼東郡……………184, 295, 309
- 遼東城……………169, 309
- 遼陽縣……………184, 198, 301
- 閭達……………85, 210

五二五

- 臨屯郡……………6, 9, 116
- 臨屯族……………99

る

- 琉璃明王類利……………86, 211
- 鏤方縣……………53, 55, 56
- 類利……………86, 211

れ

- 領東……………68
- 領東七縣……………7, 22, 193, 238
- 列口縣……………41, 46, 55
- 列水……………27, 41, 44, 72

ろ

- 盧綰……………114
- 老虎臺〔撫順〕……………173
- 老城
- 第二玄菟郡治址として……………104
- 六畜……………465
- 勒福成河……………501
- 論衡……………440

わ

- 倭人……………243
- 和朔奴……………278
- 和龍……………475
- 葦……………122, 125
- 葦族……………8, 152, 238, 239, 252
- 穢絡〔貊〕……………89, 129, 137, 282, 292
- 葦邪頭國……………134

滿鮮史研究

五二四

文咨明王羅雲…………… 473
文井面石城里〔鳳山郡〕の土城
……………47

へ (へ)

平 郭…………… 309, 313
平 州…………… 252, 296, 411
平 準 書…………… 123
平 壤…………… 34, 169
高句麗の國都としての…………… 471
平 壤 志…………… 372
平 壤 圖…………… 372
伯 都 訥…………… への項を見よ
弁 韓…………… 244, 250

ほ (ほ)

蒲盧毛朶部…………… 279, 280
慕 本 王…86, 211, 219, 220, 231
慕 容 氏 297, 429, 458, 459, 460
慕 容 廐…………… 200, 299,
303, 305, 307, 321, 429
慕 容 恪…………… 312, 313, 315
慕 容 翰…………… 299, 305, 308
慕 容 熙…………… 319
慕 容 訖…………… 201,
305, 307, 316, 460, 465
慕 容 儁…………… 315
慕 容 仁… 200, 299, 305, 310
慕 容 垂…………… 318
慕 容 盛…………… 318
慕 容 農…………… 318

五二七

慕 容 寶…………… 318
法 言…………… 130
彭 吳…………… 125
寶 藏…………… 286
封 泥…………… 30~33
龐 本…………… 298, 429
望 平 縣…………… 187
北 關 山 城…………… 165, 306, 310
北 部…………… 326, 334
北部面土城里〔黃海道信川郡〕
の土城…………… 46
北風揚沙錄…………… 454
北 沃 沮…………… きの項を見よ
木 底 城…………… 198, 202,
301, 306, 314, 315, 320
渤 海…………… 130
渤 海 國…………… 457
勃 州…………… 500
勃 利 州…………… 499
譽ヶ丘〔撫順〕…………… 168

ま

麻 余…………… 449
買 …………… 266
買 溝…………… 266
買 溝 漚…………… 501
鞞 鞞…………… 409, 470,
477, 482, 512, 515, 516
鞞鞞國〔鞞鞞國〕…………… 409

み

密 友…………… 283, 287

む

無 恤…………… 86, 211
牟 頭 婁…………… 106
牟 奴 國…………… 412

め

明 刀 錢…………… 73

も

茂 陵…………… 4
茂 陵 書…………… 4, 119, 142
勿 吉…………… 512, 516
興起…………… 469~473
本據と速末水…………… 474~482
本據…………… 506~509
夫餘と勿吉と鞞鞞…………… 509

や

邪 頭 國…………… 134
邪 頭 味…………… 23
邪 馬 台 國…………… 248

ゆ

榆 樹 林 子
閔野博士が丸都城に比定され
た…………… 261
邑 君…………… 243

邑 長…………… 243
邑 勒…………… 340, 341
幽 州…………… 296
熊 津…………… 346, 363
熊津方領軍…………… 351
挹 婁…………… 134, 268, 389,
394, 426, 448, 456, 515

よ

雍 公 叡…………… 275, 333, 407
楊 守 敬…………… 142
沃 沮 縣…………… 6, 133, 140
沃 沮 城……………
6, 64, 77, 102, 193, 265
沃 沮 族…………… 23, 252
沃 沮 の 地…………… 246
沃 沮 の 邑 長…………… 247

ら

洛 瓊 水…………… 475
洛 孤 水…………… 476
樂 鮮 亭…………… 39, 74
樂 浪 郡…………… 20
樂 浪 郡
大樂浪郡…………… 21, 238
三郡併合以後の…………… 21~24
後漢時代の…………… 24~35
後漢末以後の…………… 35
樂 都 縣…………… 43, 55
樂 浪 公…………… 241
樂 浪 潘 國…………… 120

五二六

東沃沮…………… 7
 東濊〔濊貊〕…………… 65
 豆莫婁…………… 468, 516, 522
 屯有縣…………… 36, 55, 238
 吞列縣…………… 41, 54, 55

な

那…………… 330
 那河…………… 476, 477
 那奚…………… 247, 257
 内評…………… 331, 340, 341
 内都…………… 334, 341
 難河…………… 476, 477, 520
 南京南海府…………… 451, 463
 南新縣…………… 53
 南蘇城…………… 70,
 199, 204, 301, 306, 315
 南蘇水…………… 70, 193
 南部…………… 326, 334
 南部都尉…………… 23, 47, 51
 南沃沮…………… 7,
 266, 267, 285, 302, 380
 南閭…………… 122, 125

に

Nikolisk〔雙城子〕…………… 263
 日本書紀集解…………… 356
 任存山…………… 350, 355, 360
 任射岐山…………… 355, 358
 寧古塔
 挹婁の中心としての…………… 277
 寧古塔紀略…………… 276

ぬ

努爾哈赤…………… 171

ね

寧海鎮古城
 增地縣治址として…………… 39
 寧江州…………… 521
 黏蟬縣…………… 41, 54, 55
 占蟬縣〔黏蟬縣〕…………… 54
 寧古塔…………… への項を見よ

の

農安
 渤海の扶餘府に比定されたる 488

は(ば)

馬韓… 244, 297, 426, 444
 馬訾水…………… 70, 71
 婆猪江…………… 103
 裴松之…………… 157
 沮水
 水経注の…………… 28, 39, 115
 沮水縣…………… 38, 39, 54, 55
 買…………… まの項を見よ
 白山部…………… 484,
 500, 501~505, 506, 511
 白部…………… 334
 伯固……………
 214, 215, 222, 224, 379
 伯咄部……………

483, 484~485, 505, 518
 伯都訥
 伯咄部の住地に比定されたる …
 ……………… 485
 伯利…………… 499
 泊沟城…………… 343
 伯…………… 128
 貂耳…………… 128
 貂族…………… 63, 75, 152, 442
 莫來…………… 85, 210, 219
 發岐…………… 226, 228, 230
 拔奇…………… 216, 225, 253
 班魚…………… 60
 班固…………… 145, 147
 板石嶺…………… 255
 蠻貊之邦…………… 151

ひ(び)

泚水の戦…………… 318
 卑彌呼…………… 248
 美川王乙弗利…………… 200, 303, 380
 裨離國…………… 412
 馮弘…………… ふの項を見よ
 馮跋…………… ふの項を見よ
 閔中王解色朱…………… 86, 211

ふ(ぶ)

不咸山…………… 420
 不節…………… 336
 不耐縣…………… 26, 136
 不耐侯…………… 246, 247, 292

不耐城…………… 7, 22, 271
 不耐濊…………… 26, 58, 135
 麩金〔沙金〕…………… 455
 馮弘…………… 321, 471
 馮跋…………… 321
 普述水…………… 92
 夫租
 天沮の誤りとして…………… 22
 扶南…………… 426
 夫餘…………… 88, 93, 134,
 153, 440, 448, 456, 510
 別種…………… 98, 102
 扶餘府
 渤海時代の…………… 317, 449, 451, 487
 撫安堡
 貴德州治としての…………… 175
 撫順…………… 161
 撫順城…………… 165
 撫順玄菟論
 八木契三郎氏の…………… 167
 撫順千戸所…………… 170
 撫順備禦公署…………… 171
 撫西城…………… 171
 拂涅…………… 477
 拂涅部……………
 483, 485~489, 505, 518
 沸流谷…………… 92, 102
 沸流水…………… 15, 253, 284, 328
 沸流那部…………… 326, 375
 飴…………… 60
 分黎山…………… 42, 72, 73

石虎〔石季龍〕……………432
 石 斧…………… 390, 394, 421
 石 勒…………… 431
 赤 部…………… 334
 薛 泰…………… 492, 493
 臣 嶺…………… 44
 絶 奴 部… 325, 327, 329, 374
 説 文…………… 134
 鮮 于 嗣…………… 242
 泉 蓋 蘇 文…………… 204, 368
 泉 男 生…………… 203
 潺 蠡〔禪春〕水…………… 505
 先 人…………… 336
 占 蟬 縣…………… ねを見よ
 鮮 卑…………… 297, 458, 460
 單 于…………… 254
 善 玉 山…………… 478
 冉 奚…………… 247
 訥 邯…………… 38, 54, 55, 56
 前 部…………… 326, 334
 全 遼 志…………… 171

そ(ぞ)

蒼 海 郡…………… 105, 121, 130
 蒼 巖 城…………… 301
 雙 城 縣…………… 172
 雙 城 州…………… 172
 藻 那 部…………… 326, 375
 象 解…………… 86, 211
 增 地 縣…………… 38, 54, 55
 息 慎…………… 397

速 末 水…………… 476, 478, 481
 粟 末 水…………… 478
 粟 末 部…………… 483, 484~5,
 502, 505, 506, 508, 518
 率 賓 府…………… 451
 孫 權…………… 241, 253

た(だ)

他(它) 漏河…………… 477
 太 岳 魯 水…………… 475
 太 皇…………… 520
 太祖大王宮…………… 86, 214, 379
 太 白 山…………… 500, 503, 504
 太 魯 水…………… 475, 476
 太 汾 河…………… 476
 大解宋留王…………… 86, 211
 大韓疆域考…………… 263
 大官屯陶窯址…………… 173
 大 欽 茂…………… 496
 大 朱 留…………… 84, 209
 大城山山城…………… 262
 大 祚 榮…………… 492
 大 莫 婁…………… 516, 517
 大 武 藝…………… 492, 494
 大武神王無恤…………… 86, 211, 212
 大 門 藝…………… 494
 大 遼 水…………… 69
 帶 方 郡… 21, 36, 45, 199, 237
 西晋時代の…………… 50
 帶 方 縣… 39~41, 55, 238
 帶 水…………… 40, 44, 50

啄 評…………… 340, 341
 達 末 婁 國…………… 516
 儋 耳…………… 100, 110
 單 單 大 嶺…………… 10, 68, 132
 檐 魯…………… 341
 段 氏…………… 297, 429
 段 遼…………… 309
 男 武…………… 214, 222

ち

置 溝 濃…………… 265
 中川王然弗…………… 380
 紐 由…………… 283, 287
 長 城 (玄菟郡北の)…………… 452
 長 岑 縣…………… 43, 55, 60
 長壽王巨連…………… 321, 463, 472
 張 守 節…………… 390
 張 敞…………… 240
 朝 鮮 國…………… 110, 153
 朝 鮮 縣…………… 38, 57

つ

通 鑑…………… 317
 通 溝 城…………… 261

て

提 奚 縣…………… 53, 55
 提 那 部…………… 326, 375
 積 峴…………… 259
 定 理 府…………… 451
 鐵 利…………… 479

鐵 麗 部…………… 279

と(ど)

吐 挾〔大對盧〕…………… 336
 徒 太 山… 420, 477, 503, 520
 杜 佑…………… 337
 祭
 石鐵としての…………… 393~395
 鉄礦としての…………… 393
 奴…………… 328
 土城里の土城
 樂浪郡治としての…………… 29, 34, 57
 東 夷 校 尉…………… 252, 296
 東 觀 書…………… 183
 東 京 城…………… 486
 東京龍原府…………… 451
 東 曉 縣… 6, 7, 22, 59, 134
 東川王位宮…………… 199
 東川王憂位居……………
 225, 229, 230, 281, 284
 東 部
 高句麗の…………… 326, 334
 東部都尉〔樂浪郡〕……………
 14, 18, 105, 132, 271
 東 扶 餘… 321, 502, 511
 東 平 府…………… 487, 488, 489
 東 明 王
 傳説…………… 91, 94
 本紀(旧三國史記中の)…………… 96
 東明聖王朱蒙…………… 83, 211
 東明王篇并序…………… 96

朔方郡.....123
朔方江陵道.....68
Sakhalin-ula500
山上王延優.....199,
225, 226, 229, 231, 287
山城子山城.....168, 261
三國史記.....83, 95
蠶臺.....23
薩爾滸.....162, 196, 315

し(じ)

史記索隱.....123
四郡
(樂浪, 臨屯, 玄菟, 眞番) 3~5, 20
四郡志.....127
泗泚〔所夫里〕.....346, 360
思慕部.....498
駟望縣.....43, 55, 56
施掩水.....94, 106, 440
次大王遂成.....87, 214, 444
司馬懿.....241, 252, 419
司馬昭.....415, 416, 418
司馬貞.....123
室韋.....501
弱水 276, 401, 419, 453, 456
鞞安.....195
朱那部.....326, 375
朱蒙.....83, 84
朱蒙傳說.....91
周留城.....350, 360
十三州志.....54

五三三

十洲記.....130
從事
帶方郡の.....244
從太山.....420
孺留.....86, 211
儒留.....84, 209
肅慎.....
257, 265, 271, 284, 402,
418, 422, 427, 512, 515

肅慎の來獻

咸寧五年.....424~428
太興二年.....428~431
建平元年.....431~432
建武六年.....432

肅慎氏

古典の.....395~399
と貢矢.....395

肅慎國記.....403, 404, 405
宿軍.....319
春秋繁露.....130
順奴部.....325, 374
章懷太子... 326, 329, 364, 391
鄣塞.....115
小水貊.....128, 285
小板岔嶺... 138, 140, 255, 259
小遼水.....69
消奴部.....327
昭明縣.....24, 46, 52, 55
涉羅.....467, 473, 519
所夫里.....346
所羅里の古城址〔咸鏡南道順寧
面〕

不耐縣址に擬てられた... 26, 141
昌黎郡.....297, 458
處閭近支.....341
襄平.....111, 186,
197, 199, 295, 309, 411, 445
如洛瓊水.....475, 476, 478
如栗.....85, 210
食貨志
史記の.....123
稷慎.....398
俾薩.....331, 341
褥薩.....342
上殷台縣.....67, 70, 301
上下鄣.....114, 115
上京龍泉府.....450, 486
上伯官屯の土城
高顯縣治址としての177, 180, 181
上部.....326, 334
女眞
遼代の.....390
辰韓.....244, 427
辰國.....118
振〔震〕國.....131, 495
眞興王.....286
臣瓚.....119
瀋州.....172
瀋陽中衛.....170
晋書.....402
新城.....
169, 202, 204, 307, 313, 320
新昌縣.....309, 444

新撰姓氏錄.....95
新大王伯固.....214, 231
新良縣.....519
臣智.....243
岑中.....43
眞番郡... 6, 77, 99, 110, 113
の位置.....149
北在説.....121
南在説.....138, 142
眞番族... 99, 113, 146, 153
任存山.....にの項を見よ

す

騶.....88, 212, 301, 442
鄒.....86, 211
鄒牟.....84, 95, 209
水經注.....28, 69
遂成... 87, 213, 214, 221, 379
遂成縣.....43, 55, 56

せ(せ)

西安平.....71, 304
西蓋馬縣... 67, 70, 71, 73, 301
西京鴨綠府.....さの項を見よ
西川王藥盧.....461
西南夷道.....123
西部.....326, 334
星顯水.....505
生女直.....489
青部.....334
芮悉弗.....473

五三二

嚴 尤…………… 442
 劔 利 山…………… 358
 玄
 夫餘王…………… 462
 玄 菟 郡…………… 11, 22,
 191~194, 265
 第二…………… 15, 62, 67, 89, 166, 185,
 189, 194, 258, 443, 445
 第三…………… 63, 104, 167, 197,
 203, 257, 301, 305, 322, 445
 元 菟 郡…………… 67
 元 菟 亭…………… 70, 74
 こ (こ)
 胡…………… 89
 胡 三 省…………… 306, 319, 359
 鯨…………… 60
 故國原王斯由…………… 312, 313, 462
 故國壤王…………… 318
 故國川王男武…………… 214, 222, 225,
 229
 古 城 子
 撫順の…………… 165, 173
 古 鄒 加…………… 329
 古唐城の古墳
 [文井面石城里]…………… 40
 楷 矢…………… 390, 421
 楷 木…………… 391
 扈從東巡日録…………… 171
 固 麻 城…………… 346, 372
 Koma…………… 128
 五 威 將…………… 88, 440

五三五

五 京
 渤海國の…………… 330
 五行思想…………… 329, 366
 五 國 部…………… 498
 五女山城…………… 93
 五 族
 高句麗の…………… 325, 374
 と五部(高句麗の)…………… 325~330
 五 部
 高句麗の王都の…………… 364~374
 高句麗の地方の…………… 331~343
 高句麗五部の別名…………… 366
 百濟の…………… 349~351
 百濟の王都の…………… 362~363
 高麗の首都, 開京の…………… 330
 李朝の首都, 漢城府の…………… 330
 五 部 族
 魏志の…………… 376
 五部褥薩…………… 331
 五 部 制…………… 287
 五部坊里制
 高句麗の平壤城の…………… 372~373
 高麗朝の…………… 330
 五 方
 百濟の…………… 344~349
 五 方 城…………… 353
 高
 高句麗の姓…………… 386
 高 句 麗…………… 427
 前漢時代の…………… 88
 高 句 麗 縣…………… 67, 69, 90, 198

高句麗人…………… 89
 高 顯 縣…………… 184, 187, 198, 301
 高 詔…………… 305, 308, 310
 高麗記〔高麗記〕…………… 333~335
 高 爾 山…………… 165
 昂威赫 (An-wehe)…………… 434
 廣開土王談德〔好大王〕…………… 462
 廣開土王碑…………… 84, 209, 462
 紅石頂子…………… 263
 黃 支 國…………… 417, 436
 黃 部…………… 334
 黃 龍 府…………… 280
 光城面土城洞の土城
 増地縣治址としての…………… 39
 候 城 縣…………… 184, 186, 198, 301
 後 部…………… 326, 334
 寇漫汗國…………… 413
 稟 離…………… 94, 155, 440
 耿 臨…………… 221
 溝 濃…………… 92
 公 孫 淵…………… 240, 241, 446, 457
 公 孫 恭…………… 240, 446
 公 孫 晃…………… 240
 公 孫 弘…………… 125
 公 孫 康…………… 36, 199, 224,
 238, 244, 253, 302, 446
 公 孫 氏……………
 21, 201, 252, 295, 414
 公 孫 度…………… 35,
 199, 221, 237, 252, 446
 公 孫 模…………… 240

號 室 部…………… 484, 489~
 491, 497, 505, 508, 518
 黑 齒 常 之…………… 350
 黑 水…………… 477
 黑水經略使…………… 495
 黑 水 州…………… 493
 黑水都督府…………… 491, 492
 黑 水 府…………… 500
 黑 水 部…………… 484, 491~501, 505
 黑水靺鞨…………… 491, 493
 黑 部…………… 334
 國 祖 王…………… 86
 國 內 城…………… 259
 忽 汗 河…………… 496
 忽 汗 城…………… 280, 486
 忽 汗 水…………… 486
 忽 本…………… 92
 勿 吉…………… もの項を見よ
 兀 惹…………… うの項を見よ
 兀 刺 山 城…………… うの項を見よ
 金光明最勝王經…………… 357
 渾 彌 縣…………… 53, 55, 56

さ

左 部…………… 326, 334
 西京鴨渚府…………… 74, 451
 再 思…………… 214
 崔 埜…………… 299, 303, 430
 沙 尸 良…………… 473, 519
 柵 城…………… 463
 柵 城 府…………… 502

五三四

營 盤..... 162
越 熹 鞞..... 495
越 裳 氏..... 416
延 優..... 230, 231
掾 那 部..... 326, 327, 375
鹽 難 水..... 71
燕 114
燕 王
公孫淵..... 241

お

王 頎..... 134, 139, 246
266, 267, 278, 447, 461
王 險 城..... 27, 116
王 莽..... 88, 440
應 劭..... 144~8
鴨 渌 原..... 283
鴨 盧..... 462
乙 力 支..... 472, 479, 481,
506, 509
溫 祚 王..... 354

か(が)

珂 467
下 殷..... 70, 75
下 句 驪..... 75
下 伯 官 屯
土城址..... 179
下 部..... 326, 334
何 龕..... 426
窩 集..... うの項を見よ
過 節..... 336

五三七

賈耽道里記..... 496
可 邏 達..... 341
華 麗..... 23, 62, 135, 247
華 麗 縣..... 57
解 愛 婁..... 86, 211
解 色 朱..... 86, 211
解 憂..... 86, 211
海 東 古 記..... 218, 228, 233
海 冥 縣..... 43, 55
濊 わの項を見よ
蓋 馬
部族の名としての..... 75
蓋 馬 大 山..... 73, 77, 102
蓋 鹵 王..... 471, 472
外 評..... 331, 340, 341
郭 璞..... 392, 409, 422, 430
葛 城 里 [於乙洞] の土城..... 41
括 地 志..... 345, 362, 390
韓 238, 239
韓 人..... 245
韓 國 人..... 244
韓 那 奚..... 246, 282
翰 苑..... 275, 333, 336, 402
母 丘 儉 紀 功 碑..... 255
母 丘 儉..... 134, 139, 199, 241
247, 254, 257, 267, 446
漢 書 集 解 音 義..... 145
漢 城..... 346
漢 城 (尉禮城)..... 511
含 資 縣..... 39, 40, 55
顏 師 古..... 125
丸 都 紀 功 碑..... 140, 283

丸 都 山..... 263
丸 都 城..... 139, 199, 255,
258, 261, 285
灌 奴 部..... 325, 327, 374
貫 那 部..... 326, 327, 375
桓 那 部..... 326, 327, 375
菅 政 友..... 248

き(ぎ)

箕 氏 朝 鮮..... 112
箕 準..... 114
箕 田 圖 說..... 372
鬼 室 福 信..... 350, 355
貴 德 州..... 166, 170, 173, 174
畿 内..... 345
崎 離 營..... 245
魏 烏 丸 單 于..... 256
魏 收..... 219
魏 略.....
93, 131, 259, 402, 439
北 沃 沮..... 6, 265, 462, 501
紇 升 骨 城..... 92
紇 斗..... 92
紇 本..... 92
宮
句 驪 王..... 62,
85, 86, 208, 214, 224, 443
舊 夫 餘..... 322, 463, 511
舊 三 國 史..... 96
弓 遵..... 135, 245, 272
九 都 督 府..... 339
棘 城..... 299, 430

棘 城 鎮..... 47
棘 城 路..... 44
巨 連
長 壽 王..... 321, 463, 472
魚 豢..... 94, 157
居 就 縣..... 309
居 拔..... 347
齔 60, 134
鄴 中 記.....
403, 406, 408, 422, 432
金 河..... 480
金 春 秋..... 286
金 水 河..... 454
金 富 軾..... 83, 227

く

俱 輪 泊..... 500

け(げ)

卦 婁..... 386
慧 顯..... えの項を見よ
桂 婁 部..... 325, 327,
374, 378, 381, 384, 386
下 戶..... 244, 377
倪 属 利 稽..... 492, 493, 500
犬 加..... 272
建 志..... 418
顯 州..... 488, 493
建 州 女 直..... 171
險 側..... 250
涓 奴 部..... 325, 327, 374, 375

五三六

納本

昭和二十六年八月二十五日印刷
昭和二十六年九月一日發行

滿鮮史研究 上世編
定價壹千貳百圓



著者 池内 宏
發行者 奥西 保宏
印刷者 奈良縣丹波市町川原城 天野 誠四郎
發行所 まさき會社

京都市上京區新町通樺木町下ル
振替京都七〇一七番

索引

(漢字の發音は日本音に従ひ、且つ其の俗音を用ふ)

あ

阿之古村…………… 454
阿觸胡…………… 454
阿什河…………… 454
阿朮火…………… 454
阿不辛河…………… 504
阿勒楚喀
夫餘の國都の所在地として……………
…………… 273, 451
金の發祥地としての…………… 453, 455
安鶴宮址…………… 262
安市城…………… 342
安車骨部……………
…………… 483, 484~5, 505, 518
安東都護府…………… 169, 170
掩施水…………… 106
淹水…………… 106
淹滯水…………… 106
掩澆水…………… 94, 106, 440

い

伊夷模……………
…………… 199, 214, 216, 223,
225, 226, 237, 253, 302,
位居…………… 272
位宮…………… 199, 225,
253, 302, 379, 447, 449
尉仇台…………… 443, 445

尉遲楷…………… 284
尉那巖城…………… 223
夷 貊…………… 79, 101
曷 離…………… 94, 96, 440
依 慮
夫餘王の…………… 316, 461, 501
殷正月…………… 466
殷台…………… 75

う

右 部…………… 326, 334
烏桓〔烏丸〕…………… 153
烏骨城…………… 342, 343
兀 惹…………… 279
兀 惹 城…………… 280
兀刺山城…………… 93
宇文氏…………… 297, 316, 429
于 山…………… 135
亏 陵…………… 135
鬱 陵 島…………… 135
窩 集…………… 273

え

慧 顯…………… 350
永安台
撫順の…………… 164
衛右渠…………… 117
衛氏朝鮮…………… 112, 116
衛 滿…………… 116

12-10-11

工卜2B-86

内本







